

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年5月23日

【会計年度（又は事業年度）】 自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日

【発行者の名称】 SBAB銀行AB(publ)
(SBAB Bank AB (publ))

【代表者の役職氏名】 最高業務執行役員 クラス・ダニエルソン
(Klas Danielsson, Chief Executive Officer)
最高財務責任者 ミーケル・イングランデル
(Mikael Inglander, Chief Financial Officer)

【事務連絡者氏名】 弁護士 島崎文彰

【住所】 東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階
島崎法律事務所

【電話番号】 (03)5802-5860

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注)

1. 本文中、別段の表示のない限り、「クローネ」とはスウェーデン・クローネを意味し、「円」とは日本円を意味する。株式会社三菱UFJ銀行が建値した2018年5月21日現在の対顧客電信直物売買相場の仲値は、1スウェーデン・クローネ=12.68円であった。
2. SBAB銀行AB(publ) (登記番号556253-7513) (以下「SBAB」または「当社」という。)の会計年度は暦年である。
3. 本文中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第1【募集（売出）債券の状況】

募集債券

該当事項なし

売出債券

| 債券の名称 | 発行年月 | 券面総額 | 償還額 | 会計年度末の未償還額 | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 |
|--|---------|----------------|----------------|------------|----------------------------|
| SBAB銀行AB (publ) 2017年3月22日満期ユーロ円建債券 ⁽¹⁾ | 2012年3月 | 2,060,000,000円 | 2,060,000,000円 | - | なし |
| SBAB銀行AB (publ) 2017年5月30日満期ユーロ円建債券 ⁽²⁾ | 2012年5月 | 2,310,000,000円 | 2,310,000,000円 | - | なし |

注(1) 2017年3月22日に全額が満期償還された。

(2) 2017年5月30日に全額が満期償還された。

当社は、2018年1月1日以降、日本において募集および売出しを行っていない。

第2【外国為替相場の推移】

該当事項なし

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

該当事項なし

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

(1)【設立】

設立の根拠および設立年月日

SBABは、1963年金融会社法に基づき、政府の住宅貸付計画の枠内で住宅金融を提供する政府完全所有の金融会社として1984年12月21日に登録され、1985年7月1日より業務を行っている。

SBABの本店は、2015年11月から、ソルナに所在している。

目的、沿革および法的地位

SBABは、完全所有の公開有限責任会社である。政府所有は、スウェーデンの行政府に代表されている。SBABは、銀行・金融業法（2004:297）により規制される独立営利法人であり、スウェーデン金融監督庁の監督に服する。

SBABは、政府支援付住宅ローンに必要な資金を調達するために設立され、1985年7月1日付で業務を開始した。これ以前、政府支援付住宅ローンは、政府予算から直接融資されていた。

SBABグループは、SBAB、完全所有子会社であるスウェーデン・カバード・ボンド・コーポレーション（以下「SCBC」という。）および2016年1月からは子会社であるBooli Search Technologies AB（以下「Booli」という。）からなる。Booliは、完全所有子会社であるHittaMäklare Sverige ABを有しており、後者は、完全所有子会社であるBooli Development ABを有していた。かかる2社はBooliに吸収合併され、当該取引は2016年11月8日付でスウェーデン会社登記所に登記された。当社は、2015年12月にBooliの株式71%を取得し、2016年1月14日に払込みが完了した。2016年第4四半期および2017年にBooliの既存の株式オプション制度がすべて行使され、当社の持分が71%から68%に低下した。Booliの残りの株式については、プット・オプションおよびコール・オプションの双方が付されている。SCBCの主な目的は、カバード・ボンド発行法（2003:1223）に基づきカバード・ボンドを発行することおよびその関連業務を行うことである。

2010年11月30日、スウェーデン金融監督庁は、銀行業務を行うための免許をSBABに付与した。2011年3月16日のSBABの臨時株主総会において、SBABが銀行業務を行うことを認めるその新定款の採択が決議された。それに関連して、社名が「SBAB銀行AB(publ)」に変更された。新定款および新社名は、2011年3月25日付でスウェーデン会社登記所に登記された。SBABの旧社名は、スウェーデン住宅金融公社であった。SBABの最新の定款は、2016年4月28日の年次株主総会において採択され、2016年6月3日付で登記された。

SBABは、住宅抵当ローン、テナント所有者協同組合に対する貸付、個人ローン、貯蓄および法人向け貸付を提供している。SBABが付与する貸付は、通常、十分な担保を要する（ただし、個人ローンに関連する場合を除く。）。十分な担保とは、主に、住宅用不動産の担保証券またはテナント所有者協同組合における持分をいう。貯蓄分野においては、SBABは、貯蓄口座を提供している。SBABは、その商品の販売経路として行為するいくつかの協力会社を有している。

SBABは、2012年4月24日付で、ファンドの受益証券取引の受託および取次ぎに関する免許の形で、証券業務に従事することをスウェーデン金融監督庁から認可され、2013年3月からかかる業務を開始した。ただし、証券業務は清算され、証券業務免許の登録は取り下げられている。

日本との関係

なし。

(2)【資本構成】

下表は、2017年12月31日現在のSBABの資本構成（連結ベース）を表している。

(単位：百万クローネ)
 2017年12月31日現在

負債および資本

負債

| | |
|-------------|----------------|
| 信用機関に対する負債 | 5,674 |
| 一般からの預金 | 111,895 |
| 発行済債券など | 274,517 |
| デリバティブ | 1,643 |
| その他負債 | 429 |
| 未払費用および繰延収益 | 1,697 |
| 繰延税金負債 | 83 |
| 引当金 | 97 |
| 劣後債務 | 4,942 |
| 負債合計 | 400,977 |

資本

| | |
|-------------------|----------------|
| 株式資本 | 1,958 |
| 利益準備金 | - |
| その他準備金 / 公正価値準備金 | 188 |
| その他Tier1資本商品 | 1,500 |
| 繰越利益 | 10,455 |
| 当期純利益 | 1,709 |
| 資本合計 | 15,810 |
| 負債および資本の合計 | 416,787 |

(3) 【組織】

年次株主総会（毎年1回、遅くとも会計年度末から6ヵ月以内に開催）は、とりわけ、下記の権限を有する。

- 1) 理事および監査人の選任ならびに理事会会長の任命
- 2) 損益計算書、貸借対照表および連結損益計算書、連結貸借対照表の承認
- 3) 貸借対照表に示された利益処分（損失処理）案の承認
- 4) 理事および最高業務執行役員の当該会計年度についての責任免除
- 5) 理事および監査人に対する報酬の決定

SBABの業務および事業の一般的管理は理事会が行っている。SBABの日常業務は、理事会の定めた指針および指図に従い、最高業務執行役員がこれに当たる。定款は、SBABの理事会が5名以上10名以内の理事によって構成すべき旨定められている。理事は毎年、年次株主総会で選任され、任期は次回の年次株主総会終了時までである。また、年次株主総会は理事の中から理事会会長1名を選任する。理事会会長が任期中に辞任する場合、株主総会により新たな理事会会長が任命される当該株主総会の終了時までの期間について、理事の互選により新たな理事会会長が任命される。

最高業務執行役員は理事会が選任する。

スウェーデンの会社法（2005年法律第551号。その後の改正を含む。以下「会社法」という。）に従い、最高業務執行役員および理事の少なくとも半数は、欧州経済地域内の居住者でなければならないが、特例として、スウェーデン企業登録庁の指名する機関が例外を認める場合はこの限りでない。

理事会は、SBABの代表権を理事またはその他の者に委任することができる。

年次株主総会では、毎年、理事会および最高業務執行役員の職務ならびに当社の会計書類の監査のため1名または2名の監査人およびその代理1名または2名も選任される。選任された監査人は公認会計士でなくてはならない。公認会計事務所も監査人として選任されうる。登録公認会計事務所が監査人として選任された場合、監査人の代理は選任されない。

監査人の任期は、翌年次株主総会までである。

SBABの2017年12月31日現在の理事会および経営部会の構成は以下のとおりである。

理事会⁽¹⁾

| | |
|----------------|--|
| ボー・マグヌソン | SBAB理事会会長 取締役職：カーネギー投資銀行、カーネギー・ホールディングAB、Rikshem AB、Rikshem intressenter ABおよびSCBC（上記企業すべてにおいて取締役会会長）、KBCバンクN.V. その他：- |
| エヴァ・ギドレーヴ | 取締役職：マーキュリー・インターナショナル・グループAB、メトリアAB（取締役会会長）、SBC Sveriges BostadsrättsCentrum AB（取締役会副会長）、Uniflex AB、ストックホルム商工会議所、国際女性フォーラム・スウェーデンおよびMondrago Consulting AB その他：SNSコンフェデレーション・アンド・ノミネーション・コミティ |
| カール・ヘンリク・ポーリ | 取締役職：Lägenhetsbyte Sverige AB（取締役会会長）、Chiffer Media Aktiebolag（取締役会会長）およびCABOコンサルティングAB その他：個人事業主兼デジタル・アドバイザー |
| ダニエル・クリスティアンソン | 取締役職：Vasallen AB、Industrifonden その他：スウェーデン政府事務次官 |
| ラシュ・ベリエソン | 取締役職：Taggsvampen ABおよびDovana AB その他：KGHカスタムズ・サービスの最高経営責任者 |
| カリン・ムーバリ | 取締役職：フレンズオブアダム、Doro ABおよびDoro Care AB その他：フレンズオブアダムの最高経営責任者 |

| | |
|------------------|---|
| ヤーネ・ルンドグレン・エリクソン | 取締役職：Miskatonic Musik Aktiebolag (副取締役) その他：スウェーデン輸出信用銀行業務執行理事兼貸付部長 |
| ヨーアン・エリクソン | 職員代表 取締役職：BRF Trekanten Liljeholmen その他：当社IT部プロジェクト・マネージャー、当社の専門職員労働組合連盟の地方集会委員会委員長 |
| クリスティナ・ユーン | 職員代表 取締役職： - その他：Köp och Byt重要顧客担当責任者、当社個人市場部職員、当社のスウェーデン金融部門労働組合の地方集会委員会委員長 |
| ロッタ・リンドベリ | 職員副代表 取締役職： - その他：当社個人市場部貯蓄・貸付アカウント・マネージャー、当社のスウェーデン金融部門労働組合の地方集会委員会委員 |
| マルガレータ・ナウムブリ | 職員副代表 取締役職： - その他：当社コンプライアンス・オフィサー、当社の専門職員労働組合連盟の地方集会委員会委員 |

経営部会⁽²⁾

| | |
|--------------|-------------------------|
| クラス・ダニエルソン | 最高業務執行役員 |
| マーリン・ペルボーン | サステナビリティ・戦略的コミュニケーション部長 |
| クラス・ユングクヴィスト | 最高情報責任者 |
| ミーケル・イングランデル | 最高財務責任者 |
| ダニエル・ユンゲル | 協力会社・事業開発部長 |
| サーラ・ダヴィドゴード | 個人向け事業部長代行兼最高執行責任者代行 |
| カリーナ・エリクソン | 人事部長 |
| ティム・ペッテション | 法人顧客・テナント所有者協同組合向け事業部長 |
| ペータル・スヴェンセン | 最高リスク責任者 |

注：

(1)2017年12月31日以降、当社の理事会には以下の異動があった。

- ・2018年2月15日に、ヨーアン・シンクレア氏が新たに理事に選任された。
- ・2018年5月1日に、ヨーアン・エリクソン氏に代わりマルガレータ・ナウムブリ氏が職員代表に就任し、ダーヴィド・ラーション氏が新たに職員副代表に選任された。

(2)2017年12月31日以降、当社の経営部会には以下の異動があった。

- ・2018年5月1日に当社は組織再編を実施した。それに伴い、顧客サービス部、顧客体験部およびデータ・サイエンス部という新たな3部門の各部長が経営部会のメンバーとなり、従前の個人向け事業部および事業開発部は残りの事業部門に吸収された。
- ・2018年5月1日に、クリスティナ・フリード氏が顧客サービス部長に選任された。
- ・2018年5月1日に、カルロッタ・セーリーン氏が暫定的に顧客体験部長に選任された。
- ・2018年5月1日に、最高情報責任者であるクラス・ユングクヴィスト氏が、暫定的にデータ・サイエンス部長にも選任された。
- ・2018年5月1日に、サーラ・ダヴィドゴード氏の役職名は、最高執行責任者からビジネス・スペシャリスト部長に変更された。

「(5)経理の状況」記載の財務書類に対する注7も参照されたい。

(4)【業務の概況】

SBABIは、住宅抵当ローン、テナント所有者協同組合に対する貸付、個人ローン、貯蓄および法人向け貸付を提供している。

市場の状況

スウェーデン経済は、2017年にも引き続き好調であった。これは、好ましい国際経済情勢、スウェーデン・クローネ安および低金利に部分的に起因していた。住宅の新築件数は引き続き大幅に増加した。2016年半ばに返済要件が導入され、また、住宅価格がわずかに低下したものの、個人の住宅ローンは所得の伸びを上回る増加を続けた。

スウェーデンの住宅市場の状況は当社の貸付および収益性に影響を及ぼし、住宅市場の状況はスウェーデンの全般的な経済情勢に影響を受けている。スウェーデンは輸出への依存度が非常に高い小国であり、国際経済情勢に大きく影響される。そのため、当社は、住宅市場および住宅ローン市場だけでなく国内外のマクロ経済情勢にも注意を払っている。

健全な国際経済情勢

2017年に世界経済は引き続き力を増した。米国は景気循環の中で先を進んでおり、ブラジルおよびインドなどの国々は不況を脱した。長期にわたる金融危機とブレグジットによる当初の大きな混乱の後、ユーロ圏における景気の回復はさらにしっかりしたものとなっている。多くの国において低金利が続いており、また、景気循環が上向きになっていることから、民間消費および民間投資は通常より急速に成長した。様々な景況感指標が、世帯および企業の双方における高い信頼感を示した。国際的なプラスのトレンドは、多くの国での大規模な金融緩和政策によるものであり、これは反動リスクを伴う資産価格の上昇につながっている。ポーランド、ハンガリーおよびトルコを含む多くのヨーロッパ諸国ならびに米国においては、政治的混乱が広がった。英国とEUの交渉の行方次第では、ブレグジットによるリスクに関する懸念が再燃する可能性がある。中国における債務の状況および北朝鮮を巡る緊張も懸念される分野である。

減速したが引き続き明るいスウェーデンの経済トレンド

スウェーデンのGDP成長率は前年より低下したが、依然としてOECDの平均を上回った。2017年には、国際的なプラスの趨勢が一因となって、スウェーデンの輸出は引き続き好調であった。ただし、輸入が大幅に増加したため、純輸出は減少した。需要の伸びは、主に民間消費および企業部門投資により維持された一方、公共消費の増加は前年から大幅に鈍化した。

2017年を通じて政策金利はマイナス0.5%にとどまり、インフレ率は徐々に上昇した。インフレ率は、かなりの期間にわたって中央銀行のインフレ目標である2%に近づいている。中央銀行は、2018年半ば以降に徐々に政策金利の引上げを予想している。しかしながら、インフレ率の上昇を守るため、2018年に中央銀行は、長期金利を引き続き抑えるために、保有する政府債が満期を迎えた場合には新たな政府債に再投資を行う予定である。金融緩和政策が、2017年にスウェーデン経済における需要を維持する一助となった。国立経済調査研究所(NIER)によると、政府構造的純貸付の増減として測定した場合、財政政策は需要に対して逆にわずかな引締め効果を有していた。

販売用不動産の増加および住宅価格の低下

住宅価格の長期にわたる上昇は、概ね、何十年間にもわたって新築件数が非常に少なく、実質金利が低く、可処分所得が増加し、都市化が進んだことを含む基礎要因によるものである。金融緩和政策も、かかる傾向に寄与していた。

竣工済住宅数は2017年に大きく増加を続け、戸建住宅よりマンションの方が増加率が高かった。2017年には住宅価格がわずかに低下した。スウェーデン全体で、住宅価格は2.5%低下した。テナント所有マンションの価格は6.5%低下し、ストックホルムでの低下は9.0%であった。戸建住宅の価格は、スウェーデン全体で2017年を通じて0.2%とわずかに上昇した。ストックホルムおよびヨーテボリでは、戸建住宅の価格は若干低下した。

特に一部の部門における新築件数の大幅増および販売用不動産の増加が、市場の不透明性と相まって、最近の住宅価格の低下の最も可能性の高い要因となっている。中央銀行が発表した政策金利の引上げおよび2016年に導入された返済要件もまた、冷却効果を有していたと考えられる。販売期間が長期化し、市況が不確実性を増した結果、一部の建設会社は、テナント所有マンションから賃貸マンションへと建築物件を変更した。同時に、景気が活況であり、就業人口が増加し、金利が低水準にとどまっていることから、市況に関する不確実性が継続する場合にも住宅に対する需要は高水準にとどまり、価格のさらなる低下は抑制されるはずである。返済要件の厳格化は、2018年3月1日から住宅価格に影響を及ぼす可能性がある。

引き続き急増する個人の住宅ローン債務

2017年中に、個人の住宅ローンは7.4% (7.6%。以下文中において括弧内の数字は2016年の比較数値を指す。)増加して3,117十億クローネ (2,902十億クローネ) となり、テナント所有者協同組合向け貸付は9.8% (7.2%) 増加して457十億クローネ (416十億クローネ) となった。低金利、世帯収入の安定した増加、住宅建築数の増加および不動産取引のための好ましい環境すべてが、かかる拡大に貢献した。消費者ローン市場は、2017年に9.2% (4.4%) 拡大して235十億クローネ (215十億クローネ) となった。

2016年から2017年にかけて、世帯可処分所得は4%増加した。すなわち、世帯可処分所得における住宅ローンの割合は引き続き増加した。

高い貯蓄率

2017年末現在、政府の預金保証が付された個人の銀行預金は1,737十億クローネ (1,619十億クローネ) であった。2017年に、個人の銀行預金は7.3% (8.6%) 増加した。所得の増加と底堅い労働市場によって、世帯の貯蓄機会は増加した。同時に、基礎的なバッファーとしての貯蓄に対する需要は依然として堅調である。低金利にもかかわらず、家計貯蓄は、家計債務を上回るペースで増加した。法人顧客およびテナント所有者協同組合の預金の市場は、2017年に8.6% (9.8%) 成長して981十億クローネ (904十億クローネ) となった。

連結利益

当社の事業は引き続き好調であり、2017年には再び力強い業績を上げることができた。

収益

2017年の当社の営業純利益は2,228百万クローネ (2,011百万クローネ) となった。これは主に、正味受取利息の増加によるものである。自己資本利益率は12.5% (12.3%) であり、当社の利益率目標である10%を優に上回った。

利益

貸付額の増加および資金調達費用の減少の結果、正味受取利息は3,149百万クローネ (2,829百万クローネ) に増加した。破綻処理手数料は正味受取利息に計上され、2017年には合計247百万クローネ (102百万クローネ) であった。資金調達活動に伴う費用が増加したため、正味支払手数料は5百万クローネ (7百万クローネの受取) に減少した。金融取引正味損失は12百万クローネ (48百万クローネの利益) であった。前年からの変動は、ベシス・スプレッドの変動による時価の未実現の変動および有価証券の信用スプレッドの変動によるものであった。その他の包括利益は減少して、474百万クローネの損失 (398百万クローネの利益) となった。ユーロの長期金利の変動が、営業純利益に大きな悪影響を及ぼした。

費用

当社の費用は959百万クローネ (889百万クローネ) に増加した。費用の増加は、コンプライアンスおよびサービスを含む分野における人件費の増加ならびにIT投資の増加によるものであった。人件費は479百万クローネ (412百万クローネ) であった。減価償却費、償却費および減損を除くその他費用は、449百万クローネ (450百万クローネ) であった。有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損は、31百万クローネ (27百万クローネ) であった。費用対収益比率は30.3% (30.5%) に低下した。

貸倒損失

2017年通年の貸倒損失は、24百万クローネの回収 (18百万クローネの損失) であり、これは、プラス0.01% (マイナス0.01%) の貸倒損失率に相当する。貸倒損失についての詳細は、「(5) 経理の状況」記載の財務書類に対する注10を参照されたい。

配当政策および利益処分

所有者が策定した原則は、当グループの資本構成を考慮した上で普通配当を税引後当期純利益の40%以上とするものである。2017年について、理事会は684百万クローネ (628百万クローネ) に相当する40% (40%) の配当を提案している。

報酬

2018年の年次株主総会において採択される、上級役員の報酬およびその他の雇用条件に関するガイドライン案には、2017年に採択されたガイドラインからの変更はない。直前に採択されたガイドラインは、「(5) 経理の状況」に掲げる財務書類に対する注7に記載されている。

リスクおよび不確実性

スウェーデン経済は、世界経済の動向および国際金融市場の情勢の影響を受けやすい。スウェーデンにおける経済情勢は当社の将来の収益力に対する最大のリスク要因であり、当社の資産の質は、主にスウェーデンの住宅市場における信用リスクに晒されている。金利リスクおよび通貨リスクの管理には、価格リスクに対する若干のエクスポージャーが伴う。低いインフレ率、低金利ならびに株式市場および不動産価格の上昇に支えられ、家計需要は安定して推移した。2017年末に向けて、市場では不動産価格が若干軟化した。2018年3月時点では、これが一時的なものかまたは何らかの傾向の始まりであるのかを断言することはできない。住宅市場で住宅価格が高騰し、また家計債務が増加していることは、スウェーデン経済が金利および住宅価格の変動の影響を受けやすくなっていることを意味している。住宅価格および債務が、所得の増加を上回るペースで増加を続ける限り、かかる要因に関するリスクは増大すると予想されている。住宅ローン市場に関連する広範な規制の変更、新築物件の増加、販売に要する期間の長期化および不確実性を増した市況もすべて、不確実性要因である。

親会社

2017年の営業純利益は153百万クローネ（355百万クローネ）であった。営業純利益の減少は主に、当期費用の増加および金融取引正味利益の減少によるものであった。正味受取利息は、主に資金調達費用が増加したことで294百万クローネ（326百万クローネ）に減少した。金融取引正味損失は7百万クローネ（143百万クローネの利益）であり、その他の包括利益は130百万クローネ（410百万クローネ）であった。費用は963百万クローネ（872百万クローネ）に増加したが、これはコンプライアンスおよびサービスを含む分野における人件費の増加によるものであった。正味貸倒損失は、13百万クローネの回収（9百万クローネの損失）であった。

AB Sveriges Säkerställda Obligationer (publ) (スウェーデン・カバード・ボンド・コーポレーション - SCBC)

AB Sveriges Säkerställda Obligationer (publ) (スウェーデン・カバード・ボンド・コーポレーション - SCBC) は当社の完全所有子会社であり、当グループの貸付資金を調達するためのカバード・ボンドの発行を主な業務としている。2017年末現在のSCBCの貸付ポートフォリオは、312.2十億クローネ（244.4十億クローネ）であった。2017年のSCBCの営業純利益は合計1,982百万クローネ（1,563百万クローネ）であった。正味受取利息は2,855百万クローネ（2,503百万クローネ）に増加し、営業利益は合計2,731百万クローネ（2,292百万クローネ）に増加した。金融取引正味損益は、61百万クローネの損失（179百万クローネの損失）であった。正味支払手数料は、63百万クローネ（39百万クローネの支払）であった。SCBCの2017年の費用合計は、761百万クローネ（720百万クローネ）に増加した。費用の大半は、当社に外注した業務費用によるものであった。貸倒損失は、12百万クローネの回収（9百万クローネの損失）であった。SCBCの年次報告書は、www.sbab.seで入手可能である。

個人向け事業分野

個人向け事業分野は、貯蓄および貸付商品ならびに住宅および住宅関連サービスを消費者に提供している。住宅ローンが中核的商品であり、消費者ローン、貯蓄口座および保険仲介がそれを補完している。

要約損益計算書 - 個人向け

| | (単位：百万クローネ) | |
|------------|-------------|-------|
| | 2017年 | 2016年 |
| 営業利益 | 2,457 | 2,260 |
| 費用 | -766 | -705 |
| 貸倒損失 | 7 | -13 |
| 営業純利益 | 1,698 | 1,542 |
| 自己資本利益率(%) | 14.4 | 14.7 |

組織

2017年末現在、個人向け事業分野には、個人市場部門、協力会社および事業開発部門ならびにBooliが含まれていた。

住宅ローン

個人住宅ローンの貸付合計は、2017年に約18%増加して248.1十億クローネ（210.0十億クローネ）になった。これは、引き続き強力な顧客への提供商品、競争力のある金利および高いブランド認知度によるものであった。2017年の新規貸付は68.0十億クローネ（47.8十億クローネ）であった。2017年末現在、当社の住宅ローン顧客は255,000人（233,000人）であり、融資対象物件数は161,000件（149,000件）であった。2017年末現在の当社の住宅ローン市場占有率は7.96%（7.23%）と、主要4行に次いで第5位であった。当社の貸付はストックホルム、ウアスンおよびヨーテボリ地域に集中しており、合わせて住宅ローン対象物件の約86%を占めている。当社の住宅ローン顧客の大半が、比較的短期の貸付を選択している。2017年末現在、3ヵ月の固定金利期間を有する貸付合計の割合は68.7%（72.4%）であった。

2016年半ばに、当社は、スウェーデン金融監督庁が公布した規則に従って、新たな融資返済規則を導入した。かかる規則には、担保掛け目（LTV）が70%超の新規住宅ローンについては返済率を年2%とし、それ以降は担保掛け目が50%に低下するまで年1%の返済率とすることが含まれている。2017年11月、政府は、対所得負債比率が高い個人向けの返済要件の厳格化に関する提案を承認した。返済要件の厳格化に伴い、借入額が総収入（税引前収入）の4.5倍を上回る新規住宅ローンのすべての借入人は、毎年、住宅ローンの1%を追加で返済しなければならない。かかる提案は、既存の規則に加えて適用される。新規則は、2018年3月1日に施行される。

2017年末現在、当社の住宅ローン・ポートフォリオにおける担保掛け目^{（注）}は平均58%（61%）であった。同日現在、個人顧客向け住宅ローンの平均金額は1.6百万クローネ（1.4百万クローネ）であった。

注：担保掛け目とは、差し入れられた担保の市場価値に対する借入の規模と定義される。適用ある場合には、計算に当たって保証および担保の先取特権などの要因が考慮される。報告されている平均は、加重平均である。

消費者ローン

消費者ローンは、担保を要しない貸付である。住宅ローンと異なり、消費者ローンは特定の目的に紐づけられてはいないが、住宅金融に関連して住宅ローンを補完するためにしばしば用いられている。2017年末現在、消費者ローンの合計額は2.0十億クローネ（2.0十億クローネ）に達し、市場占有率は0.86%（0.93%）であった。2017年12月31日現在、当社の消費者ローン顧客は約19,000人（18,000人）であった。

貸付ポートフォリオの担保構成、個人向け

(単位：十億クローネ)

| | 2017年 | 2016年 | 2015年 |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| 抵当証書 | 126.5 | 107.0 | 115.4 |
| テナント所有権 | 121.5 | 102.7 | 96.2 |
| 地方自治体保証および地方自治体に対する直接貸付 | 0.1 | 0.3 | 0.4 |
| 政府保証 | 0 | 0 | 0.0 |
| 銀行保証 | 0 | 0 | 0.0 |
| その他担保 | 0 | 0 | 0.0 |
| 消費者ローン ⁽¹⁾ | 2.0 | 2.0 | 2.0 |
| 合計 | 250.1 | 212.0 | 214.0 |

(1) 個人顧客向け無担保貸付

貸付ポートフォリオの地理的分布

| | 2017年 | 2016年 |
|---------------|-------|-------|
| ストックホルム地域 | 65.4% | 64.9% |
| ウアスン地域 | 11.2% | 11.8% |
| ヨーテボリ地域 | 9.6% | 9.4% |
| 大学所在都市および成長地域 | 8.2% | 7.9% |
| その他地域 | 5.6% | 5.9% |

住宅ローン・ポートフォリオの担保掛け目

| | 2017年 | 2016年 |
|--------|-------|-------|
| 0-50% | 34% | 30% |
| 50-75% | 49% | 49% |
| 75-85% | 14% | 15% |
| 85%超 | 3% | 6% |

貯蓄口座

当社の貯蓄口座は、競争力がある金利を提供し、手数料は不要であり、自由に引出し可能であり、スウェーデン政府の預金保証が付されている。2017年には、個人預金は75.1十億クローネ（65.5十億クローネ）に達し、市場占有率は4.33%（4.05%）であった。かかる増加は、高い預金金利、市場における貯蓄商品の地位の確立に向けてマーケティング活動を活発化したこと、また、世帯による貯蓄口座への預金水準が引き続き高かったことによる。2017年末現在、約298,000人（270,000人）の個人顧客が当社に貯蓄口座を有していた。

保険仲介

当社は、住宅ローンおよび住宅に異なる方法で関連している2種類の保険商品、すなわち住宅ローン保険および住宅保険を提供している。住宅ローン保険は、ローンの月次返済額の補償によって失業または疾病休暇から顧客を守るものである。また、住宅ローン保険では、借り手が死亡した場合にはその住宅ローンの全部または一部が償却されることもある。住宅保険では、住宅が損傷した場合に住宅所有者に補償金が支払われる。かかる商品は当社の顧客を保護するものであるが、優良な保険による保護により貸倒損失リスクが低下するため、当社にとっても付加価値となっている。

協力会社

当社の消費者への貸付の一部は、他の事業体との提携によって行われている。2017年末現在、仲介住宅ローンの合計額は約46十億クローネ（41十億クローネ）であり、これは、当社の消費者に対する貸付全体の18.5%に相当する。かかる住宅ローンのうち約17十億クローネ（10十億クローネ）は当社自身のブランドによるものであり、残りの約29十億クローネ（31十億クローネ）は、当社を原債権者として、他社ブランドを用いた仲介住宅ローンであった。当社は、長年にわたって、業務上の規模の経済を生み出すために住宅ローンの販売を増大させることを目的として、他の銀行と協力関係（住宅ローンの仲介）を有してきた。かかる銀行は、当社の財務基盤を利用して、自社ブランドの下で住宅ローン商品の顧客への提供を強化することができた（いわゆる「ホワイトラベル」提携）。2017年第4四半期に、当社は、残り3件のかかる協力関係を解消した。当社は、当社ブランドでの貸付によって最大の顧客利益を提供し、最も強力な顧客関係を構築できると考えているため、しばらく前から当社ブランドによる新規貸付を優先してきた。かかる住宅ローンは当社の貸借対照表上に残り、顧客関係は所定の通知期間後に当社に譲渡される。ただし、協力関係のうちの1件では、協力会社が住宅ローンを引き継ぎ、貸手として当事者になる権利を有する。今後、当社は、顧客価値の創出の可能性が見出せるデジタル・ビジネス・モデルを有する事業体との協力関係に主に焦点を当てていく。

貸倒損失

当社はリスク許容度が低く、支払不能を積極的に管理していることから、近年、貸倒損失は低水準にある。不動産価格の上昇および低金利が、かかる傾向にプラスの影響を及ぼしている。2017年の貸倒損失は、7百万クローネの回収（13百万クローネの損失）であった。

Booli

Booliは、2つの事業分野からなる。すなわち、住宅関連サービス（www.booli.seおよびBooli Proによるサービス）および不動産業（www.hittamaklare.seによるサービス）である。2017年におけるBooliの売上高は、前年より21.5%増となる30.1百万クローネに増加した。Booliのウェブサイトの閲覧者数（1週間当たりの重複しない平均人数で測定）は、合計305,895人であり、2016年から19%増加した。

法人顧客およびテナント所有者協同組合向け事業分野

法人顧客およびテナント所有者協同組合向け事業分野は、集合住宅への融資を行う。当社は、柔軟な組織および大規模プロジェクトの管理能力を有しており、専門知識およびプロ意識を特徴とするサービスを提供している。

当社は、主に大規模不動産の所有者、テナント所有者協同組合および建設会社を対象としている。かかる顧客グループにおいて、当社は与信および不動産に関する技能および広範な経験によって極めて高い競争力を有している。当社の法人顧客およびテナント所有者協同組合向け事業分野における融資は、広い成長地域ならびにストックホルム、ヨーテボリおよびマルメの3ヵ所に所在する当社事務所の周辺地域に集中している。かかる地域において、当社は、競争力を維持し、可能な限り最高のサービスを顧客に提供するために必要である緊密な関係を構築することができる。

要約損益計算書 - 法人顧客およびテナント所有者協同組合向け

| | (単位：百万クローネ) | |
|-------------|-------------|-------|
| | 2017年 | 2016年 |
| 営業利益 | 734 | 614 |
| 費用 | -193 | -192 |
| 貸倒損失 / 回収 | 17 | -5 |
| 営業純利益 | 558 | 417 |
| 自己資本利益率 (%) | 8.8 | 8.1 |

組織

当社は、ストックホルム、ヨーテボリおよびマルメに事務所を有している。貸付の半分以上はストックホルム事務所が占めている。

不動産融資

法人顧客およびテナント所有者協同組合向け事業は、個人が所有する集合住宅とテナント所有者協同組合が所有する集合住宅の双方に融資を行っている。かかる不動産は、既存の建物または新築物件からなり、当社は土地および建築物を抵当として最終融資を提供する。2017年12月31日現在、法人顧客およびテナント所有者協同組合に対する当社の貸付は合計85.0十億クローネ（84.2十億クローネ）であり、当社の貸付合計の約25%（28%）を占めた。

当社は不動産価値の75%を上限として融資を提供する。当社は、与信プロセスにおいて不動産市場の状況を定期的に監視し、年1回以上、すべての顧客関係の見直しおよびリスク評価を実施している。

法人

不動産会社に対する新規貸付は引き続き好調であり、2017年には合計6.4十億クローネ（6.0十億クローネ）であった。これは、速いペースでの新築が続き、管理物件の資金調達が増加し、不動産会社および建設会社から大きな需要が継続したためである。しかしながら、2017年下半期に複数の比較的大規模の不動産会社が債券市場での借換えを選択したため、貸付合計額は33.2十億クローネ（33.5十億クローネ）へとわずかに減少した。2017年には顧客の不動産会社の数は減少し、2017年末現在では72社（76社）となった。かかる減少は、主に会社間の買収合併によるものであった。2017年末現在の不動産会社への貸付に係る市場占有率は11.30%（11.07%）であった。

新築市場における市況が変化した結果、当社はここ最近、貸付に対するアプローチにさらなる制約を課している。ストックホルムおよびその他成長地域などの一定の地域では、新築が特に増加している。そのため、新築物件に対する融資を付与する際に、より厳格な販売前要件の設定および自己投資金額の増加などの対策が必要となっている。

2017年12月31日現在の商業不動産に対する当社の貸付は3.5十億クローネ（4.8十億クローネ）であった。当社は集合住宅に関する融資に主に焦点を当てており、商業不動産への融資の増加は意図していないが、事業全般または個々の事例での顧客関係により必要であれば融資を提供することができる。

テナント所有者協同組合

2017年末現在、テナント所有者協同組合への当社の貸付は51.8十億クローネ（50.7十億クローネ）であり、2017年における新規貸付は7.1十億クローネ（5.0十億クローネ）であった。かかる増加は、活発な市場活動および既存顧客への協定の動向によるものであった。2017年末現在のテナント所有者協同組合への貸付に係る市場占有率は10.23%

(11.22%)であった。市場占有率の減少は、テナント所有者協同組合向けの貸付について、スウェーデンの銀行間で低い利益率での競争が引き続き激しかったためである。このことは、当社が市場と同じペースで成長することができない一因となった。

2017年に顧客のテナント所有者協同組合の数は減少し、2017年末現在では1,979組合(2,162組合)となった。かかる減少は、融資対象を絞り、質を高めるという当社の戦略に沿ったものであった。

貸付ポートフォリオの担保構成、法人顧客およびテナント所有者協同組合向け

| | (単位：十億クローネ) | | |
|-------------------------|-------------|-------|-------|
| | 2017年 | 2016年 | 2015年 |
| 抵当証書 | 83.5 | 82.2 | 80.1 |
| テナント所有権 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 地方自治体保証および地方自治体に対する直接貸付 | 0.9 | 1.1 | 1.7 |
| 政府保証 | 0.1 | 0.2 | 0.2 |
| 銀行保証 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| その他担保 | 0.5 | 0.7 | 1.0 |
| 合計 | 85.0 | 84.2 | 83.0 |

貸付ポートフォリオの地理的分布

| | 2017年 | 2016年 |
|---------------|-------|-------|
| ストックホルム地域 | 52.7% | 51.7% |
| ウアスン地域 | 15.5% | 15.4% |
| 大学所在都市および成長地域 | 15.3% | 15.5% |
| ヨーテボリ地域 | 7.7% | 8.1% |
| その他地域 | 8.7% | 9.4% |

貯蓄口座

当社は、法人顧客およびテナント所有者協同組合に対して、貯蓄口座について競争力がある条件も提供している。2017年には、法人顧客およびテナント所有者協同組合（非金融会社）からの預金が増加し、預金額は合計36.8十億クローネ（31.3十億クローネ）となり、2017年末現在の市場占有率は3.75%（3.10%）であった。2017年末現在、法人顧客9,300社（9,100社）およびテナント所有者協同組合4,300組合（4,000組合）が当社に貯蓄口座を有していた。

資金調達および流動性

当社の業務は、主に資本市場における資金調達によって資金を賄っている。ただし、2007年以降、一般からの預金による資金調達も増加している。

資金調達活動

当グループは、親会社である当社を通じてシニア無担保債券市場で、また完全所有子会社であるSCBCを通じてカバード・ボンド市場で活動を行っている。

当グループは、2017年に73.7十億クローネ（47.6十億クローネ）の長期債券を発行した。2017年末現在、当グループが発行した債券残高は合計274.5十億クローネ（247.4十億クローネ）であり、うち、204.2十億クローネ（175.9十億クローネ）は担保付債券であり、70.3十億クローネ（71.5十億クローネ）は無担保債券であった。

資金調達戦略

当社は、安定した競争力のある資金調達の利用を通じて、魅力的な条件での貸付の提供を確保している。

当社は、個人および法人からの預金を増加させることで資金源の多様化に積極的に取り組んでいる。近年、預金額が増加しているため、資本市場に対する当社の依存度は低下した。これは、預金によって資金調達源の構成が改善し、よりバランスの取れたものとなったためである。当社の資金調達戦略は、多様な借入を促進し、スウェーデン市場およびヨーロッパ市場の双方において定期的に債券を発行することを基礎としている。残存期間が短い債券の買戻しなどによ

る積極的な債務管理およびバランスの取れた満期構成もまた主要な要素である。当社は、当社が営業している市場、特にスウェーデンおよびヨーロッパの市場の投資家と定期的に会合を開いて最新情報を提供することも重視している。

無担保債券による資金調達

長期資金調達

当社の事業には住宅関連融資が含まれており、これには安定した長期資金調達が必要である。預金の流入が引き続き堅調であり、健全な流動性があることも要因となって、2017年には長期無担保債券による資金調達の必要性がわずかに減少した。2017年末現在、長期無担保債券による資金調達額は合計64.9十億クローネ（62.6十億クローネ）であった。

短期資金調達

短期資金調達が当社の資金調達全体に占める割合は、引き続き限定的である。2017年末現在、短期シニア無担保債券による資金調達額は合計5.5十億クローネ（8.8十億クローネ）であった。当社は、主に異なる期間を有する流動性を管理し、マッチングを行うために短期資金調達を利用している。

担保付き資金調達

カバード・ボンドの発行による資金調達は、完全所有子会社であるSCBCによって行われている。2017年末現在、カバード・ボンドの発行残高は合計204.2十億クローネ（175.9十億クローネ）であった。

SCBCの概観

SCBCの主要業務は、スウェーデンの資本市場および国際資本市場においてカバード・ボンドを発行することからなる。同社の資金調達プログラムは、格付機関ムーディーズから長期格付として最高位であるAaaを取得している。SCBCは自身では貸付業務を行っていないが、それに代わって当社から債権を取得している。かかる債権取得の目的は、かかる債権の全部または一部を、SCBCのカバード・ボンドについての抵当となる担保プールに含めることである。SCBCのカバード・ボンドおよび担保プールに関する情報は、www.sbab.seにおいて毎月公表されている。

| 短期資金調達源 | 上限 |
|---------------------------------|----------|
| スウェーデン・コマーシャル・ペーパー・プログラム (SVCP) | 25十億クローネ |
| ヨーロッパ・コマーシャル・ペーパー・プログラム (ECP) | 3十億ユーロ |

| 長期資金調達源 | 上限 |
|---|---------|
| ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム (EMTN)、SBAB | 13十億ユーロ |
| ユーロ・ミディアム・ターム・カバード・ノート・プログラム (EMTCN)、SCBC | 16十億ユーロ |
| スウェーデン・カバード・ボンド・プログラム、SCBC | 上限なし |
| オーストラリア・カバード・ボンド発行プログラム、SCBC | 4十億豪ドル |

資金調達源、当グループ

| | 2017年 | 2016年 |
|-----------------------------|-------|-------|
| スウェーデン・ベンチマーク・カバード・ボンド、SCBC | 30.4% | 29% |
| 預金 | 28.5% | 28% |
| EMTCNプログラム、SCBC | 21.8% | 21% |
| EMTNプログラム、SBAB | 16.6% | 18% |
| ECP | 1.5% | 3% |
| 劣後債 | 1.3% | 2% |
| SVCP | 0.2% | 0% |
| 日本市場における「サムライ債」の発行 | 0.0% | 0% |

資金調達源の通貨別内訳、当グループ

| | 2017年 | 2016年 |
|-------------|-------|-------|
| スウェーデン・クローネ | 75% | 74.6% |
| ユーロ | 23% | 21.5% |
| その他通貨 | 2% | 3.7% |
| 日本円 | 0% | 0.1% |

流動性ポートフォリオ

当社の流動性ポートフォリオは、他の資金源から流動性を得る能力が制限されるかまたは大幅に困難となった状況に対する準備として機能することを主な目的としている。流動性ポートフォリオの規模は、1年間に期限が到来する債務を若干上回る金額に等しい。流動性ポートフォリオの規模および構成は、外部の規制および内部の制限の双方により決定される。

2017年末現在の流動性ポートフォリオの金額は72.7十億クローネ（69.3十億クローネ）であった。有価証券の保有は、資産の種類および国ごとにそれぞれ制限があり、取得時の格付はAAAでなければならない。ポートフォリオの平均年限は2.2年（2.3年）であり、新たな投資については最大10年である。投資の大半はスウェーデン・クローネ、ユーロおよび米ドル建てである。ポートフォリオの金利リスクおよび通貨リスクの管理には、デリバティブが用いられている。

流動性ポートフォリオ内のグリーン・ボンド

2017年末現在、当社は約2.3十億クローネ（1.4十億クローネ）のグリーン・ボンドを保有していた。当社は、現行の投資方針の範囲内で、かかる債券の保有を増やすことを目指している。

格付

2017年8月に、ムーディーズ・インベスターズ・サービスは、当社の収益性および資金調達構成の改善を含む複数の理由から、当社の長期格付をA2（見通し：ポジティブ）からA1（見通し：安定的）に引き上げた。2017年11月に、スタンダード＆プアーズは、当社の長期格付の見通しをネガティブから安定的に引き上げた。詳細については、www.sbab.seを参照されたい。

| | ムーディーズ | スタンダード&プアーズ |
|-------------|--------|-------------|
| 長期資金調達、SBAB | A1 | A |
| 長期資金調達、SCBC | Aaa | - |
| 短期資金調達、SBAB | P-1 | A-1 |

流動性に関する主要値

| | 2017年 | 2016年 |
|-----------------------------------|-------|-------|
| 流動性カバレッジ比率（LCR）（%） ⁽¹⁾ | 249 | 277 |
| 安定調達比率（NSFR）（%） ⁽²⁾ | 117 | 122 |

(1) 信用機関の流動性カバレッジ要件に関する欧州委員会委任規則に従った、全通貨を合わせた流動性カバレッジ比率（LCR）。

(2) 当社の解釈による安定調達比率（NSFR）。

リスクおよび資本管理

リスク管理には、当社があらゆる種類の状況において弾力性を有し、かつ、不測のリスクでも管理できることを保証するだけの資本を有していることの確保が含まれる。

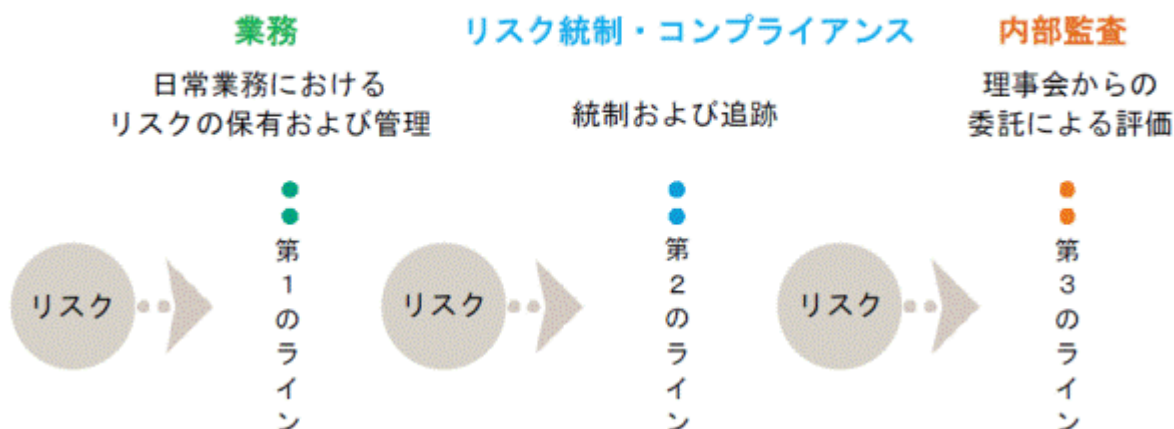
当社のリスク管理機能は、当社の業務における様々な種類のリスクを特定し、分析し、防止する。主なリスクは、特に個人顧客に対する貸付および貸付約定から発生する信用リスクである。さらに当社は、資金管理業務においても信用リスクに、中でも財務リスクを管理する目的で締結したデリバティブおよびレポ契約に係る相手方リスクにも晒されている。当社の業務におけるその他のリスクは、主に市場リスク、流動性リスク、事業リスクおよびオペレーショナル・リスクに関連している。当社は、ストレス状況においても、かかるリスクを賄うために十分な資金を維持している。現在、当社は十分な資本を有しており、所要自己資本の内部推計額とスウェーデン金融監督庁の計算による所要自己資本の双方を優に上回る自己資本を有している。流動性リスクは、流動性準備を維持し、多角的な資金調達を行うことで管理されている。

当社のリスクおよびリスク管理方法

リスクは、現在または将来の事由によって発生することのある潜在的な悪影響と定義される。リスクの定義には、事由発生の蓋然性ならびにかかる事由が当社の利益、業務および資本に与える可能性のある影響が含まれる。リスクは、リスク方針に従って、「SBABのリスク許容度」という枠組みを用いて分類されている。かかる枠組みには、当社が選定した長期的戦略の枠組みの中で事業目標を達成するために当社が負う準備のあるリスクの定義が含まれる。

当社のリスク管理において、役割および責任は、以下の防御の3つのラインに従って分割される。すなわち、日常業務におけるリスクを保有および管理する業務部門、統制、監視および追跡を行うリスク統制・コンプライアンス部門ならびに理事会からの委託により評価を行う内部監査部門である。

防御の3つのライン



リスク・ガバナンス

測定可能なリスクはすべて監視され、理事会に報告される。理事会が、当社のリスク・エクスポージャー全体に最終的な責任を負う。理事会は、適切な内部統制をもって業務が行われることを確保することに責任を負っている。

最高業務執行役員は継続的な業務の管理に責任を負い、また、各部門（複数のリスク統制部門を含む。）の理事会への報告が、関連する指示に従って行われているかどうかを監視する。

信用・リスク部門内の複数のリスク統制部門が、すべてのリスクの特定、定量化、分析および報告に責任を負う。最高リスク責任者は、信用・リスク部門内の独立したリスク統制部門に責任を負い、当社の最高業務執行役員および理事会に直接報告を行う。

リスク戦略

当社は、当社が晒されているかまたは晒される可能性があるリスクを特定し、測定し、統制し、内部で報告し、管理を維持する責任を負っている。理事会は、当社の事業と顧客のための価値の生成方法とに基づいて戦略的な方向性および当社が前向きに許容できる包括的なリスク水準を採択する。すなわち、当社が意識的に晒されるリスクは、当社の事業活動に直接関連があるかまたは必要とみなされるリスクのみである。

当社の収益性は、不測の事由に対応するために十分な流動性および資本を維持しつつ、リスクを評価し、管理し、価格設定を行う能力に左右される。当社が晒される可能性のある一切のリスクに関する知識および意識ならびに存在するリスクおよび潜在的なリスクの規模を推定するための適切な専門知識が、当社の業務には絶対的に必要である。当社は、リスク意識およびリスク許容度がリスク管理に適切であるかどうかを毎日監視することを主な任務とするリスク統制のための独立した部門を設置している。

当社は、新たなまたは大幅に変更された商品、サービス、市場、プロセスおよびITシステムの承認に関する文書化されたプロセス（NPAP）を有している。同じプロセスは、当社の組織および業務の大幅な変更にも適用される。理事会は、あらゆる重要なリスクに制限を設けている。かかる制限は、所定のリスク許容度に見合ったものでなければならない。

リスクテーク

当社のリスクテークは、当社の戦略、資本および財務上の安定性に関する短期および長期計画に合致する水準に維持される。

当社の業務モデルの重要な部分には、当社が晒されるリスクが小さくかつ予測可能であることが含まれている。現実的には、これは個々の信用エクスポージャーが極めて低リスクであるという意味ではなく、貸付ポートフォリオ全体が概ね低リスクの貸付で構成されていることを意味する。また、個々の貸付の内部リスクの効果によって、当社のリスク全体が限定される。

様々な種類のリスクに対する当社の許容度の基礎は、明確に定められた当社のリスク許容力の区分内に各リスクが収まることである。リスク許容力は、主に、当社の継続的な利益稼得能力および自己資金を通じて予想損失および不測の損失をカバーする能力をいう。

リスクが許容される範囲は、当社の業務の状態に対する当該リスクの重要性、すなわち予想される収益、費用節減またはその他リスクの軽減の形での達成が期待されるプラスの影響と明確に連動する。当社は、適切な機能、戦略、プロセス、手続き、内部規則、制限および統制によって望ましくないリスクを最小限に抑えている。

自己資本比率

当社の資本目標によれば、正常な状況下では、普通株式等Tier1資本比率は、スウェーデン金融監督庁により発表された普通株式等Tier1資本所要水準を1.5パーセント・ポイント以上上回らなければならない。さらに、正常な状況下では、当社の総自己資本比率は、スウェーデン金融監督庁により発表された資本所要水準を1.5パーセント・ポイント以上上回らなければならない。また、当社はその他一切の規制上の資本所要水準も満たさなければならない。当社内での推定によれば、2017年末現在、新たな資本目標は27.3%以上の普通株式等Tier1資本比率および37.7%以上の総自己資本比率に相当する見込みである。

2017年末現在、普通株式等Tier1資本比率は32.2% (32.2%) であり、総自己資本比率は47.6% (51.6%) であった。これは、内部の目標および外部の規制上の所要水準の双方を優に上回っている。当期純利益が、自己資本およびTier1資本の計算に含まれている。当社の配当政策に従って計算された配当は差し引かれている。

当社の資本目標

(百万クローネ)

| | 総自己資本 | % | 普通株式等 Tier1資本 | % |
|--------------------------------|---------------|--------------|------------------|--------------|
| 第1の柱、最低所要水準 | 3,344 | 8.0% | 1,881 | 4.5% |
| 第2の柱、コア所要水準 | 1,957 | 4.7% | 1,305 | 3.1% |
| 第2の柱、リスク・ウェイトのフロア、スウェーデンの住宅ローン | 7,940 | 19.0% | 5,717 | 13.7% |
| 資本保全バッファ | 1,045 | 2.5% | 1,045 | 2.5% |
| カウンターシクリカル・バッファ | 829 | 2.0% | 829 | 2.0% |
| 内部評価された所要自己資本 | 15,114 | 36.2% | 10,776 | 25.8% |
| 当社の資本目標 | 15,741 | 37.7% | 11,403 | 27.3% |
| 当社の実際の資本 | 19,891 | 47.6% | 13,443 | 32.2% |

2017年における重大なリスクの変化

信用リスク

貸付ポートフォリオが拡大したため、2017年には信用リスクはいくぶん増加した。2017年には、平均担保掛け目 (LTV) と負債比率が低下するという新規貸付にとって有利な動向もあった。その他の分野でも、延滞顧客数の減少および返済率の上昇に伴って貸付ポートフォリオの質が改善した。2017年末にかけて、住宅市場においては、価格の低下および不動産の販売期間の長期化という形で不確実性が増大した。当社は、融資対象物件の1平方メートル当たり価格の低下を認識しているが、リスク指標または貸付ポートフォリオ全般の信用の質に対する重大な影響は了知していない。

家計の債務水準は、依然として重要な国民的な議論の対象となっており、当局、銀行および政治家も関心を寄せている。過去数年間に、当社は、負債比率への制限および当社独自の返済規則などの複数の取組みも実施してきた。2017年に、当社は住宅関連費用の計算をさらに上方修正し、負債比率 (すなわち、貸付に対する所得の割合) に総所得の5.5倍という制限を設けた。2017年11月13日、スウェーデン金融監督庁は、将来における金融危機に備えて家計を強化するための最終案を提出した。かかる提案には、借入額が総収入 (税引前収入) の4.5倍を上回る新規住宅ローンのすべての借入人は、現行の最低要件と比べて、毎年、住宅ローンの1パーセント・ポイントを追加で返済しなければならないことが含まれている。これは、現行の規則に加えて適用される。かかる提案によれば、新規規則は、2017年11月30日の政府承認を受けて、2018年3月1日に施行される。

その他の種類のリスク

資金管理業務において、当社は引き続き、決済機関として知られる相手方を經由して金利デリバティブを決済した。流動性ポートフォリオの取引勘定として分類された部分が廃止された結果、第1の柱に含まれる市場リスクは、2017年には低下を続けた。2017年には、その他の種類のリスクに重大なリスクまたはモデルの変更はなかった。

2017年におけるその他の重大な事由

当社は2017年に、新たな規制枠組み（特に、2018年1月1日付で施行されたIFRS第9号）の適用ならびに提案され、採択された新規則の解釈および分析のために着実に作業を進めた。自己資本比率に関連した規制上の変更について高いリスク意識を保つため、当社の理事会は、継続的にリスク分野に関する研修を受けている。

2017年12月にバーゼル委員会は、第1の柱に関連するリスクに対する資本要件の計算のための改革案を発表した。

当社は、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに係る定義の変更および標準化された手法ならびに信用評価調整（CVA）リスクのための関連手法という形で新たな国際基準の影響を受けている。さらに、将来の資本フロア、その段階的な導入およびレバレッジ要件が明確化された。定義に関するさらなる明確化および地域的な規制上の枠組みの影響が今後予想される。当社は、規制の動向を緊密に追跡し、今後の要件および明確化を継続的に探索している。全体として、当社は、現時点で了知している規制上の枠組みすべてへの適応を推進するに当たって準備が整っており、また、十分な資本を有している。

当社の重要なリスク

| リスクの種類 | リスク許容度 | | リスク特性 | リスク管理 |
|--|--------|----|---|---|
| | 分類 | 水準 | | |
| <p>貸付業務における信用リスク</p> <p>相手方が当社に対する支払義務を履行しないリスク。信用リスクは、顧客が融資の元金を支払えないかまたはそれ以外に融資契約を履行できないことによる損失リスクとして定義される。信用リスクは、貸付および貸付約定に伴って、ならびに差し入れられた抵当の価値の変動に関連して発生する。信用リスクには集中リスクも含まれる。これは、個々の相手方、地域または業種に対する大規模なエクスポージャーによって発生する信用リスクの増大をいう。</p> <p>「(5)経理の状況」記載の財務書類に対する注2aを参照されたい。</p> | 望ましい | 中 | <p>当社の顧客基盤は、主に消費者およびテナント所有者協同組合であり、その大半は主要都市地域に集中している。規模は限定的であるが、商業不動産向けの貸付も行われている。</p> | <p>信用リスクは当社の事業モデルにとって中核的であり、業務における主要なリスクとみなされている。当社の与信は、顧客の長期返済能力および耐性を考慮した責任ある与信を特徴としている。与信規則および与信管理は、継続的に分析され、処理され、改善される。法人顧客は個別に処理され、個人顧客は、与信承認プロセスと併せて構造化プロセスを用いて分析される。</p> |
| <p>資金管理業務における信用リスク</p> <p>投資リスクと相手方リスクの合計と定義される。相手方リスクは、金利または為替レートなどの変動によって商品価値が変動した際に発生する金融デリバティブの信用リスクとして定義され、当社はかかる相手方に対して未収金を認識する。さらに、相手方リスクには、当社の金融相手方がレポ契約に基づく約定を果たせないことが含まれている。投資リスクは、金融投資における信用リスクとして定義され、債務者が支払義務を履行しない、すなわち返済が遅延するまたは返済が行われないうリスクを含んでいる。投資リスクは、流動性ポートフォリオへの投資および余剰流動性の投資によって発生する。</p> <p>「(5)経理の状況」記載の財務書類に対する注2bを参照されたい。</p> | 必要リスク | 低 | <p>当社の相手方リスクおよび投資リスクは低水準にあり、主要なリスクとはみなされていない。</p> | <p>相手方リスク・エクスポージャーは、主に担保契約でカバーされている。かかる契約では、エクスポージャー削減のために相手方が担保を提供する。当社はAAAの格付を有する利付債券にのみ投資しているため、投資リスクは緩和されている。</p> |

| | | | |
|---|---------|--|--|
| <p>市場リスク</p> <p>市場変動による損失または将来の収益の低下リスク。市場リスクには、金利リスク、通貨リスク、ベース・リスクおよびスプレッド・リスクが含まれる。通貨リスクは、他通貨に対するスウェーデン・クローネの為替レートの変動による損失または将来の収益の低下リスクをいう。金利リスクは、資産と負債が異なる固定金利期間および金利条件を有することから、金利の変動による損失または将来の収益の低下リスクとして定義される。スプレッド・リスクは、異なる発行者について金利コストの条件が異なることによるエクスポージャーをいう。ベース・リスクは、異なる金利に固定された預金と貸付に関連するリスクをいう。</p> <p>「(5)経理の状況」記載の財務書類に対する注2dを参照されたい。</p> | 必要リスク 低 | <p>当社の市場リスクは低水準にあり、主要なリスクとはみなされていない。</p> | <p>金利リスクは、直接融資またはデリバティブの利用によって緩和される。通貨リスクは、国際的な通貨建てでの資金調達を通貨スワップによりヘッジすることで、または対応する通貨に投資することで緩和される。</p> |
| <p>オペレーショナル・リスク</p> <p>不適切なもしくは不首尾なプロセス、人為的ミス、システムの欠陥または外的事由に起因する損失のリスクで、法務リスクを含む。当社に関連するオペレーショナル・リスクの形態は、事象の種類の種類によって示される。関連する事象の種類には、例えば、内部および外部での不正行為、労働条件および環境、有形資産の損傷、事業活動およびシステムの中断、取引管理およびプロセス管理がある。法務リスクには、契約もしくはその他の法的取引が具体的な条件に従って完了できないかまたは当社の業務に悪影響を及ぼす可能性のある訴訟手続きが開始されるリスクが含まれる。</p> <p>「(5)経理の状況」記載の財務書類に対する注2eを参照されたい。</p> | 必要リスク 低 | <p>オペレーショナル・リスクは、あらゆる事業につきものである。当社は、オペレーショナル・リスクのための費用と業務活動との関係の最適化を目指している。当社は、業務、戦略、リスク許容度およびマクロ環境を考慮に入れて効率的かつ競争的に事業コンセプトを実行するためにオペレーショナル・リスクが必要不可欠であると考えている。</p> | <p>当社内でのリスク管理は、オペレーショナル・リスクの統一的な評価および報告からなる。すべての業務におけるリスク水準は定期的に分析され、理事会、最高業務執行役員および経営部に報告される。</p> <p>監視プロセスにおいて、自己評価およびインシデント管理が中心的な特徴となっている。</p> <p>プロセスの変更または新プロセスの導入によって発生する可能性のあるリスクを特定するために、実施前に新商品承認プロセス（NPAP）が実行される。</p> |
| <p>事業リスク</p> <p>競争の激化、不適切な戦略または誤った意思決定によって収益が減少するリスク。当社が使用している会計基準では、ポートフォリオ内の一定の要素を時価で測定し、別の要素を簿価で認識することが求められているため、収益、ひいては自己資本にも、ポートフォリオが実際に晒されているリスクには対応しない影響がある。かかる影響を制限するため、収益の変動性が測定され、制限される。</p> <p>「(5)経理の状況」記載の財務書類に対する注2fを参照されたい。</p> | 必要リスク 低 | <p>当社の事業リスクは低水準にあり、主要なリスクとはみなされていない。</p> | <p>通常、新事業は当社の既存事業と比較的類似している。新商品または新市場の形態の変化は、当社の活動において小さな割合を占めるのみである可能性があり、当社の利益水準が大きく脅かされることがなく、また、高い確率で自己資本への圧力が避けられるようなペースで実施すべきである。適用する会計基準から発生する営業損益に対する影響は、制限の設定およびヘッジ会計のさらなる利用によって緩和される。</p> |

流動性リスク

必要リスク 低

関連費用の著しい増加なしには当社が満期日に支払義務を履行できないリスク。短期流動性リスクは、流動性の欠如による短期的な影響のリスクの尺度であり、構造的流動性リスクは、資産と負債の満期のミスマッチの結果、長期的に流動性が欠如するリスクの尺度である。

「(5)経理の状況」記載の財務書類に対する注2cを参照されたい。

当社の流動性リスクは低水準にあり、また、当社は多様な資金調達源を有している。流動性準備に含まれる有価証券は、流動性を保証するために高い格付を有しており、スウェーデン中央銀行または欧州中央銀行への担保として適格である。

当社の流動性戦略には、積極的かつ継続的な流動性計画、活発な債務管理および十分な流動性準備が含まれる。資金調達戦略には、資産サイドの予想満期が考慮される。これに基づき、当社は、十分に長期の多様な資金調達を維持することで構造的な流動性リスクを限定している。当社が有している数種類の流動性の測定基準には制限が課されており、また、その大半は毎日監視され、報告されている。

(5)【経理の状況】

SBABの財務書類は、会社法および監査人法（2001年法律第883号）のもとで監査人としての正当な資格を有する監査人により毎年監査され、報告されることを要する。かかる監査人は、翌年次株主総会までを任期として年次株主総会で選任される。

監査人は毎年、年次株主総会に対し監査報告書を提出しなければならない。報告書は、各年度末後6ヵ月以内に開催される年次株主総会の3週間以上前に理事会に提出されることを要する。

監査報告書は、年次報告書(*)が信用機関および証券会社に係るスウェーデン年次報告法に従って作成されているか否かについての記載を含まなければならない。

監査人がその監査の過程で理事または最高業務執行役員に損害賠償責任を伴う可能性のある行為または不作為があったと認めた場合、あるいは理事または最高業務執行役員が上記以外の点で会社法、信用機関および証券会社に係る年次報告法または定款に違反するような行為を行った場合には、監査報告書の中でその事実に言及しなければならない。監査報告書はまた、理事および最高業務執行役員の当社に対する免責についての記載も含むものとする。監査報告書はまた、監査人が株主の注意を喚起したいと欲する情報を含むこともできる。

監査報告書には、貸借対照表および損益計算書の承認および理事会の報告の中で提案された利益処分案についての特定の陳述を記載することを要する。

下記は、SBABの2017年度年次報告書に掲載された2016年および2017年12月31日に終了した2年間についての財務書類の和文訳（一部編集されている。）ならびにかかる財務書類に対して監査人が発行した各監査報告書の和文訳である。

(*)信用機関および証券会社に係るスウェーデン年次報告法の規定に従い、SBABは各年度につき年次報告書を作成しなければならない。当該報告書は、損益計算書、貸借対照表、注記、理事会の報告、キャッシュフロー分析および自己資本比率の分析で構成される。年次報告書および監査報告書は年次株主総会に提出され、同総会で損益計算書および貸借対照表が承認される。

監査報告書（訳文）

SBAB銀行AB (publ) 株主総会宛

登記番号556253-7513

年次財務書類および連結財務書類に関する報告

意見

当職らは、60ページないし69ページ（訳注：英文版の年次報告書のページである。）のコーポレート・ガバナンスに関する報告書を除き、2016年度のSBAB銀行AB(publ)の年次財務書類および連結財務書類を監査した。同社の年次財務書類および連結財務書類は、年次報告書の40ページないし59ページおよび70ページないし126ページ（訳注：英文版の年次報告書のページである。）に記載されている。

当職らの意見では、年次財務書類は、信用機関および証券会社に係る年次報告法に従って作成されており、信用機関および証券会社に係る年次報告法に従って、2016年12月31日現在の親会社の財政状態ならびに同日終了年度の財務実績およびキャッシュフローをすべての重要な点において公正に示している。連結財務書類は、信用機関および証券会社に係る年次報告法に従って作成されており、EUにより採用された国際財務報告基準（IFRS）ならびに信用機関および証券会社に係る年次報告法に従って、2016年12月31日現在のグループの財政状態ならびに同日終了年度の財務実績およびキャッシュフローをすべての重要な点において公正に示している。60ページないし69ページ（訳注：英文版の年次報告書のページである。）のコーポレート・ガバナンスに関する報告書は、当職らの監査意見の対象ではない。法定の業務運営報告書は、年次財務書類および連結財務書類の他の部分と一致している。

従って、当職らは、株主総会に対して、親会社およびグループの損益計算書および貸借対照表を採用することを勧める。

意見の基礎

当職らは、国際監査基準（ISA）およびスウェーデンで一般に公正妥当と認められた監査基準に従って監査を行った。かかる基準に基づく当職らの責任については、「監査人の責任」の項目に詳述されている。当職らは、スウェーデンにおける監査人の職業倫理に従い、親会社およびグループから独立しており、また、かかる要件に従って当職らのその他の倫理的責任を果たしてきた。

当職らは、入手した監査証拠が、当職らの監査意見の基礎として十分かつ適切であると考えている。

その他の情報

2015年の年次財務書類の監査は、かかる年次財務書類に対する監査報告書において2016年3月11日付で無限定意見を述べた他の監査人が行った。

監査上の主要事項

監査上の主要事項は、当職らの専門家としての判断において、当期の年次財務書類および連結財務書類の当職らによる監査において最も重要な事項である。これらの事項は、年次財務書類および連結財務書類全体の当職らによる監査の中で、またそれに関して当職らが意見を生成する上で留意しているが、かかる事項に関する個別の意見は述べていない。

貸付債権の評価に関する判断および見積り

IAS第39号に規定される金融商品の認識および測定は、SBABの事業および財務報告に大きな影響を及ぼす複雑かつ重要な分野である。SBABの経営陣は、貸倒引当金を計上する時期および金額の双方を決定するに当たり、重要な判断を行う。様々な仮定および判断には、相手方の財政状態、見積将来キャッシュ・フロー、観察可能な市場価格および見積正味売却価格が含まれる。異なるモデリング手法および仮定の使用により、貸倒引当金の見積りに大きな差異が生じる可能性がある。また、関連する開示は複雑であり、質の高いデータに依存する。

2016年12月31日現在、一般への貸付総額は296,022百万クローネであり、貸倒引当金は235百万クローネであった。当職らは、一般への貸付の重要性（資産合計の78%に相当）ならびに貸倒引当金の評価に内在する不確実性および主観性による影響を考慮して、これを監査上の主要事項とみなしている。

財務書類に対する注1に記載された重要な判断および見積りに関する会計方針ならびに注2aに記載された関連する信用リスクの開示を参照されたい。

当職らの監査手続きには以下が含まれるが、これらに限定されない。

- ・当職らは、貸付債権の承認、記録および監視ならびに貸倒引当金の決定および計算に使用される手法、インプットおよび仮定の評価に関する統制上の要点を評価した。
- ・個別に計算された引当金について、当職らは、個々の貸付エクスポージャーの一部を詳細に検討し、回収可能価額についての経営陣の判断を評価した。当職らは、将来キャッシュ・フローの予測、裏付けとなる担保の評価および債務不履行時の推定回収額を含む、減損の根拠となる仮定を検証した。当職らは、経営陣が減損の可能性があるとして認識した貸付の一部について検討した。

- ・当職らは、類似する信用特性を有する貸付ポートフォリオに対する貸倒引当金を測定するために使用された基礎となるモデル、仮定およびデータの十分性を検証した。当職らは、同様に、発生しているが特定されていない損失事由に係る一括減損に使用されたモデル、仮定およびデータを検証した。
- ・最後に、当職らは、IFRSに含まれる開示要件への準拠を評価するため、貸倒引当金に関連する開示事項の網羅性および正確性を評価した。

ヘッジ会計の適用

ヘッジ会計に適格となるために、ヘッジの特性および目的の文書化ならびにヘッジの有効性に関する定期的な検証を含むIAS第39号の複数の基準を満たさなければならない。ヘッジ会計に係る規則が複雑であるため、かかる分野は銀行にとってリスクの高いものとなっている。

SBABIは、金利リスクおよび通貨リスクをヘッジする目的でヘッジ会計の使用を選択しており、公正価値ヘッジ、マクロ・ヘッジおよびキャッシュフロー・ヘッジを適用している。

2016年12月31日現在、公正価値で測定される金融商品正味損益におけるヘッジ会計の影響は691百万クローネであり、その他の包括利益においては370百万クローネであった。

当職らは、ヘッジ会計に係る規則が複雑であり、また、判断には主観性が伴うことを考慮して、これを監査上の主要事項とみなしている。

財務書類に対する注1に記載された重要な判断および見積りに関する会計方針ならびに注2dに記載された関連する市場リスクの開示を参照されたい。

当職らの監査手続きには以下が含まれるが、これらに限定されない。

- ・当職らは、ヘッジ関係の文書化および概観ならびにその当初のおよび継続的な有効性に関する統制上の要点を評価した。
- ・当職らは、ヘッジがIFRSに従って適切に構築されているかを評価するためにヘッジの文書化およびヘッジ関係を評価した。
- ・当職らは、経営陣によるヘッジの有効性の評価ならびにヘッジの非有効性に係る評価および会計処理を評価した。
- ・最後に、当職らは、IFRSに含まれる開示要件への準拠を評価するため、ヘッジ会計に関連する開示事項の網羅性および正確性を評価した。

完全かつ正確な財務報告を支援するITシステム

SBABIは、(1)顧客サービスの提供、(2)事業プロセスの支援、(3)完全かつ正確な金融取引処理の確保および(4)内部統制の枠組み全体の支援のために、ITシステムに依存している。SBABIの財務報告に対する内部統制の多くは、自動アプリケーション・コントロールならびにITシステムにより作成された報告の網羅性および完全性に依存している。当職らは、技術への依存度の高さを考慮して、これを監査上の主要事項とみなしている。

SBABIは、財務報告に関連する主なITリスクおよび統制分野を以下の項目に分類している。

- ・IT環境の変更
- ・IT環境の運用および監視
- ・情報セキュリティ

IT環境の変更

IT環境が不適切に変更された場合、システムが正しく動作せず、信頼性の低いデータ処理が行われて財務報告に影響を及ぼす可能性がある。したがって、SBABIは、IT環境の変更が適切に行われ、経営陣の意図に沿って機能するように支援するプロセスおよび統制を実施している。

当職らの監査手続きには以下が含まれるが、これらに限定されない。

- ・当職らは、IT環境の変更に係る管理原則およびプロセスを評価した。
- ・当職らは、IT環境の変更の管理監視を評価した。
- ・当職らは、職務分掌について評価した。

IT環境の運用および監視

IT環境の不適切な運用および監視により、誤ったデータ処理の防止または検出が不可能になる可能性がある。したがって、SBABIは、IT環境が継続的に監視され、誤ったデータ処理が認識され、修正されるように支援するプロセスおよび統制を実施している。

当職らの監査手続きには以下が含まれるが、これらに限定されない。

- ・当職らは、ITシステムのジョブ・スケジューリングおよび警告設定機能の適切性を評価した。
- ・当職らは、ITシステムの監視プロセスを評価した。

情報セキュリティ

物理的・論理的セキュリティ・ツールおよび制御が実行されず、また適切に設定されていない場合、主な統制活動は無効となり、望ましい職務分掌が維持できず、情報が不適切に変更され、入手不可能となるかまたは不適切に開示される可能性がある。これは、現在のサイバー脅威レベルを考慮すれば特に重要な点である。したがって、SBABは、情報がアクセス制御を通じて保護され、既知の脆弱性が適時に管理されるように支援するプロセスおよび統制を実施している。

当職らの監査手続きには以下が含まれるが、これらに限定されない。

- ・当職らは、アクセスの許可、変更および削除を含むアイデンティティ管理およびアクセス管理プロセスを評価した。
- ・当職らは、ユーザーの要望および業務要件に基づき、データ・バックアップおよび復元手続きを含むデータの利用可能性を確保するためのプロセスおよびツールの適切性を評価した。
- ・当職らは、セキュリティ事象に関するログおよび既知の脆弱性の認識手順を含む、システムおよびデータを不正使用から保護するためのセキュリティ・ガバナンスの統制の適切性を評価した。

年次財務書類および連結財務書類以外のその他の情報

本書（訳注：英文版の年次報告書）は、年次財務書類および連結財務書類以外の情報も含んでおり、1ページないし39ページおよび127ページないし132ページ（訳注：英文版の年次報告書のページである。）に記載されている。理事会および経営責任者は、当該その他の情報について責任を負う。

年次財務書類および連結財務書類に対する当職らの意見は当該その他の情報を対象としておらず、当該その他の情報に関して、当職らはいかなる形の保証の結論も表明しない。

年次財務書類および連結財務書類の監査に関連して、当職らの責任は、上記の情報を読み、当該その他の情報と年次財務書類および連結財務書類とが著しく相違しているか否かを検討することである。また、この過程において、当職らは監査で得られた知見も考慮し、情報に重大な虚偽記載がないかを評価する。

かかる情報に関して実施した手続きに基づき、当職らが当該その他の情報に重要な虚偽記載があると結論づけた場合、当職らはその事実を報告しなければならない。この点について、当職らが報告すべきことはない。

理事会および経営責任者の責任

理事会および経営責任者は、信用機関および証券会社に係る年次報告法に準拠した年次財務書類および連結財務書類の作成および公正な表示ならびにEUにより採用されたIFRSに準拠した連結財務書類の作成および公正な表示について責任を負う。また、理事会および経営責任者は、重大な虚偽記載（不正によるか誤謬によるかを問わない。）のない年次財務書類および連結財務書類の作成を可能とするために理事会および経営責任者が必要とみなす内部統制についても責任を負う。

年次財務書類および連結財務書類の作成に当たり、理事会および経営責任者は、同社およびグループの継続企業として存続する能力についての評価に責任を負う。理事会および経営責任者は、該当する場合は、継続企業に関連する事項を継続企業を前提とする会計処理を用いて開示している。ただし、理事会および経営責任者が、会社の清算もしくは事業の停止を意図しているか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合は、継続企業を前提とする会計処理は適用されない。

監査委員会は、理事会の責任および職務全般を害することなく、とりわけ同社の財務報告プロセスを監督しなければならない。

監査人の責任

当職らは、年次財務書類および連結財務書類全体に重大な虚偽記載（不正によるか誤謬によるかを問わない。）がないか否かの合理的な保証を得ること、ならびに監査意見を含む監査報告書を発行することを目的としている。合理的な保証とは、高い水準の保証ではあるが、ISAおよびスウェーデンで一般に公正妥当と認められた監査基準に従って実施された監査が、重大な虚偽記載が存在する場合に必ずそれを発見することを保証するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別または全体で、利用者が年次財務書類および連結財務書類に基づき行う経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

ISAに従った監査の一環として、当職らは、監査全体にわたって専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、当職らは以下も実施している。

- ・年次財務書類および連結財務書類の重大な虚偽記載（不正によるか誤謬によるかを問わない。）のリスクの特定および評価、かかるリスクに対応する監査手続きの立案および実施、ならびに当職らの意見の基礎となる十分で適切な監査証拠の入手。不正による重大な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高い。これは、不正が共謀、文書偽造、意図的な脱漏、虚偽の表示または内部統制の無効化を伴うためである。
- ・状況に応じた監査手続きを立案するために、監査に関連する同社の内部統制に関する理解の獲得。ただし、これは同社の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・使用された会計方針の適切性ならびに理事会および経営責任者によりなされた会計上の見積りおよび関連開示の適切性の評価。
- ・年次財務書類および連結財務書類の作成における、理事会および経営責任者による継続企業の前提の使用の適切性に関する判断。また、当職らは、入手した監査証拠に基づき、同社およびグループが継続企業として存続する能

力について重要な疑義を生じさせる事由または状況に関連して重要な不確実性が存在するか否かについても結論を下す。当職らが重要な不確実性が存在すると判断した場合、当職らは、監査報告書において、年次財務書類および連結財務書類の関連する開示に注意を向けさせるか、またはかかる開示が不十分な場合、年次財務書類および連結財務書類に関する当職らの意見を修正しなければならない。当職らの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事由または状況によって同社およびグループが継続企業として存続しなくなる可能性はある。

- ・年次財務書類および連結財務書類全体の表示、構成および内容（開示を含む。）の評価ならびに年次財務書類および連結財務書類が基礎となる取引および事由を適正に表示しているか否かの評価。
- ・連結財務書類に対する監査意見を表明するためのグループ内の企業または事業活動の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠の入手。当職らは、グループの監査の指示、監督および実施に責任を負う。当職らは、専ら監査意見に対して責任を負う。

当職らは、とりわけ計画した監査の範囲および時期を理事会に通知しなければならない。また、当職らは、監査中に発見した重要な監査所見（当職らが特定した内部統制の重大な不備を含む。）も通知しなければならない。

また、当職らは、独立性についての職業倫理に関する要件を遵守していることを理事会に書面で提出し、当職らの独立性に影響を及ぼすと合理的に考えられるすべての関係およびその他の事項、ならびに該当する場合には関連するセーフガードについて理事会と協議を行う。

当職らは、理事会と協議を行った事項から、年次財務書類および連結財務書類の監査に最も重要な事項（重大な虚偽記載に係る最も重要と評価されたリスクを含む。）を決定しているため、かかる事項は監査上の主要事項である。法令によりかかる事項の開示が禁止されている場合、または極めてまれな状況において、かかる事項について監査報告書に記載することによる悪影響がかかる記載による公共の利益を上回ると合理的に予想されるため監査報告書に記載すべきでない当職らが判断した場合を除いて、当職らは、かかる事項を監査報告書に記載している。

その他の法律および規制要件に関する報告

意見

当職らは、年次財務書類および連結財務書類の監査の他に、2016年のSBAB銀行AB（publ）の理事会および経営責任者による経営ならびに同社の利益処分案についても監査を行った。

当職らは、株主総会に対して、利益を業務運営報告書の提案に従って処分し、理事および経営責任者を当会計年度について責任免除することを勧告する。

意見の基礎

当職らは、スウェーデンで一般に公正妥当と認められた監査基準に従って監査を行った。かかる基準に基づく当職らの責任については、「監査人の責任」の項目に詳述されている。当職らは、スウェーデンにおける監査人の職業倫理に従い、親会社およびグループから独立しており、また、かかる要件に従って当職らのその他の倫理的責任を果たしてきた。

当職らは、入手した監査証拠が、当職らの監査意見の基礎として十分かつ適切であると考えている。

理事会および経営責任者の責任

理事会は、会社の利益処分に関する提案について責任を負う。配当に関する提案については、会社およびグループの事業の種類、規模およびリスクが親会社およびグループの資本の規模、連結の要件、流動性およびポジション全般を左右することを考慮した上で、配当が正当であるか否かの評価が含まれる。

理事会は、会社の組織および会社の業務運営に責任を負う。これには、とりわけ会社およびグループの財政状態を継続的に評価し、その組織が、会計、資産の管理および同社の他の財務が信頼性をもって管理されるよう構築されるようにすることが含まれる。経営責任者は、理事会のガイドラインおよび指示に従って現行の業務を運営し、とりわけ法律に従って会社の会計処理を行い、信頼性をもって資産の管理を行うために必要な措置を講じなければならない。

監査人の責任

業務運営の監査およびこれによる責任の免除に関する当職らの意見は、理事または経営責任者のいずれかが、重要な点において以下を行っているか否かを合理的な確実性をもって評価するために監査証拠を入手することを目的としている。

- ・会社への不利益となる可能性のある行為もしくは不作為、または
- ・会社法、銀行・金融業法、信用機関および証券会社に係る年次報告法または定款に違反するその他の行為

会社の利益処分案の監査およびこれに関する当職らの意見は、かかる提案が会社法に準拠しているか否かを合理的な確実性をもって評価することを目的としている。

合理的な保証とは、高い水準の保証ではあるが、スウェーデンで一般に公正妥当と認められた監査基準に従って実施された監査が、会社への不利益となる可能性のある行為もしくは不作為、または会社の利益処分案が会社法に準拠していないことを必ず発見することを保証するものではない。

スウェーデンで一般に公正妥当と認められた監査基準に従った監査の一環として、当職らは、監査全体にわたって専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、当職らは以下も実施している。業務運営および会社の利益処分案についての検討は、主に会計監査に基づいている。追加で実施した監査手続きは、リスクと重要性における当初の当職らの専門家としての判断に基づいている。すなわち、当職らは、事業にとって重要であり、また逸脱および違反が会社の状況にとって特に重要となるような行為、領域および関係を検討することに焦点を当てている。当職らは、責任の免除に関する当職らの意見に関連するような意思決定、意思決定の根拠、なされた行為およびその他の状況を調査し、検証している。理事会による会社の利益処分案に関する当職らの意見の根拠として、当職らは、かかる提案が会社法に従っているか否かの評価を可能にするために、理事会の理由を記載した文書および選別された裏付けとなる証拠について検討した。

監査人によるコーポレート・ガバナンスに関する報告書の検討

理事会は、60ページないし69ページ（訳注：英文版の年次報告書のページである。）に記載されたコーポレート・ガバナンスに関する報告書を年次報告法に従って作成することに責任を負う。

当職らによるコーポレート・ガバナンスに関する報告書の検討は、FARs監査基準のRevU 16「監査人によるコーポレート・ガバナンスに関する報告書の検討」に従って行われている。これは、当職らによるコーポレート・ガバナンスに関する報告書の検討が、国際監査基準およびスウェーデンで一般に公正妥当と認められた監査基準に従って行われる監査と異なっており、範囲が著しく限定されていることを意味する。当職らは、かかる検討が当職らの意見の十分な基礎となっていると料している。

コーポレート・ガバナンスに関する報告書は作成されている。年次報告法第6章第6節第2項第2号ないし第6号および同法第7章第31節第2項に従った開示は、年次財務書類および連結財務書類の他の部分と一致しており、信用機関および証券会社に係る年次報告法に準拠している。

2017年3月21日、ストックホルム

デロイト AB

Patrick Honeth

公認会計士

監査報告書（訳文）

SBAB銀行AB (publ) 株主総会宛
登記番号556253-7513

年次財務書類および連結財務書類に関する報告

意見

当職らは、66ページないし75ページ（訳注：英文版の年次報告書のページである。）のコーポレート・ガバナンスに関する報告書を除き、2017年1月1日から2017年12月31日までの会計年度に係るSBAB銀行AB (publ) の年次財務書類および連結財務書類を監査した。同社の年次財務書類および連結財務書類は、年次報告書の45ページないし65ページおよび76ページないし134ページ（訳注：英文版の年次報告書のページである。）に記載されている。

当職らの意見では、年次財務書類は、信用機関および証券会社に係る年次報告法に従って作成されており、信用機関および証券会社に係る年次報告法に従って、2017年12月31日現在の親会社の財政状態ならびに同日終了年度の財務実績およびキャッシュフローをすべての重要な点において公正に示している。連結財務書類は、信用機関および証券会社に係る年次報告法に従って作成されており、EUにより採用された国際財務報告基準（IFRS）ならびに信用機関および証券会社に係る年次報告法に従って、2017年12月31日現在のグループの財政状態ならびに同日終了年度の財務実績およびキャッシュフローをすべての重要な点において公正に示している。66ページないし75ページ（訳注：英文版の年次報告書のページである。）のコーポレート・ガバナンスに関する報告書は、当職らの監査意見の対象ではない。法定の業務運営報告書は、年次財務書類および連結財務書類の他の部分と一致している。

従って、当職らは、株主総会に対して、親会社およびグループの損益計算書および貸借対照表を採用することを勧める。

年次財務書類および連結財務書類に対する本監査報告書における当職らの意見は、監査規則（537/2014）第11条に従って親会社の監査委員会に提出された追加の報告書の内容と一致している。

意見の基礎

当職らは、国際監査基準（ISA）およびスウェーデンで一般に公正妥当と認められた監査基準に従って監査を行った。かかる基準に基づく当職らの責任については、「監査人の責任」の項目に詳述されている。当職らは、スウェーデンにおける監査人の職業倫理に従い、親会社およびグループから独立しており、また、かかる要件に従って当職らのその他の倫理的責任を果たしてきた。これには、当職らが了知しかつ思料し得る限りにおいて、EU内で被監査会社または（該当する場合は）その親会社もしくは被支配会社に対して、監査規則（537/2014）第5条第1項に記載された禁止役務の提供が行われていないことが含まれる。

当職らは、入手した監査証拠が、当職らの監査意見の基礎として十分かつ適切であると考えている。

監査上の主要事項

監査上の主要事項は、当職らの専門家としての判断において、当期の年次財務書類および連結財務書類の当職らによる監査において最も重要な事項である。これらの事項は、年次財務書類および連結財務書類全体の当職らによる監査の中で、またそれに関して当職らが意見を生成する上で留意しているが、かかる事項に関する個別の意見は述べていない。

貸付債権の評価に関する判断および見積り

IAS第39号に規定される金融商品の認識および測定は、SBABの事業および財務報告に大きな影響を及ぼす複雑かつ重要な分野である。SBABの経営陣は、貸倒引当金を計上する時期および金額の双方を決定するに当たり、重要な判断を行う。様々な仮定および判断には、相手方の財政状態、見積将来キャッシュ・フロー、観察可能な市場価格および見積正味売却価格が含まれる。異なるモデリング手法および仮定の使用により、貸倒引当金の見積りに大きな差異が生じる可能性がある。また、関連する開示は複雑であり、質の高いデータに依存する。

2017年12月31日現在、一般への貸付総額は335,111百万クローネであり、貸倒引当金は209百万クローネであった。当職らは、一般への貸付の重要性（資産合計の80%に相当）ならびに貸倒引当金の評価に内在する不確実性および主観性による影響を考慮して、これを監査上の主要事項とみなしている。

財務書類に対する注1に記載された重要な判断および見積りに関する会計方針ならびに注2aに記載された関連する信用リスクの開示を参照されたい。

当職らの監査手続きには以下が含まれるが、これらに限定されない。

- ・当職らは、貸付債権の承認、記録および監視ならびに貸倒引当金の決定および計算に使用される手法、インプットおよび仮定の評価に関する統制上の要点を評価した。
- ・個別に計算された引当金について、当職らは、個々の貸付エクスポージャーの一部を詳細に検討し、回収可能価額についての経営陣の判断を評価した。当職らは、将来キャッシュ・フローの予測、裏付けとなる担保の評価および債務不履行時の推定回収額を含む、減損の根拠となる仮定を検証した。当職らは、経営陣が減損の可能性があると認識した貸付の一部について検討した。

- ・当職らは、類似する信用特性を有する貸付ポートフォリオに対する貸倒引当金を測定するために使用された基礎となるモデル、仮定およびデータの十分性を検証した。当職らは、同様に、発生しているが特定されていない損失事由に係る一括減損に使用されたモデル、仮定およびデータを検証した。
- ・最後に、当職らは、IFRSに含まれる開示要件への準拠を評価するため、貸倒引当金に関連する開示事項の網羅性および正確性を評価した。

ヘッジ会計の適用

ヘッジ会計に適格となるために、ヘッジの特性および目的の文書化ならびにヘッジの有効性に関する定期的な検証を含むIAS第39号の複数の基準を満たさなければならない。ヘッジ会計に係る規則が複雑であるため、かかる分野は銀行にとってリスクの高いものとなっている。

SBABIは、金利リスクおよび通貨リスクをヘッジする目的でヘッジ会計の使用を選択しており、公正価値ヘッジ、マクロ・ヘッジおよびキャッシュフロー・ヘッジを適用している。

2017年12月31日現在、公正価値で測定される金融商品正味損益におけるヘッジ会計の影響は795百万クローネであり、その他の包括利益においては-687百万クローネであった。

当職らは、ヘッジ会計に係る規則が複雑であり、また、判断には主観性が伴うことを考慮して、これを監査上の主要事項とみなしている。

財務書類に対する注1に記載された重要な判断および見積りに関する会計方針ならびに注2dに記載された関連する市場リスクの開示を参照されたい。

当職らの監査手続きには以下が含まれるが、これらに限定されない。

- ・当職らは、ヘッジ関係の文書化および概観ならびにその当初のおよび継続的な有効性に関する統制上の要点を評価した。
- ・当職らは、ヘッジがIFRSに従って適切に構築されているかを評価するためにヘッジの文書化およびヘッジ関係を評価した。
- ・当職らは、経営陣によるヘッジの有効性の評価ならびにヘッジの非有効性に係る評価および会計処理を評価した。
- ・最後に、当職らは、IFRSに含まれる開示要件への準拠を評価するため、ヘッジ会計に関連する開示事項の網羅性および正確性を評価した。

完全かつ正確な財務報告を支援するITシステム

SBABIは、(1)顧客サービスの提供、(2)事業プロセスの支援、(3)完全かつ正確な金融取引処理の確保および(4)内部統制の枠組み全体の支援のために、ITシステムに依存している。SBABIの財務報告に対する内部統制の多くは、自動アプリケーション・コントロールならびにITシステムにより作成された報告の網羅性および完全性に依存している。当職らは、技術への依存度の高さを考慮して、これを監査上の主要事項とみなしている。

SBABIは、財務報告に関連する主なITリスクおよび統制分野を以下の項目に分類している。

- ・IT環境の変更
- ・IT環境の運用および監視
- ・情報セキュリティ

IT環境の変更

IT環境が不適切に変更された場合、システムが正しく動作せず、信頼性の低いデータ処理が行われて財務報告に影響を及ぼす可能性がある。したがって、SBABIは、IT環境の変更が適切に行われ、経営陣の意図に沿って機能するように支援するプロセスおよび統制を実施している。

当職らの監査手続きには以下が含まれるが、これらに限定されない。

- ・当職らは、IT環境の変更に係る管理原則およびプロセスを評価した。
- ・当職らは、IT環境の変更の管理監視を評価した。
- ・当職らは、職務分掌について評価した。

IT環境の運用および監視

IT環境の不適切な運用および監視により、誤ったデータ処理の防止または検出が不可能になる可能性がある。したがって、SBABIは、IT環境が継続的に監視され、誤ったデータ処理が認識され、修正されるように支援するプロセスおよび統制を実施している。

当職らの監査手続きには以下が含まれるが、これらに限定されない。

- ・当職らは、ITシステムのジョブ・スケジューリングおよび警告設定機能の適切性を評価した。
- ・当職らは、ITシステムの監視プロセスを評価した。

情報セキュリティ

物理的・論理的セキュリティ・ツールおよび制御が実行されず、また適切に設定されていない場合、主な統制活動は無効となり、望ましい職務分掌が維持できず、情報が不適切に変更され、入手不可能となるかまたは不適切に開示される可能性がある。これは、現在のサイバー脅威レベルを考慮すれば特に重要な点である。したがって、SBABは、情報がアクセス制御を通じて保護され、既知の脆弱性が適時に管理されるように支援するプロセスおよび統制を実施している。

当職らの監査手続きには以下が含まれるが、これらに限定されない。

- ・当職らは、アクセスの許可、変更および削除を含むアイデンティティ管理およびアクセス管理プロセスを評価した。
- ・当職らは、ユーザーの要望および業務要件に基づき、データ・バックアップおよび復元手続きを含むデータの利用可能性を確保するためのプロセスおよびツールの適切性を評価した。
- ・当職らは、セキュリティ事象に関するログおよび既知の脆弱性の認識手順を含む、システムおよびデータを不正使用から保護するためのセキュリティ・ガバナンスの統制の適切性を評価した。

年次財務書類および連結財務書類以外のその他の情報

本書（訳注：英文版の年次報告書）は、年次財務書類および連結財務書類以外の情報も含んでおり、1ページないし44ページおよび135ページないし141ページ（訳注：英文版の年次報告書のページである。）に記載されている。理事会および経営責任者は、当該その他の情報について責任を負う。

年次財務書類および連結財務書類に対する当職らの意見は当該その他の情報を対象としておらず、当該その他の情報に関して、当職らはいかなる形の保証の結論も表明しない。

年次財務書類および連結財務書類の監査に関連して、当職らの責任は、上記の情報を読み、当該その他の情報と年次財務書類および連結財務書類とが著しく相違しているか否かを検討することである。また、この過程において、当職らは監査で得られた知見も考慮し、情報に重大な虚偽記載がないかを評価する。

かかる情報に関して実施した手続きに基づき、当職らが当該その他の情報に重要な虚偽記載があると結論づけた場合、当職らはその事実を報告しなければならない。この点について、当職らが報告すべきことはない。

理事会および経営責任者の責任

理事会および経営責任者は、信用機関および証券会社に係る年次報告法に準拠した年次財務書類および連結財務書類の作成および公正な表示ならびにEUにより採用されたIFRSに準拠した連結財務書類の作成および公正な表示について責任を負う。また、理事会および経営責任者は、重大な虚偽記載（不正によるか誤謬によるかを問わない。）のない年次財務書類および連結財務書類の作成を可能とするために理事会および経営責任者が必要とみなす内部統制についても責任を負う。

年次財務書類および連結財務書類の作成に当たり、理事会および経営責任者は、同社およびグループの継続企業として存続する能力についての評価に責任を負う。理事会および経営責任者は、該当する場合は、継続企業に関連する事項を継続企業を前提とする会計処理を用いて開示している。ただし、理事会および経営責任者が、会社の清算もしくは事業の停止を意図しているか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合は、継続企業を前提とする会計処理は適用されない。

監査委員会は、理事会の責任および職務全般を害することなく、とりわけ同社の財務報告プロセスを監督しなければならない。

監査人の責任

当職らは、年次財務書類および連結財務書類全体に重大な虚偽記載（不正によるか誤謬によるかを問わない。）がないか否かの合理的な保証を得ること、ならびに監査意見を含む監査報告書を発行することを目的としている。合理的な保証とは、高い水準の保証ではあるが、ISAおよびスウェーデンで一般に公正妥当と認められた監査基準に従って実施された監査が、重大な虚偽記載が存在する場合に必ずそれを発見することを保証するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別または全体で、利用者が年次財務書類および連結財務書類に基づき行う経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

年次財務書類および連結財務書類の監査に対する当職らの責任については、スウェーデン監査人検査局のウェブサイト（www.revisorsinspektionen.se/revisornsansvar）に詳述されている。かかる記述は、監査報告書の一部を構成している。

当職らは、理事会と協議を行った事項から、年次財務書類および連結財務書類の監査に最も重要な事項（重大な虚偽記載に係る最も重要と評価されたリスクを含む。）を決定しているため、かかる事項は監査上の主要事項である。法令によりかかる事項の開示が禁止されている場合、または極めてまれな状況において、かかる事項について監査報告書に記載することによる悪影響がかかる記載による公共の利益を上回ると合理的に予想されるため監査報告書に記載すべきでないとして当職らが判断した場合を除いて、当職らは、かかる事項を監査報告書に記載している。

その他の法律および規制要件に関する報告 意見

当職らは、年次財務書類および連結財務書類の監査の他に、2017年1月1日から2017年12月31日までの会計年度に係るSBAB銀行AB (publ) の理事会および経営責任者による経営ならびに同社の利益処分案についても監査を行った。

当職らは、株主総会に対して、利益を業務運営報告書の提案に従って処分し、理事および経営責任者を当会計年度について責任免除することを勧告する。

意見の基礎

当職らは、スウェーデンで一般に公正妥当と認められた監査基準に従って監査を行った。かかる基準に基づく当職らの責任については、「監査人の責任」の項目に詳述されている。当職らは、スウェーデンにおける監査人の職業倫理に従い、親会社およびグループから独立しており、また、かかる要件に従って当職らのその他の倫理的責任を果たしてきた。

当職らは、入手した監査証拠が、当職らの監査意見の基礎として十分かつ適切であると考えている。

理事会および経営責任者の責任

理事会は、会社の利益処分に関する提案について責任を負う。配当に関する提案については、会社およびグループの事業の種類、規模およびリスクが親会社およびグループの資本の規模、連結の要件、流動性およびポジション全般を左右することを考慮した上で、配当が正当であるか否かの評価が含まれる。

理事会は、会社の組織および会社の業務運営に責任を負う。これには、とりわけ会社およびグループの財政状態を継続的に評価し、その組織が、会計、資産の管理および同社の他の財務が信頼性をもって管理されるよう構築されるようにすることが含まれる。経営責任者は、理事会のガイドラインおよび指示に従って現行の業務を運営し、とりわけ法律に従って会社の会計処理を行い、信頼性をもって資産の管理を行うために必要な措置を講じなければならない。

監査人の責任

業務運営の監査およびこれによる責任の免除に関する当職らの意見は、理事または経営責任者のいずれかが、重要な点において以下を行っているか否かを合理的な確実性をもって評価するために監査証拠を入手することを目的としている。

- ・会社への不利益となる可能性のある行為もしくは不作為、または
- ・会社法、銀行・金融業法、信用機関および証券会社に係る年次報告法または定款に違反するその他の行為

会社の利益処分案の監査およびこれに関する当職らの意見は、かかる提案が会社法に準拠しているか否かを合理的な確実性をもって評価することを目的としている。

合理的な保証とは、高い水準の保証ではあるが、スウェーデンで一般に公正妥当と認められた監査基準に従って実施された監査が、会社への不利益となる可能性のある行為もしくは不作為、または会社の利益処分案が会社法に準拠していないことを必ず発見することを保証するものではない。

年次財務書類および連結財務書類の監査に対する当職らの責任については、スウェーデン監査人検査局のウェブサイト (www.revisorsinspektionen.se/revisornsansvar) に詳述されている。かかる記述は、監査報告書の一部を構成している。

監査人によるコーポレート・ガバナンスに関する報告書の検討

理事会は、66ページないし75ページ（訳注：英文版の年次報告書のページである。）に記載されたコーポレート・ガバナンスに関する報告書を年次報告法に従って作成することに責任を負う。

当職らによるコーポレート・ガバナンスに関する報告書の検討は、FARs監査基準のRevU 16「監査人によるコーポレート・ガバナンスに関する報告書の検討」に従って行われている。これは、当職らによるコーポレート・ガバナンスに関する報告書の検討が、国際監査基準およびスウェーデンで一般に公正妥当と認められた監査基準に従って行われる監査と異なっており、範囲が著しく限定されていることを意味する。当職らは、かかる検討が当職らの意見の十分な基礎となっていると思料している。

コーポレート・ガバナンスに関する報告書は作成されている。年次報告法第6章第6節第2項第2号ないし第6号および同法第7章第31節第2項に従った開示は、年次財務書類および連結財務書類の他の部分と一致しており、信用機関および証券会社に係る年次報告法に準拠している。

デロイトは、2017年4月24日に株主総会によってSBAB銀行ABの監査人に任命された。当事務所は、2016年4月28日から同社の監査人を務めている。

2018年3月21日、ストックホルム

デロイト AB

Patrick Honeth

公認会計士

損益計算書

(単位：百万クローネ)

| | 注 | グループ | | 親会社 | |
|------------------------------|----|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 受取利息 | 3 | 4,572 | 4,601 | 1,317 | 1,300 |
| 支払利息 | 3 | -1,423 | -1,772 | -1,023 | -974 |
| 正味受取利息 | | 3,149 | 2,829 | 294 | 326 |
| 受取手数料 | 4 | 73 | 69 | 79 | 85 |
| 支払手数料 | 4 | -78 | -62 | -23 | -39 |
| 金融取引正味損益 | 5 | -12 | 48 | -7 | 143 |
| その他営業利益 | 6 | 31 | 34 | 760 | 721 |
| 営業利益合計 | | 3,163 | 2,918 | 1,103 | 1,236 |
| 人件費 | 7 | -479 | -412 | -472 | -408 |
| その他費用 | 8 | -449 | -450 | -479 | -449 |
| 有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損 | 9 | -31 | -27 | -12 | -15 |
| 貸倒損失前費用合計 | | -959 | -889 | -963 | -872 |
| 貸倒損失前利益 | | 2,204 | 2,029 | 140 | 364 |
| 貸倒損失(純額) | 10 | 24 | -18 | 13 | -9 |
| 営業純利益 | | 2,228 | 2,011 | 153 | 355 |
| 法人所得税 | 11 | -519 | -441 | -62 | -78 |
| 当期純利益 | | 1,709 | 1,570 | 91 | 277 |

包括利益計算書

(単位：百万クローネ)

| | 注 | グループ | | 親会社 | |
|--------------------------|----|--------------|--------------|------------|------------|
| | | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 当期純利益 | | 1,709 | 1,570 | 91 | 277 |
| その他の包括利益 | | | | | |
| <i>損益に振り替えられる項目</i> | 30 | | | | |
| 売却可能金融資産に関連する増減(税引前) | | 118 | 198 | 118 | 198 |
| キャッシュフロー・ヘッジに関連する増減(税引前) | | -687 | 370 | -68 | -28 |
| 損益に振り替えられる項目に帰属する法人所得税 | | 125 | -125 | -11 | -37 |
| <i>損益に振り替えられない項目</i> | 30 | | | | |
| 確定給付型年金制度の再評価の効果(税引前) | | -38 | -58 | - | - |
| 損益に振り替えられない項目に帰属する法人所得税 | | 8 | 13 | - | - |
| 当期その他の包括利益(税引後) | | -474 | 398 | 39 | 133 |
| 当期包括利益合計 | | 1,235 | 1,968 | 130 | 410 |

貸借対照表

(単位：百万クローネ)

| | 注 | グループ | | 親会社 | |
|------------------------------|----|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 資産 | | | | | |
| 現金および中央銀行預け金残高 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 担保適格財務省短期証券など | 12 | 22,952 | 20,492 | 22,952 | 20,492 |
| 信用機関への貸付 | 13 | 1,867 | 1,619 | 94,302 | 56,630 |
| 一般への貸付 | 14 | 335,111 | 296,022 | 22,912 | 51,577 |
| マクロ・ヘッジにおける金利リスク・ヘッジ対象の価値の変動 | | 191 | 396 | 0 | 0 |
| 債券およびその他利付有価証券 | 15 | 49,764 | 48,851 | 49,764 | 48,851 |
| デリバティブ | 16 | 5,830 | 6,192 | 6,240 | 6,221 |
| グループ会社の株式および持分参加証券 | 17 | - | - | 10,386 | 10,386 |
| 無形資産 | 18 | 179 | 152 | 26 | 31 |
| 有形固定資産 | 19 | 12 | 16 | 12 | 16 |
| その他資産 | 20 | 65 | 550 | 45 | 179 |
| 前払費用および未収収益 | 21 | 816 | 866 | 771 | 761 |
| 資産合計 | | 416,787 | 375,156 | 207,410 | 195,144 |
| 負債および資本 | | | | | |
| 負債 | | | | | |
| 信用機関に対する負債 | 22 | 5,674 | 4,689 | 4,720 | 4,191 |
| 一般からの預金 | 23 | 111,895 | 96,769 | 111,895 | 96,769 |
| 発行済債券など | 24 | 274,517 | 247,407 | 70,363 | 71,474 |
| デリバティブ | 16 | 1,643 | 2,475 | 5,340 | 6,075 |
| その他負債 | 25 | 429 | 347 | 376 | 334 |
| 未払費用および繰延収益 | 26 | 1,697 | 1,976 | 349 | 373 |
| 繰延税金負債 | 27 | 83 | 207 | 56 | 41 |
| 引当金 | 28 | 97 | 65 | - | 0 |
| 劣後債務 | 29 | 4,942 | 5,939 | 4,942 | 5,939 |
| 負債合計 | | 400,977 | 359,874 | 198,041 | 185,196 |
| 非課税準備金 | | | | | |
| 資本 | | | | | |
| 株式資本 | 30 | 1,958 | 1,958 | 1,958 | 1,958 |
| 利益準備金 | | - | - | 392 | 392 |
| 準備金 / 公正価値準備金 | 30 | 188 | 662 | 157 | 118 |
| その他Tier1商品 | 29 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| 繰越利益 | | 10,455 | 9,592 | 5,271 | 5,703 |
| 当期純利益 | | 1,709 | 1,570 | 91 | 277 |
| 資本合計 | | 15,810 | 15,282 | 9,369 | 9,948 |
| 負債および資本の合計 | | 416,787 | 375,156 | 207,410 | 195,144 |

資本変動計算書

(単位：百万クローネ)

| グループ | 注 | 制限資本 | | 非制限資本 | | | 資本合計 |
|--------------------------|----|-------|------|----------------|------------------|--------|------|
| | | 株式資本 | 準備金 | その他Tier1 商品 | 繰越利益およ び当期純利益 | | |
| 2017年1月1日現在期首残高 | | 1,958 | 662 | 1,500 | 11,162 | 15,282 | |
| その他Tier1商品、配当金 | | | | | -74 | -74 | |
| 支払配当金 | | | | | -628 | -628 | |
| その他 ⁽¹⁾ | | | | | -5 | -5 | |
| 当期その他の包括利益(税引後) | 30 | | -474 | | | -474 | |
| 当期純利益 | | | | | 1,709 | 1,709 | |
| 当期包括利益 | | | -474 | | 1,709 | 1,235 | |
| 2017年12月31日現在期末残高 | | 1,958 | 188 | 1,500 | 12,164 | 15,810 | |
| 2016年1月1日現在期首残高 | | 1,958 | 264 | - | 9,626 | 11,848 | |
| その他Tier1商品、配当金 | | | | 1,500 | -34 | 1,466 | |
| その他 ⁽¹⁾ | | | | | 0 | 0 | |
| 当期その他の包括利益(税引後) | 30 | | 398 | | | 398 | |
| 当期純利益 | | | | | 1,570 | 1,570 | |
| 当期包括利益 | | | 398 | | 1,570 | 1,968 | |
| 2016年12月31日現在期末残高 | | 1,958 | 662 | 1,500 | 11,162 | 15,282 | |

| 親会社 | 注 | 制限資本 | | 非制限資本 | | | 資本合計 |
|--------------------------|----|-------|-----------|-------------|----------------|----------------------|-------|
| | | 株式資本 | 利益準備 金 | 公正価値 準備金 | その他 Tier1商品 | 繰越利益 および 当期純利益 | |
| 2017年1月1日現在期首残高 | | 1,958 | 392 | 118 | 1,500 | 5,980 | 9,948 |
| その他Tier1商品、配当金 | | | | | | -74 | -74 |
| 支払配当金 | | | | | | -628 | -628 |
| その他 ⁽¹⁾ | | | | | | -7 | -7 |
| 当期その他の包括利益(税引後) | 30 | | | 39 | | | 39 |
| 当期純利益 | | | | | | 91 | 91 |
| 当期包括利益 | | | | 39 | | 91 | 130 |
| 2017年12月31日現在期末残高 | | 1,958 | 392 | 157 | 1,500 | 5,362 | 9,369 |
| 2016年1月1日現在期首残高 | | 1,958 | 392 | -14 | - | 5,737 | 8,073 |
| その他Tier1商品、配当金 | | | | | 1,500 | -34 | 1,466 |
| その他 ⁽¹⁾ | | | | | | 0 | 0 |
| 当期その他の包括利益(税引後) | 30 | | | 132 | | | 132 |
| 当期純利益 | | | | | | 277 | 277 |
| 当期包括利益 | | | | 132 | | 277 | 409 |
| 2016年12月31日現在期末残高 | | 1,958 | 392 | 118 | 1,500 | 5,980 | 9,948 |

(1) その他には、主に子会社であるBooli Search Technologies ABの残りの株式および新株予約権に関する所有者に対する負債の再評価が含まれる。

キャッシュフロー計算書

(単位：百万クローネ)

| | グループ | | 親会社 | |
|------------------------------------|---------|---------|--------|--------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 期首現金および現金同等物 | 1,619 | 3,456 | 56,630 | 17,162 |
| 営業活動 | | | | |
| 受取利息 | 4,647 | 4,745 | 1,314 | 1,430 |
| 受取手数料 | 64 | 69 | 89 | 86 |
| 支払利息 | -1,726 | -2,407 | -1,061 | -1,075 |
| 支払手数料 | -73 | -91 | -18 | -68 |
| サプライヤーおよび職員に対する支払い | -929 | -863 | -951 | -858 |
| 支払/還付法人税 | 17 | -394 | 81 | -41 |
| 一般への貸付の増減 | -39,065 | 941 | 28,677 | 29,622 |
| 担保適格財務省短期証券などの増減 | -2,532 | -6,287 | -2,532 | -6,287 |
| 債券およびその他利付有価証券ならびにファン ド・ユニットの増減 | -1,118 | 1,092 | -1,118 | 1,092 |
| 信用機関に対する負債の増減 | 985 | -422 | 529 | 1,218 |
| 一般からの預金の増減 | 15,126 | 20,130 | 15,126 | 20,130 |
| 発行済債券などの増減 | 28,295 | -16,226 | -808 | -5,331 |
| その他の資産および負債の増減 | -1,761 | -1,535 | -24 | 138 |
| 営業活動によるキャッシュフロー | 1,930 | -1,248 | 39,304 | 40,056 |
| 投資活動 | | | | |
| 有形固定資産の売却 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 有形固定資産への投資 | -4 | -6 | -4 | -5 |
| 無形資産への投資 | -50 | -24 | - | -24 |
| 子会社への投資 | - | -59 | - | -59 |
| 投資活動によるキャッシュフロー | -54 | -89 | -4 | -88 |
| 財務活動 | | | | |
| 支払配当金 | -628 | - | -628 | - |
| 劣後債の返済 | -1,000 | -2,000 | -1,000 | -2,000 |
| Tier1資本商品の発行 | - | 1,500 | - | 1,500 |
| 財務活動によるキャッシュフロー | -1,628 | -500 | -1,628 | -500 |
| 現金および現金同等物の増加/減少 | 248 | -1,837 | 37,672 | 39,468 |
| 期末現金および現金同等物 | 1,867 | 1,619 | 94,302 | 56,630 |

キャッシュフロー計算書について

キャッシュフロー計算書は、IAS第7号に従って報告されており、現金および現金同等物は、現金、中央銀行預け金残高および信用機関への貸付と定義され、グループ・レベルで適用される流動性の定義とは一致しない。劣後債権（グループ会社に対する債権）は、親会社の現金および現金同等物に含まれ、貸借対照表の「信用機関への貸付」に計上される。

財務活動に帰属する負債の増減

(単位：百万クローネ)

| グループ | 非現金項目 | | | | 非現金項目 | | | | 2016年 12月31日 現在 期末残高 | |
|-----------|---------------------|--------------|-----------------------|----------|---------------------|--------------|-----------------------|------------|-------------------------------|--------------|
| | 2017年 1月1日 現在 | | 2017年 12月31日 現在 | | 2016年 1月1日 現在 | | 2016年 12月31日 現在 | | | |
| | 期首残高 | キャッシュ フロー | 公正価値 | その他 | 期首残高 | キャッシュ フロー | 公正価値 | その他 | | |
| 長期有利子負債 | 7,439 | -1,000 | -3 | 6 | 6,442 | 7,943 | -493 | -11 | 0 | 7,439 |
| デリバティブ | -11 | 7 | 5 | -6 | -5 | -24 | 6 | 1 | 6 | -11 |
| 合計 | 7,428 | -993 | 2 | - | 6,437 | 7,919 | -487 | -10 | 6 | 7,428 |

| 親会社 | 非現金項目 | | | | 非現金項目 | | | | 2016年 12月31日 現在 期末残高 | |
|-----------|---------------------|--------------|-----------------------|----------|---------------------|--------------|-----------------------|------------|-------------------------------|--------------|
| | 2017年 1月1日 現在 | | 2017年 12月31日 現在 | | 2016年 1月1日 現在 | | 2016年 12月31日 現在 | | | |
| | 期首残高 | キャッシュ フロー | 公正価値 | その他 | 期首残高 | キャッシュ フロー | 公正価値 | その他 | | |
| 長期有利子負債 | 7,439 | -1,000 | -3 | 6 | 6,442 | 7,943 | -493 | -11 | 0 | 7,439 |
| デリバティブ | -11 | 7 | 5 | -6 | -5 | -24 | 6 | 1 | 6 | -11 |
| 合計 | 7,428 | -993 | 2 | - | 6,437 | 7,919 | -487 | -10 | 6 | 7,428 |

財務書類に対する注記

注1. 会計方針

SBAB銀行AB(publ) (以下「当社」または「SBAB」という。)とその子会社は主に、スウェーデン住宅ローン市場における個人、テナント所有者協同組合および法人への貸付に従事している。当社の提供サービスには貯蓄商品も含まれている。当社は、ソルナに登記されたスウェーデンの公開有限責任銀行である。本店の住所は、スウェーデン、ソルナ、SE-171 04、Box4209、SBAB Bank AB(publ)である。

当社の年次報告書は、EUが採用した国際財務報告基準(IFRS)に従って作成されている。これらの会計基準の他に、スウェーデン金融監督庁(Finansinspektionen)の信用機関および証券会社に係る年次報告に関する規則および一般的指針(FFFS2008:25)、信用機関および証券会社に係る年次報告法ならびにスウェーデン財務会計基準委員会の勧告RFR1「グループに対する補完的会計規則」が考慮されている。

同報告書は、デリバティブ、損益を通じた公正価値(以下「FVTPL」という。)で測定される金融資産および負債、その他の包括利益を通じた公正価値(以下「FVTOCI」という。)で測定される金融資産ならびにヘッジ会計対象に関する項目の再評価を除いて、取得原価法に基づいて作成されている。以下の財務書類は、2018年3月21日に理事会により発表が承認され、2018年4月24日の年次株主総会において最終的に承認される。

新会計基準の導入

IFRS第9号 金融商品

IFRS第9号「金融商品」は、IAS第39号「金融商品」全体を置き換えるものであり、分類および測定、減損ならびにヘッジ会計を網羅している。マクロ・ヘッジの会計処理については、IASB内で別個のプロジェクトが進行中である。この基準は、2018年1月1日から適用される。

IFRS第9号の下では、分類は、会社のビジネス・モデルおよび契約上のキャッシュフローの特徴の双方に基づいて行われる。同様に、分類により測定方法が決定される。IFRS第9号による減損モデルは、発生した信用損失事由に基づく現行モデルとは対照的に予想信用損失に基づいている。当該新モデルの目的は、予想される貸倒損失を早期に把握し、認識することである。また、当該新基準は、より詳細な開示についても規定している。ヘッジ会計に係る新規則は、リスク管理を反映し、複数の新たな開示を含むことを明確な目標としている。

当社は、分類および測定ならびに減損に関する項目を2018年1月1日から強制適用する予定である。当該規則は、当グループおよび子会社の期首残高を調整することにより適用される。比較期間の修正再表示の要件は適用されない。

IFRS第9号への移行に伴い、当グループの予想信用損失引当金は46百万クローネ(当グループの税引前利益の2.1%)減少し、全体的な影響として、2018年1月1日現在の資本(税引前)が相当額増加した。親会社については、予想信用損失引当金は5百万クローネ増加した。これは、オフバランスシートの予想信用損失(以下「ECL」という。)、貸付約定および建設融資によるものであった。予想信用損失引当金の減少は、IAS第39号に従った当グループの現行の会計評価方法に基づく発生損失を将来の予想信用損失が下回ることが予想されることを考慮した調整に基づくものである。IFRS第9号への移行に伴い、すべての推定パラメータは、経済情勢により即した予想金額に合致するよう調整されている。現在のデフォルト率が過去最低水準にあり、確定貸倒損失が極めて少ないことから、貸付規模を考慮すれば、IFRS第9号に基づく予想金額モデルは、ECLに対して比較的小さい引当金を設定している。引当金に関する規則の変更が自己資本比率に及ぼす影響は限定的であった。当社は、IFRS第9号の導入に関連して、経過規則および追加の救済措置を適用しないことを決定している。

分類および測定

当社は保有金融商品(デリバティブを除く。)の契約上のキャッシュフローを分析した結果、かかるキャッシュフローが、元本額およびかかる元本額に対する利息のみに関連することが判明した。IFRS第9号に基づく事業モデルは以下のとおりである。

- ・契約上のキャッシュフローの回収のために資産を保有することを目的とする場合。測定および認識は、償却原価で行われる。
- ・契約上のキャッシュフローの回収および金融資産の売却の双方によって目的が達成される場合。測定および認識は、FVTOCIで行われる。
- ・目的が「保有」または「保有と売却」の双方である場合。測定および認識は、FVTPLで行われる。

IFRS第9号の下では、企業の事業モデルは、金融資産のグループが特定の事業目的を達成するために一括管理されている方法を反映するレベルで決定される。企業の事業モデルは、個々の金融商品に対する経営部会の意図に左右されない。したがって、この条件は、分類について個々の金融商品ごとではなく、より集約されたレベルで決定されなければならない。ただし、企業は、金融資産の管理に関して複数の事業モデルを有することがある。

当社は、金融資産ポートフォリオの事業モデルを、その管理および評価方法に基づき評価している。当社は、当グループの有価証券ポートフォリオが上記の事業モデルのうち最初の2つに従って管理されていると評価しており、これは償却原価およびFVTOCIによる測定および認識を伴う。デリバティブはFVTPLで認識されるため、かかる評価によって再分類され、償却原価で測定される資産については、金利リスクがデリバティブを用いてヘッジされている場合には、認識においてミスマッチが生じる。かかる資産については、FVTPLでの認識を伴う公正価値オプションが適用される。

その他の金融資産（デリバティブを除く。）は、上記の最初の事業モデルに従って管理され、償却原価で認識される。デリバティブおよびその他の金融負債の測定および分類については、IFRS第9号による変更はない。

従前の会計方針と比較して、IFRS第9号に基づく金融資産の測定および分類は、2018年1月1日現在の貸借対照表の金額または資本に影響を及ぼしていない。

減損 - 予想信用損失

引当金（損失引当金）が認識される貸借対照表の項目は、IFRS第9号に基づくエクスポージャーの分類およびキャッシュフロー特性に左右される。

- ・償却原価で測定される金融資産については、損失引当金は当該資産とともに控除項目として認識される。
- ・FVTOCIで測定される金融資産については、損失引当金は資本の部に認識される。
- ・貸借対照表に認識されないエクスポージャー（貸付約定および建設融資など）については、損失引当金は貸借対照表の負債の部に引当金として認識される。

貸借対照表上の金融資産に係る予想信用損失

IFRS第9号に基づき、金融資産は当初認識後、その相対的な信用リスクに従って3段階に分けられる。

| | 信用リスクの増減 | | |
|-------|----------|-------------------------|----------|
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 |
| 時期 | 当初認識時以降 | 当初認識時以降に信用リスクが著しく増大した場合 | 債務不履行時 |
| 損失引当金 | 12ヵ月ECL | 全期間ECL | 全期間ECL |
| 受取利息 | 総額ベースの簿価 | 総額ベースの簿価 | 純額ベースの簿価 |

損失引当金は、信用ステージに応じて、翌12ヵ月のECLまたは予想残存期間を計算することにより算定される。資産は、貸借対照表の日付ごとに別の段階に移行することができる。これは、当初認識時からの信用リスクの変動に基づき決定される。ステージ3の資産からの受取利息は、損失引当金控除後の純額ベースの簿価（すなわち償却原価）に基づいているが、その他のステージに係る受取利息は、総額ベースの簿価に基づいている。

信用ステージ1

すべての金融資産には、少なくとも12ヵ月ECLに相当する損失引当金が設定される。金融商品に予想信用損失（ECL）が生じる場合のデフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）およびデフォルト時エクスポージャー（EAD）という3つの主要なパラメータがECLの測定に当たって考慮される。当社は、12ヵ月ECLを計算するために、自己資本比率のための内部格付手法（以下「IRB」という。）に基づくモデルを使用しているが、現時点での予想および見通し情報を反映した偏りのない確率加重されたECLの計算を確保するために、適宜、調整がなされている。IRBからのパラメータ調整手続きと同一の手続きが、ステージ2および3にも適用される。IRBについての詳細は、注2a「リスク管理 - 貸付業務における信用リスク」を参照されたい。

信用ステージ2

信用リスクが当初認識時以降に著しく増大している金融資産については、損失引当金は全期間ECLに相当する。信用リスクが当初認識時以降に著しく増大しているか否かは、個別に評価され、同種の信用リスク・グループ（いわゆるリスク等級）については集散的に評価される。IRBによるPDの他に、著しい増大が生じているかどうかの判断には、各リスク等級に係る実際の債務不履行データおよびマクロ経済要因という形での見通し情報も使用される。当社は、当初のリスク等級に鑑みた予想PDの傾向からの乖離を測定することによって、信用リスクが当初認識時以降に著しく増大しているか否かを評価する。また、当社は、信用リスクの著しい増大の指標として、30日以上満期に基づいた推定も適用している。

信用ステージ3

信用毀損資産にも、全期間ECLに相当する損失引当金が設定されるべきである。金融資産の信用が悪化しているか否かを判断するために、債務不履行に係る内部の定義が適用される。当社は、以下のいずれかの基準が満たされた場合には債務不履行が発生したとみなす。

- ・借手が清算を開始したか、正式に支払を停止したか、または和解を申し立てた場合

- ・債権が60日を超えて延滞している場合
- ・債権の貸出条件が緩和され、借手に減免が付与された場合
- ・外部の専門家の評価に基づき、債権が支払不能に分類された場合

貸借対照表に認識されないエクスポージャーの予想信用損失

貸付約定については、当初認識とは、当社が取消不能の約束を締結した時点と定義される。損失引当金は、貸借対照表上の金融資産と同一の方法で計算されるが、クレジット換算係数（以下「CCF」という。）の適用が含まれる。CCFは、貸付約定が金融資産に転換される蓋然性を測定する。その他のパラメータについては、CCFは、ECLに適切な調整がなされた自己資本比率のためのIRB手法に使用されるモデルから導かれる。

見通し情報

ECLの推定を経験上の情報のみに基づいて行わないために、住宅市場予測という形で見通し情報が用いられる。これは、損失引当金の計算に当たって、過去に依拠するだけでなく、直近の見通しも考慮に入れることで、客観的かつ正確な予想値を得るためである。当社の貸付の債務不履行頻度および実際の貸倒損失にマクロ経済要因が強い相関関係を有していることが判明しているため、マクロ経済要因について予測が行われている。見通し情報は、信用ステージの分類と損失引当金の水準の双方に影響するPDおよびLGDというリスクの2側面に対する調整とみなされるものである。EADについては、償却スケジュールに依拠してキャッシュフローが予測される。貸付の予想残存期間を算定するために、予定されているキャッシュフローの他に期限前返済率が用いられる。上記のリスクの側面に適用される、見通し情報によって強化された経験的情報によって、IFRS第9号の目的に適った偏りのない確率加重されたECLが確保される。

金融資産の条件変更

金融資産からのキャッシュフローについて、条件が緩和されるかまたは他の方法で変更される場合、当社は、貸借対照表上での認識が中止されるほどかかる変更が重大であるか否か、また、かかる変更によって損益が生じるか否かを評価する。貸借対照表上の認識が中止される場合、かかる金融資産には新たな発行日が付され、それに伴い、新たなリスク等級が割り当てられる。

IFRS第15号 顧客との契約から生じる収益

当該基準は、IFRS第15号の範囲内で収益をいつ認識するかを判断するために、5つのステップを導入している。一定の基準を満たす時期によって、収益は、会社の業績を表すよう一定期間にわたって、もしくは財またはサービスに対する支配が移転された時点のいずれかで認識される。当該基準の導入は、当社の財務報告に重大な影響は及ぼさない見込みである。当該基準は、2018年1月1日から適用される。

IFRS第16号 リース

新たなIFRS第16号では、リースの分類基準が変更された。IASBがIFRS第16号を採択したため、当該基準は2019年度から適用される予定である。かかる新基準によって、すべてのリース（短期で少額のリースを除く。）は使用権資産とこれに対応する負債として借手の貸借対照表に認識され、支払リース料は減価償却費および支払利息として認識されることとなる。また、開示要件が適用される。

当社は、かかる新基準による財務上の影響を分析中である。

その他の改訂

IAS第7号に基づく追加の開示要件により、当社は83ページに新たな表を追加した（訳注：英文版の年次報告書のページであり、「財務活動に帰属する負債の増減」の表を指している。）。2017年におけるその他の改訂は、親会社または当グループの財務書類に重大な影響を及ぼさないと見込まれている。

当社の予備評価によると、公表されているがまだ適用されていない新たなスウェーデンおよび国際会計基準またはかかる基準の改訂が財務書類に及ぼす影響は限定的である。

一般会計原則

連結財務書類

連結財務書類は、取得原価法によって作成され、親会社である当社およびその子会社を含む。会社は、親会社に支配される場合、子会社として適格である。親会社は、親会社が子会社を支配し、子会社からの変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有するだけでなく、親会社はその影響力により子会社からのリターンに影響を及ぼすこともできる場合に、子会社を支配しているとみなされる。子会社は、親会社が子会社への支配権を得た時点から連結対象となり、親会社が子会社に影響力を行使しなくなったときに連結が終了する。グループ内の取引ならびにグループ企業間の債権および債務は相殺消去される。

取得原価は、対価として提供されたすべての資産および発生したかまたは引き受けたすべての負債の公正価値からなる。未決済のプット・オプションの対価はすべて、償還金額の現在価値で評価される。識別可能な取得資産および引受負債ならびに偶発債務は、取得日現在の公正価値で評価される。取得した識別可能な純資産の公正価値を超える企業の取得に対する移転対価は、のれんとして認識される。のれんは、企業取得による相乗効果から利益を得ることが期待される資金生成単位(CGU)または資金生成単位グループに配分される。のれんが配分される資金生成単位は、のれんが内部統制において監視されている当グループ内の最も下位のレベルに相当する。

企業の取得により発生した取引費用(資本性金融商品または負債性金融商品の発行に関連する取引費用を除く。)は、当期損益に直接認識される。プット・オプションが発行されている企業取得については、予想取得法が適用される。これにより、残余株式に係るプット・オプションは取得時に購入されたとみなされ、少数持分は認識されない。それによって、プット・オプションの償還金額の現在価値に関連する負債は対価合計の公正価値に含まれる。

貸借対照表における認識および認識の中止

発行済および取得済有価証券(すべてのデリバティブを含む。)は、取引日(すなわち、重大なリスクおよび権利が当事者間で移転された日)に認識される。

その他の金融商品は決済日に認識される。

金融資産は、金融資産からキャッシュフローを受領する契約上の権利の期限が終了し、当グループが当該資産の所有に係る事実上すべてのリスクとリターンを移転したときに貸借対照表における認識が中止される。金融負債は、それがなくなった時点で(すなわち、契約に規定された義務の履行、取消しまたは失効時点で)貸借対照表における認識が中止される。

利益および費用の認識

受取利息および支払利息(減損債権からの受取利息を含む。)は、実効金利法を用いて認識される。実効利率の計算には、契約当事者間で支払われたかまたは受領されたすべての手数料が含まれ、これには取引費用も含まれる。

事業の協力会社に対する報酬または貸付の取得に帰属する発行手数料の形態での取引費用は、貸付の取得原価の一部を構成するため、かかる費用は貸借対照表において認識され、当該貸付の見積残存期間にわたって実効金利法を用いて正味受取利息により損益計算書に反映される。

受取手数料および支払手数料は、契約条件に従って継続的に損益計算書に計上される。

貸付が期限前返済される場合、顧客は、当社に生じる費用を賄うための利息補償金を支払う。かかる補償金は「金融取引正味損益」の項目で利益に直接計上される。かかる項目に含まれるその他の項目については、下記「金融商品」で記述する。

金融商品

分類

IAS第39号の対象であり、かつヘッジ会計の対象でないすべての金融商品は、同基準に従って以下の区分に分類される。

- ・ FVTPLで測定される金融資産
- ・ 貸付債権および未収金
- ・ 満期保有投資
- ・ 売却可能金融資産
- ・ FVTPLで測定される金融負債
- ・ その他金融負債

相殺

金融資産と金融負債は、認識された額を相殺することが法律上可能であり、当該両項目を純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを目的とする場合に限り相殺され、純額で認識されるものとする。いかなる金融商品も、貸借対照表において純額で認識されない。

公正価値の測定

公正価値とは、評価日時点の市場参加者間の秩序ある取引において、資産の売却に対して受領するであろう価格または負債の移転に対して支払うであろう価格として定義される。

公正価値で測定され、活発な市場で取引される金融商品の公正価値の測定は、相場価格に基づいている。

金融商品の市場が活発でない場合、公正価値は一般に認められた測定手法に基づいて設定される。測定に関連して実施された計算は、可能な限り、観察可能な市場データに基づいている。主に使用されるツールは、割引キャッシュフローに基づくモデルである。個別の事例においては、推定または見積りに基づいて計算することもできる。

FVTPLで測定される金融資産

「FVTPLで測定される金融資産」の区分は、売買目的で保有される金融資産および経営部会が当初認識の際に当該資産として指定した金融資産に分けられる。同区分の当社の資産はすべて売買目的保有として分類され、主に利付商品が含まれる。同区分には、ヘッジ会計が適用されないデリバティブが含まれる。

同区分の資産は当初認識時に公正価値で認識され、関連する取引費用は損益計算書に認識される。

当該資産に係る公正価値の変動および実現損益は、損益計算書の「金融取引正味損益」の項目に直接計上され、また、実効金利は受取利息として認識される。

貸付債権および未収金

貸付債権および未収金に分類される金融資産は、当該貸付が実行された時点で公正価値に取引価格を加えた金額で認識される。

その後、貸付債権および未収金は、実効金利法を用いて償却原価で認識される。同区分は、活発な市場での相場価格のない、返済額が確定されているかまたは確定可能な資産から構成される。貸付債権は、一般および信用機関への貸付で構成され、関連項目が含まれる。貸付の過半数は、住宅ローンのための個人向け貸付ならびに民間集合住宅および商業用不動産のための法人および個人への貸付である。

価値の変動は「正味貸倒損失」として認識され、実効金利は受取利息として認識される。当該資産は、減損の兆候（客観的証拠）がみられる場合に減損テストが行われる。下記「貸倒損失および金融資産の減損」の項目も参照されたい。

満期保有投資

「満期保有投資」の区分では、当グループが満期まで保有する意図および能力を有する利付資産を認識する。当会計年度または過去2会計年度中に、この区分のうち僅少とはいえない金額を売却または振り替えた場合、いかなる資産もこの区分の資産として分類することはできない。満期日に近いが、当初の額面金額の概ね全額を受領しているか、または会社にとって制御不能かつ非経常的であり、かつ会社が合理的に予測することが不可能であった単独の事由に左右される場合になされた売却または振替えは、この規定の例外である。

「満期保有投資」は、償却原価で測定される。当該資産は、減損の兆候（客観的証拠という。）がみられる場合に減損テストが行われる。減損損失は、「金融資産の減損」に認識され、実効金利は受取利息に含まれる。「貸倒損失および金融資産の減損」も参照されたい。

売却可能金融資産

「売却可能金融資産」の区分では、活発な市場が存在するが売買目的で保有されておらず、満期まで保有することも意図されていない金融資産が認識される。当該資産は、貸借対照表において公正価値で測定され、価値の変動は、その他の包括利益の構成要素として認識され、資本の個別の準備金（公正価値準備金）に累積される。公正価値の変動は、資産が実現するかまたは減損が認識されるまで損益に認識されない。為替レートの変動に起因する価値の変動は、損益に認識される。

売却可能金融資産に分類される金融資産の公正価値の減少がその他の包括利益に認識され、かつ減損の客観的証拠が存在する場合に、その他の包括利益に計上された累積損失は、かかる金融資産が財政状態計算書から消去されていない場合にも、組替調整額として資本から損益に振り替えられる。減損額は、「金融取引正味損益」項目に認識される。

FVTPLで測定される金融負債

「FVTPLで測定される金融負債」の区分は、売買目的で保有される金融負債と、経営部会が当初認識の際に当該負債として指定した金融負債に分けられる。同区分における当社の負債はすべて、売買目的で保有されるものとして分類される。同区分には、ヘッジ会計の対象ではないデリバティブが含まれる。同区分の負債は当初、公正価値で認識され、関連する取引費用は損益に認識される。当該負債に係る公正価値の変動および実現損益は損益計算書の「金融取引正味損益」の項目に計上され、また、実効金利は支払利息の項目に認識される。

その他金融負債

「FVTPLで測定される金融負債」に分類されない金融負債は、当初は取引費用を加算して公正価値で計上され、その後、実効金利法を用いて償却原価で認識される。当該区分の主な構成要素は、発行済債券、個人預金および信用機関に対する負債である。自己債務の買戻しによる実現損益は、発生時に損益に影響を及ぼし、「金融取引正味損益」の項目に認識される。また、実効金利は支払利息の項目に認識される。

プットオプションが発行された子会社の残りの株式および新株予約権の所有者に対する負債は、その他金融負債に分類され、その他負債に認識される。認識額は、未行使のオプション契約に基づき支払われる予想金額に基づいている。負債の再評価は、利益剰余金と相殺して認識される。所有権の詳細については、注17「グループ会社の株式および持分参加証券」を参照されたい。

レボ

レボは、当事者が、事前に決定された価格で特定の有価証券の売却および買戻しに合意した契約である。レボ契約に基づき提供または受領された有価証券はそれぞれ、貸借対照表上から認識が中止されないか、または貸借対照表に計上されない。受領した支払額は、信用機関に対する負債として貸借対照表に計上され、支払われた金額は、信用機関への貸付として計上される。損益計算書への影響は、売却価格と買戻価格との差額によるもので、それぞれ受取利息または支払利息として計上される。

資本性金融商品

IAS第32号の定義に従って、資本の会計上の性質を有する発行済債券は、資本の部の「その他Tier1資本」に計上される。かかる金融商品に対する支払利息は、支払時に資本からの減額として認識される。

デリバティブおよびヘッジ会計

デリバティブは、主として当グループの資産および負債における金利および通貨リスクを管理するために用いられ、貸借対照表において公正価値で認識される。

当社は、損益の著しい変動に関するリスクが最大となり、かつ正式なヘッジ会計の基準を満たしている経済的ヘッジについて、金利および通貨リスクをヘッジするためにヘッジ会計を適用することを選択している。また、ヘッジ会計が適用されていないその他の経済的ヘッジも存在する。これらヘッジ会計外のデリバティブは、FVTPLで測定される資産または負債にそれぞれ分類される。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジの場合、デリバティブ・ヘッジ手段は公正価値で測定され、同時に、ヘッジされた資産または負債は、当該ヘッジ対象に関連するヘッジされたリスクに帰属する公正価値の累積変動額が加算され測定される。公正価値の変動は、損益計算書の「金融取引正味損益」の項目に直接計上される。ヘッジに係る実効金利は、正味受取利息に計上される。

ヘッジ関係が解消された場合、実効金利法に従って損益計算書においてヘッジ対象の簿価を調整後、累積損益が損益計算書に計上される。かかる損益は、ヘッジ対象の残存期間にわたって発生する。ヘッジ手段の期限前の手仕舞いから発生する実現損益は、損益計算書の「金融取引正味損益」の項目に計上される。

マクロ・ヘッジ

この種類のヘッジでは、デリバティブは、構造的な金利リスクをヘッジするために総額レベルで使用される。かかる取引を計上する場合、EUが採用したIAS第39号の「適用除外」が適用される。財務書類では、マクロ・ヘッジとして指定されるデリバティブ金融商品は、その他の公正価値ヘッジ手段と同様に処理される。

資産ポートフォリオの公正価値ヘッジにおいて、ヘッジされたリスクに帰属する損益は、貸借対照表の「マクロ・ヘッジにおける金利リスク・ヘッジ対象の価値の変動」の項目に計上される。ヘッジ対象は、契約上の翌金利更改日に基づく貸付取引のポートフォリオである。使用されるヘッジ手段は、スワップの固定レグの条件に基づき金利更改期間に従ってまとめられた金利スワップのポートフォリオである。

キャッシュフロー・ヘッジ

キャッシュフロー・ヘッジの場合、ヘッジ手段（デリバティブ契約）は公正価値で評価される。価値の変動合計額の有効部分は、その他の包括利益の構成要素として計上され、資本の個別の準備金（ヘッジ準備金）に累積される。累積額は、ヘッジ対象が損益に影響を及ぼす期の損益計算書に振り替えられる。デリバティブの価値の変動の非有効部分は、ヘッジ関係の終了時に生じる実現損益が認識される時点で、損益計算書の「金融取引正味損益」項目に振り替えられる。デリバティブの実効金利は、正味受取利息に計上される。

貸倒損失および金融資産の減損

償却原価で認識される貸付債権および未収金

貸借対照表日に、個々の債権または債権のグループに減損が存在するという客観的証拠の有無について評価が行われる。これは、資産の当初認識後に発生し、当該貸付債権または債権のグループの将来キャッシュフローに影響を及ぼした事由を受けて行われる。貸付の減損を引き起す可能性のある事由には、状況に応じて、管財人による管理、支払停止、和議、裁判所による支払命令または信用格付の変更が含まれる。

減損額は、債権の簿価と直近の金利更改日に基づく当該債権の実効金利で割り引いて求めた見積将来キャッシュフローの現在価値の差額として測定される。借手または発行者に帰属するキャッシュフローおよび担保の利用は、減損の必要性を評価する際に考慮される。担保の売却関連費用は、キャッシュフローの計算に含まれる。予想貸倒損失またはその他の金融資産の減損の測定は総額ベースで行われ、保証またはこれに相当するものがある場合には、相手方に対する債権として認識される。将来キャッシュフローの現在価値が資産の簿価を超過する場合、減損は生じず、債権は問題債権とはみなされない。減損額は、債権の種類により、損益計算書の「貸倒損失（純額）」または「金融資産の減損」の項目に計上される。上記「貸付債権および未収金」および「満期保有投資」を参照されたい。その後の期間中に減損

の必要性が低下し、かかる低下が減損認識後に発生した事由に客観的に起因している場合、従前に計上された減損の戻入れを対応する損益項目に計上することができる。

利用が見込まれるまたは利用された保証および回収額控除後の確定貸倒損失および予想貸倒損失引当金は、貸倒損失として認識される。「確定貸倒損失」とは、高い確率で当該金額が確定または設定され、よって認識中止されている損失をいう。

個別に測定された貸付債権

法人市場向け貸付（法人およびテナント所有者協同組合への貸付）は、個別に減損の測定が行われる。個人市場貸付は、そのようにする特別な理由があれば個別に減損が測定される。個別な減損要件を有すると判断されない貸付は、類似した信用リスクの特徴を有する金融資産のグループに含められ、減損要件について一括ベースで判断される。

一括して測定された貸付債権

このグループで評価される貸付債権は以下のとおりである。

- ・一括引当の対象とならない個人市場貸付。これらは、個々の金額は限定されるが数は多く、類似した信用リスクの特徴を有する貸付からなる。
- ・上記「個別に測定された貸付債権」の情報に従って個別な減損の客観的証拠が定められていない個別に測定された債権。

一括して測定された貸付の減損は、異なる2つの手法で特定される。

- ・内部リスク分類およびIFRSの規制枠組みに従った調整に基づき、見積将来キャッシュフローに測定可能な悪影響を与えた事由に影響される貸付債権のグループが特定されている。
- ・さらに、リスク分類システムにはまだ影響を及ぼしていないものの、最近の事由により将来キャッシュフローに測定可能な悪化が生じている貸付債権のグループが特定される。

貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、借手の財政状態が悪化したか、または借手が他の財務上の問題に直面したことにより、当社が何らかの減免を付与した債権である。減免が付与されると、確定貸倒損失とみなされ、損益計算書の「貸倒損失（純額）」の項目に計上される。貸出条件緩和債権に関する追加の情報については、注2a「リスク管理 - 貸付業務における信用リスク」を参照されたい。

個別に測定された有価証券

当該グループに含まれる債権は、「満期保有投資」に分類された有価証券である。各有価証券は個別に減損テストされている。

その他

機能通貨

機能通貨とは、当グループが業務を行う主な経済環境において用いられる通貨である。当グループ内の会社には、親会社および子会社がある。親会社の機能通貨および表示通貨は、スウェーデン・クローネである。当グループの表示通貨は、スウェーデン・クローネである。

債権および負債の外貨換算

外貨建て取引は、取引日の為替レートを適用して計上され、外貨建ての債権および負債は、決算日レートで換算される。外貨建て取引の決済および外貨建て貨幣性資産・負債の換算によって生じる外国為替差損益は、損益計算書の「金融取引正味損益」の項目に計上される。

リース

既存のリースは、当社の業務活動上の通常リースに関連し、主にオフィス物件およびオフィス設備に関するもので、オペレーティング・リースとして分類される。オペレーティング・リースでは、リースの支払いは、リースの残存期間にわたって定額法で損益計算書に費用計上される。合意された将来のリース支払額は、注8に表示されている。

有形固定資産

有形固定資産は、将来において会社がその金銭的利益の恩恵を享受する可能性が高く、当該項目の費用を信頼性をもって測定することができる場合には、貸借対照表に資産として計上される。有形固定資産は、取得価額から減価償却累計額および減損損失を控除した金額で計上されている。

有形固定資産の減価償却

償却可能額は、資産の取得価額から耐用年数終了時の見積残存価値を控除して計算される。償却可能額は、資産の推定耐用年数にわたり定額法により配分され、各期の償却費用は損益計算書に計上される。推定耐用年数は、コンピュータ機器については4年、その他の機器については5年である。資産の残存価値および耐用年数は、毎年評価される。

無形資産

購入したコンピュータ・ソフトウェアおよび/または当社が開発したソフトウェアに対する投資は、取得価額から償却累計額および減損損失を控除した額で認識される。ソフトウェアの保守費用は、発生時に費用計上される。当グループが管理する特定可能な自社ソフトウェア商品の開発・テストに直接帰属する開発費は、以下の基準が満たされた場合に無形資産として計上される。

- ・ソフトウェアを使用できるよう完成させることが技術的に可能であること
- ・会社がソフトウェアを完成させ、使用する意図を有すること
- ・ソフトウェアが将来の金銭的利益を生み出す方法ならびにソフトウェアの開発完了および使用のために十分な技術的、金銭的およびその他資源が利用できることを示せること
- ・ソフトウェアの開発過程でこれに帰属する費用を信頼性をもって測定できること

これらの基準を満たさないその他の開発費は、発生時に費用計上される。従前に費用計上されている開発費を後に資産計上することはできない。

資産計上される無形資産に係る追加的支出は、当該支出が帰属する特定の資産に係る将来の金銭的利益を増大する場合にのみ、貸借対照表に資産として計上される。その他の支出はすべて、発生時に費用計上される。開発費は、連結財務書類のみに資産計上される。

子会社の取得については、その識別可能な資産、負債および偶発債務は、取得日に公正価値で測定される。取得原価が識別可能な純資産の公正価値を超える部分は、のれんとして認識される。のれんは、資金生成単位に配分され、減損テストが少なくとも毎年1回行われる。

無形資産の償却

償却は、資産の推定耐用年数にわたり定額法により配分される。すなわち、償却期間は、4年または5年である。無形資産の償却期間および償却方法は、会計年度末ごとに見直される。

非金融項目の減損

資産の回収可能額は、資産に減損の可能性がある何らかの兆候がある場合に測定される。まだ利用可能ではない開発作業は、減損の兆候の有無にかかわらず、減損テストが毎年行われる。資産は、その簿価が回収可能額を上回った場合に減損される。各期間の減損損失は、当期純利益/損失に計上される。

のれんの減損は、資金生成単位（資金生成単位グループ）の簿価が、その回収可能額を上回る場合に認識される。減損は、当期損益に費用計上される。資金生成単位（資金生成単位グループ）に減損の必要性がみられるときは、減損額は、まずのれんに配分され、その後、資金生成単位（資金生成単位グループ）内のその他の資産に比例的に配分される。のれんの減損が戻し入れられることはない。

減損額は、売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれが高い方の金額である。使用価値の計算に当たり、将来キャッシュフローは、リスクフリー金利および対象となる資産に関連するリスクを考慮した割引係数を使用して割り引かれる。

税金

税額の合計には、当期税金および繰延税金が含まれる。当期税金は、当期中に課税所得に関して支払われる、または受領する税金および過年度に係る当期税金の調整からなる。従って、損益に計上される項目について、関連する税効果もまた損益に計上される。

その他の包括利益または資本に計上される項目の税効果は、その他の包括利益または資本に計上される。

繰延税金資産および負債は、資産または負債の簿価と課税基準額との間の一時差異に基づき、貸借対照表方式に従って測定されている。繰延税金資産は、未使用の税損失について、繰延額が将来の課税利益を相殺するために利用できる可能性が高い限りにおいて計上される。繰延税金は、課税時の適用税率に従って計算される。

現金および現金同等物

現金および現金同等物は、現金および取得日から3ヵ月以内に期限が到来する信用機関への貸付と定義される。

年金

当グループは、確定拠出型および確定給付型双方の年金制度を有している。確定拠出型制度については、個々の単位に対して所定の保険料が支払われるが、これによって追加的な義務は生じない。確定拠出型制度の年金費用は、個々の職員の権利確定に伴い、継続的に費用計上される。

確定給付型制度に関する当グループの正味債務は、従業員が当期および前期における役務により稼得する将来給付を見積もり、当該給付を現在価値に割り引くことで各制度について個別に計算される。確定給付型債務の現在価値は、当該年金債務と満期が同等のスウェーデン・クローネ建のモーゲージ債券の金利を適用し、見積将来キャッシュフローを割り引いて決定される。確定給付型制度における変動または減少は、以下のうち早い方の日に計上される。すなわち、a：当該制度における変動または減少が生じたとき、またはb：会社が関連する再編費用および退職給付を報告したとき。当該変動／減少は、当期純利益に直接計上される。確定給付型年金債務は、外部の保険数理人が予測単位積立方式を用いて毎年計算する。

確定給付型年金制度について貸借対照表に計上された引当金は、期末現在における確定給付型年金債務の現在価値から当該制度資産の公正価値を差し引いた額を示している。当該引当金には特別使用者拠出金が含まれる。確定給付型年金制度の当期費用に含まれる構成要素は、すべて営業利益に計上される。これには、債務の現在価値の計算に用いられたものと同じの割引率を適用して算出された制度資産のリターンが含まれる。再評価の効果は数理上の損益で構成され、これには制度資産の実際のリターンと営業損益に含まれる合計額との差額が含まれる。再評価の効果はすべて、資本の部の「準備金」に計上される。

セグメント別報告

事業セグメントは、独立した財務情報が入手でき、損益を生み出す事業活動を行い、その営業利益が、セグメントへの資源の配分およびセグメントの業績の査定に関する決定の基礎として会社の最高業務意思決定者によって定期的に評価される事業の部分である。当社では、最高業務執行役員が資源の配分および事業セグメントの業績の査定に責任を負っている。

親会社の会計原則

親会社であるSBAB銀行AB(publ)は法定のIFRSを採用しているため、年次報告書はIFRSに準拠して作成されており、その他に、スウェーデン財務報告委員会勧告RFR2「法人に係る会計」、信用機関および証券会社に係る年次報告法ならびにスウェーデン金融監督庁の信用機関および証券会社に係る年次報告に関する規則および一般的指針（FFFS2008:25）による追加および例外に服する。

当グループとの比較における相違

当グループと親会社との会計原則の主な相違は以下のとおりである。

損益計算書および貸借対照表の表示

親会社は、信用機関および証券会社に係る年次報告法に規定される損益計算書および貸借対照表の表示基準に準拠しており、資本は別途表示されている。親会社の利益準備金は、繰越利益として当グループでは認識されるが、親会社の公正価値準備金は、当グループの準備金に含まれる。

年金

スウェーデン年金負債保護法およびスウェーデン金融監督庁の発行した規則は、確定給付型年金制度の認識方法にIAS第19号による規定とは異なる方法を義務づけている。年金支払いについて税控除を受けるためには、スウェーデン年金負債保護法を適用しなければならない。このことに鑑みて、RFR2では、確定給付型年金制度に関するIAS第19号の規則を法人に適用する必要はないとしている。

債権の引受けに関する測定

親会社と子会社であるSCBC間でのグループ内貸付は、公正価値で計上される。引当後債権がかかる会社間で譲渡される場合、当該債権は引当金控除後の正味簿価で引き受けられる。売り手企業はかかる損失を確定貸倒損失として認識し、買い手企業はかかる債権を正味簿価（引当金を除く。）で認識する。買い手企業において、貸付債権は正味簿価ではあるものの、問題債権として認識される。その後、かかる債権が当初価額（償却後）で測定されることが確定された場合、収益は損益計算書の「金融取引正味利益」項目に計上される。

子会社

子会社に対する持分参加は、取得原価法に従って親会社で計上される。

配当金

子会社から受領した配当金は、損益計算書に計上される。子会社からの受領が予測される配当金は、子会社で正式な決定がなされた場合、または財務書類の公表前にその他の方法により親会社が意思決定プロセスを完全に支配する場合に計上される。

支払配当金は、年次株主総会の配当金に関する決議の可決後に、非制限資本の減少として認識される。

グループ拠出金

子会社から受領するグループ拠出金は金融収益として計上され、また、親会社から子会社に支払われるグループ拠出金は、グループ会社への持分参加の増加として計上される。

重要な会計上の見積りおよび判断

重要な仮定

IFRSに準拠した年次会計を作成するためには、経営部会が、合理的で公正とみなされる過去の経験および仮定に基づいた見積りと判断を行うことが必要である。かかる見積りは、資産、負債およびオフバランスシート・エクスポージャーならびに年次報告書で表示された収益および費用の簿価に影響を与える。従って、実際の業績が見積りとは若干異なる可能性がある。

貸付債権の測定

翌会計年度に認識された資産への調整を生じさせるリスクを主に有する分野は、貸付債権の測定である。個別的に測定された債権の場合、最も重要な評価（最大の不確実性も含む。）は、顧客が創出する将来キャッシュフローの見積りである。一括して測定された貸付債権について、将来キャッシュフローの見積りは、観察可能なデータがどのように貸倒損失につながるかという仮定に部分的に基づいている。上記「貸倒損失および金融資産の減損」も参照されたい。当グループ内の貸付債権の譲渡の際には、簿価（貸付債権に基づき借り入れた元本および金利から信用損失引当金を控除したもので構成される。）は、公正価値に相当すると仮定される。

年金の認識

当グループの年金債務の測定は、簿価に重大な影響を及ぼすいくつかの数理上および財務上の見積りに基づいている。モーゲージ債券の市場がスウェーデンにおいて機能しているため、当社は、年金債務の割引にモーゲージ債券の利回りを使用している。かかる測定の基準となる見積りおよび感応度分析は、注28に表示されている。

繰延税金資産の認識

将来減算一時差異または欠損金の繰越に係る繰延税金資産の認識は、当社が繰延税金資産の基礎となる課税所得を将来生み出す可能性が高いという経営陣の評価に基づいている。

のれんの減損テスト

認識したのれんの価値は、減損の潜在的な必要性に関して、少なくとも年に1回テストが行われる。かかるテストでは、のれんの価値が帰属する資金生成単位の使用価値の評価が求められる。また、キャッシュフローの現在価値の計算のための適切な割引率の設定と併せて、見積将来キャッシュフローに関する仮定が求められる。2017年12月31日現在実施された評価は、注18に記載されている。

注2．リスク管理および自己資本比率

リスク管理および自己資本比率は、以下の区分に分類される。

- a) 貸付業務における信用リスク
- b) 資金管理業務における信用リスク
- c) 流動性リスク
- d) 市場リスク
- e) オペレーショナル・リスク
- f) 事業リスク
- g) 集中リスク
- h) 自己資本充実度評価
- i) 自己資本比率分析

注2a．リスク管理 - 貸付業務における信用リスク

貸付業務における信用リスクは、相手方が支払義務を履行できないリスクとして定義される。信用リスクは、貸付および貸付約定に関連して発生し、また当該グループの債権をカバーできなくなるような担保資産の価値の変動に関連しても発生する。信用リスクは、資金管理業務においても発生する（注2bを参照されたい。）。

貸付業務における信用リスクは与信プロセスを通じて管理され、かかるプロセスでは、潜在的な借手の利息支払能力および元金返済能力が分析される。新規貸付は、金利が貸付判断時点の実勢金利を優に超える場合に、利息の支払および元金の返済が可能と判断された借手に対してのみ供与される。さらに、信用リスクは、様々な顧客または顧客グループに対して設定された与信枠により制限される。当社は、貸付ポートフォリオの高い信用度を維持するために、個人向けの新規貸付に対する負債比率^(注1)の上限として550%を適用している。さらに、貸付ポートフォリオにおける新規および既存顧客に対する信用リスクの分析について、内部格付手法（以下「IRB手法」という。）に基づいてリスク分類が行われる。当社は、個人および多数のテナント所有者協同組合向け貸付についてはIRB手法を、法人向け貸付および取引高が50百万ユーロを超えるテナント所有者協同組合向け貸付には基礎的内部格付手法（以下「FIRB手法」という。）を採用している。スウェーデン金融監督庁は当社のIRB手法を検討し、信頼性があると判断した。無担保貸付の信用リスクの定量化には、標準的手法が用いられる。外部の格付が用いられる場合には、ムーディーズ、フィッチまたはスタンダード&プアーズによる格付のうち最も低い2つの格付が選択される。

IRB手法は2007年から用いられており、抵当証書またはテナント所有権が担保として用いられる場合の信用リスクの評価に使用される。2015年には、当社は抵当証書によって全額カバーされない超過エクスポージャー、直接担保に供された抵当証書以外の担保を用いた不動産融資および信用状に対してもIRB手法を使用する許可を得た。従前には、かかるエクスポージャーに対しては標準的手法が用いられていた。

IRB手法による信用リスク・モデルは、以下のパラメータを評価する。

- 顧客ごとの債務不履行の確率 - デフォルト確率（PD）
- 債務不履行時の損失額 - デフォルト時損失率（LGD）
- 債務不履行時に利用されるオフバランスシート・エクスポージャーの部分 - クレジット換算係数（CCF）
- 債務不履行時点での推定エクスポージャー - デフォルト時エクスポージャー（EAD）
- 期待貸倒損失（EL）は、次の算式を用いて測定される。EL = PD × LGD × EAD

かかるパラメータに基づき、顧客はリスクに従って格付けされ、期待損失および不測の損失が見積もられる。評価後、エクスポージャーは個人向けおよび法人向けエクスポージャーのそれぞれについて8段階のリスク等級の1つに割り当てられ、8番目のリスク等級は債務不履行となった顧客で構成される。高リスクに分類された顧客の動向は十分に監視されており、必要な場合には、エクスポージャーは与信部門の信用監視担当職員により積極的に管理されている。開発されたモデルは毎年検証され、必要に応じて調整される。2017年に実施された検証の結果、モデルに変更はなかった。

財務書類では、IRBモデルによる期待貸倒損失（EL）は、予想貸倒損失引当金とは異なる。パーゼルの第1の柱に従った期待貸倒損失の計算は、資本要件規則（以下「CRR規則」という。）^(注2)に準拠している。かかる規則に従って、個々の貸付に関連するリスクは、統計的モデルを使用して、過去の情報に基づき長期にわたり推定される。財務書類において発生する損失の管理はIAS第39号により規制され、かかる規定に従って、資産は、将来キャッシュフローに悪影響を及ぼす1つ以上の事由が生じたことによる減損の客観的証拠がある場合に減損する。IRBモデルに基づき計算された貸付の期待貸倒損失は合計205百万クロネ（208百万クロネ）である。財務書類におけるそれに対応する貸付への正味貸倒損失引当金は176百万クロネ（206百万クロネ）である。自己資本比率の計算は、不良債権とその他の貸付とを区別して行う。正の差異は普通株式等Tier1（CET1）資本を減少させるのに対して、負の差異はTier2資本に加算される。今後、IFRS第9号に新たな基準が導入された場合、2018年から信用リスク引当金に使用される手法は変更される可能性がある。注1を参照されたい。

法人向け貸付における定量評価に関しては、内部貸付規則に基づき、系統立った定性評価がいくつかの質問事項に回答する形で行われる。これにより、より大量なデータに基づいたより統一的なリスク評価が可能となる。

(注1)貸付に関連する税引前総利益。

(注2)CRRとは、金融機関および投資会社の健全性要件に関する欧州議会・理事会規則(EU)第575/2013号をいう。

貸付業務における担保

当社が供与する貸付に対しては、通常、十分な担保が設定されなければならない。十分な担保とは、主に住宅用不動産における抵当証書またはテナント所有者協同組合に対する持分で、市場価値の最大75%ないし85%のものを指す。85%の掛け目は、第一担保権が付された担保が得られ、かつ顧客が低リスク等級に分類されている場合にのみ適用される。個人顧客の低リスク等級顧客（リテール-R）はR1からR4の等級の顧客で構成され、法人顧客の低リスク等級顧客（コーポレート-C）はC0からC3の等級の顧客で構成され、手動でC3からC4に調整される^(注3)。それ以外の場合には通常、75%の担保掛け目（LTV）が適用される。

抵当証書またはテナント所有権の形態の担保に加え、とりわけ、政府保証、地方自治体保証、有価証券、銀行保証およびスウェーデンの銀行への預金の形態による担保に対して融資を供与することができる。貸付総額のうち、いかなる担保も付さずに行われた貸付の割合は極めて限定的であった。

法人顧客については、建設融資は通常、抵当権および保証人の約定により担保されている。また、当社は通常、貸付実行前に、所定の割合を消費者に販売することも要求する。貸付は、建設の進捗に合わせて継続的に行われる。

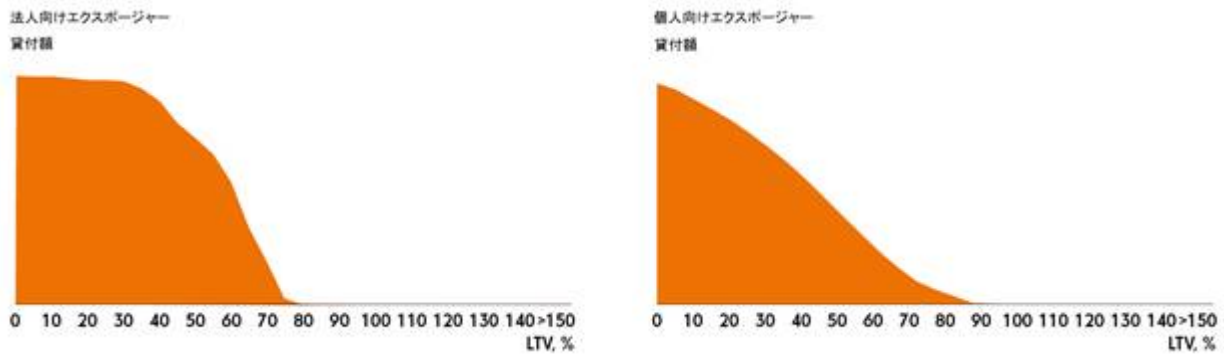
当社は、債権を保護するために差し押さえられた担保を保有していない。一般への貸付は、当社の資産全体の80% (79%)を占めている。

差し入れられた担保の財務上の影響は下図に示されており、抵当証書またはテナント所有者協同組合に対する持分からなる担保が付された貸付の原担保の市場価値と貸付の関係を示している。下図の面積は貸付額を表しており、低い担保掛け目について貸付額が最大であることから、当社の貸付ポートフォリオが優良な抵当を有していることを示している。かかるデータには、当社の一般への貸付合計の96% (97%)が含まれている。抵当証書またはテナント所有者協同組合に対する持分による、掛け目が75%以内の担保が貸付合計の99% (98%)に対して付されているため、貸付の質は非常に良好と判断される。当社は、貸付に対する担保の市場価値^(注4)を定期的に評価しているため、実際の市場価値の変動に伴い、または貸付時に考慮された当該不動産独自の特質がデータ分析により必ずしも考慮に入れられるとは限らないため、LTVが100%以上となる可能性がある。また、旧スウェーデン全国住宅信用保証局 (BKN) による保証が付されたかなり以前の公共部門融資について、保証の価値が貸付と同額に達していないことも考え得る理由の1つである。

(注3)「個人向け貸付」は、戸建住宅、別荘およびテナント所有マンションに対するすべての一般向け貸付ならびに個人および50万ユーロ未満の取引高を有するテナント所有者協同組合に対する無担保貸付を指す。「法人向け貸付」は、i)その他法人向けに対する貸付およびii)民間の個人に対するその他貸付を指す。

(注4)2017年には、市場価値は6月15日から10月1日までの期間中に評価された。

貸付と、抵当証書またはテナント所有権を担保に付した貸付の原担保の市場価値との関係（担保掛け目(LTV)）



(単位：%)

| 区分 | 2017年 | | | | 2016年 | | | |
|--------------|-------|-------|--------|------------------|-------|-------|--------|------------------|
| | 50%以下 | 75%以下 | 100%以下 | エクスポージャー加重平均 LTV | 50%以下 | 75%以下 | 100%以下 | エクスポージャー加重平均 LTV |
| 法人向けエクスポージャー | 79.3 | 99.7 | 100.0 | 62.8 | 77.8 | 99.3 | 99.9 | 64.5 |
| 個人向けエクスポージャー | 85.2 | 98.7 | 100.0 | 55.1 | 83.2 | 98.1 | 99.8 | 56.8 |
| 合計 | 84.7 | 98.8 | 100.0 | 55.8 | 82.6 | 98.2 | 99.8 | 57.7 |

貸付業務におけるリスク等級別の貸付ポートフォリオ

2017年12月31日現在、当社の一般への貸付は、335十億クローネ（296十億クローネ）であった。すべての顧客は、1つのリスク等級を割り当てられる。貸付が個別に引き当てられている顧客は、常に法人市場リスクの等級（C8）または個人市場リスクの等級（R8）に割り当てられる。法人については、一括引当によりカバーされた貸付は、C6からC7のリスク等級に分類され、一括減損処理された個人向け貸付は、リスク等級R5からR8の貸付で構成される。C0のリスク等級は、リスク・ウェイトが0%の相手方（スウェーデンの地方自治体）に対する貸付である。貸付に帰属する取引費用55百万クローネ（89百万クローネ）は、下表では比例配分されている。

貸付ポートフォリオのリスク等級別内訳 - 個人向け（テナント所有者協同組合を含む。）

（単位：％）

| リスク等級 ⁽¹⁾ | 2017年 | | 2016年 | |
|----------------------|-------|------------------|-------|------------------|
| | 貸付 | 各リスク等級に おける引当 | 貸付 | 各リスク等級に おける引当 |
| R1/C1 | 37.8 | - | 35.8 | - |
| R2/C2 | 29.1 | - | 30.1 | - |
| R3/C3 | 16.9 | - | 17.2 | - |
| R4/C4 | 10.3 | - | 10.6 | - |
| R5/C5 | 4.5 | 0.5 | 4.7 | 0.5 |
| R6/C6 | 0.8 | 1.1 | 1.0 | 1.2 |
| R7/C7 | 0.5 | 4.2 | 0.5 | 4.8 |
| R8/C8 | 0.1 | 10.8 | 0.1 | 15.5 |
| | 100% | 0.1% | 100% | 0.1% |

(1) R = 個人向け、C = 法人向け

貸付ポートフォリオのリスク等級別内訳 - 法人向け

（単位：％）

| リスク等級 ⁽¹⁾ | 2017年 | | 2016年 | |
|----------------------|-------|------------------|-------|------------------|
| | 貸付 | 各リスク等級に おける引当 | 貸付 | 各リスク等級に おける引当 |
| C0 | 0.0 | - | 0.0 | - |
| C1 | 61.1 | - | 58.7 | - |
| C2 | 32.0 | - | 26.4 | - |
| C3 | 6.0 | - | 13.1 | - |
| C4 | 0.2 | - | 1.4 | - |
| C5 | 0.6 | - | 0.3 | - |
| C6 | 0.0 | 12.8 | 0.0 | 19.8 |
| C7 | 0.0 | 3.9 | 0.0 | 4.0 |
| C8 | 0.1 | 38.6 | 0.1 | 37.2 |
| | 100% | 0.0% | 100% | 0.1% |

(1) C = 法人向け

一般および信用機関への貸付

下表は一般および信用機関向けの貸付を、借手の支払状況に基づき3区分に分類して示している。

- 延滞額または引当のない貸付 - 借手は支払債務を貸付の条件に従って履行している。
- 5日超の延滞額がある貸付 - 借手は支払債務を履行していない。
- 個別引当された問題債権

個別引当されている貸付債権について、個別引当の基礎となる原担保の市場価値の見積りと共に、貸付の将来キャッシュフローの個別評価が行われる。一括引当について、貸付グループに関連するリスクに変動が発生しているが、この変動の原因を個々の顧客にまで辿ることはできない。同表では、保証を考慮に入れない引当金の明細および各引当グループについて保証額の明細を表示している。担保および保証の価値は、主に抵当証書またはテナント所有権の価値、また、これより程度は低いものの、スウェーデン全国住宅信用保証局（現在、スウェーデン国立住宅建築計画委員会に含まれている。）、保険会社および銀行からの融資保証の価値をいい、これらは支払不能となった場合に返済が見込まれる評価額で認識されている。

保証額控除後の引当金合計額（個別および一括）は、2017年12月31日現在、貸付ポートフォリオの0.06%（0.07%）に相当する190百万クローネ（221百万クローネ）であり、うち個別的看着積もられた貸付に対する引当金は45百万クローネ（59百万クローネ）を占めた。保証額控除後の個別引当金は、113百万クローネ（134百万クローネ）の個別引当されている貸付債権の40%（44%）を占めた。信用機関への貸付に対する引当金の必要性は生じなかった。

借手の支払状況に基づく一般および信用機関への貸付

| | 2017年 | | 2016年 | |
|------------------------|----------------|--------------|----------------|--------------|
| | 一般 | 信用機関 | 一般 | 信用機関 |
| 延滞額または引当のない当期貸付 | 334,725 | 1,858 | 295,744 | 1,619 |
| 5日超の延滞額がある貸付 | 482 | - | 379 | - |
| 個別引当された貸付 | 113 | - | 134 | - |
| 貸付残高合計 | 335,320 | 1,858 | 296,257 | 1,619 |
| 個別引当 | -45 | - | -59 | - |
| 一括引当（法人） | -1 | - | -1 | - |
| 一括引当（個人） | -163 | - | -175 | - |
| 引当金合計 | -209 | - | -235 | - |
| 引当金控除後貸付合計 | 335,111 | 1,858 | 296,022 | 1,619 |
| 個別引当された貸付に対する保証 | - | - | - | - |
| 一括引当された貸付に対する保証（法人） | - | - | 1 | - |
| 一括引当された貸付に対する保証（個人） | 19 | - | 13 | - |
| 保証合計 | 19 | - | 14 | - |
| 引当金および保証控除後貸付合計 | 335,130 | 1,858 | 296,036 | 1,619 |

延滞額または引当のない当期貸付

延滞額がなく、また、個別に引き当てられていない貸付は、リスク等級別では95%（94%）がC0/R1からC4/R4のリスク等級に含まれていた。かかる等級別金額には合計55百万クローネ（89百万クローネ）の取引費用が含まれており、かかる費用は比例配分されている。かかる費用は、主に戸建住宅およびテナント所有マンションから発生している。

一般への貸付の部門別内訳（延滞額または個別引当のない当期貸付）

(単位：百万クローネ)

| リスク等級 | 2017年 | | | | | | | 合計 |
|-------|---------------|---------------------|---------------------|------------|--------------------|------------|--------------------|---------|
| | 戸建住宅 および別荘 | テナント 所有 マンション | テナント 所有者 協同組合 | 民間 集合住宅 | 地方 自治体系 集合住宅 | 商業用 不動産 | 正式な 担保の ない貸付 | |
| C0 | - | - | - | - | 2 | - | - | 2 |
| C/R1 | 48,162 | 31,101 | 34,823 | 18,431 | 134 | 2,697 | 196 | 135,544 |
| C/R2 | 37,344 | 36,822 | 14,556 | 9,289 | 82 | 167 | 396 | 98,656 |
| C/R3 | 20,057 | 27,555 | 1,937 | 1,698 | 1 | 387 | 742 | 52,377 |
| C/R4 | 13,560 | 16,355 | 222 | 31 | - | 22 | 361 | 30,551 |
| C/R5 | 5,612 | 7,495 | 93 | 15 | - | 213 | 211 | 13,639 |
| C/R6 | 1,016 | 1,363 | 26 | 1 | - | - | 66 | 2,472 |
| C/R7 | 660 | 595 | - | 11 | - | - | 30 | 1,296 |
| C/R8 | 51 | 15 | 100 | 21 | - | - | 1 | 188 |
| 合計 | 126,462 | 121,301 | 51,757 | 29,497 | 219 | 3,486 | 2,003 | 334,725 |

(単位：百万クローネ)

| リスク等級 | 2016年 | | | | | | | 合計 |
|-------|---------------|---------------------|---------------------|------------|--------------------|------------|--------------------|---------|
| | 戸建住宅 および別荘 | テナント 所有 マンション | テナント 所有者 協同組合 | 民間 集合住宅 | 地方 自治体系 集合住宅 | 商業用 不動産 | 正式な 担保の ない貸付 | |
| C0 | - | - | - | - | 2 | - | - | 2 |
| C/R1 | 39,145 | 26,158 | 28,691 | 18,205 | 112 | 2,053 | 166 | 114,530 |
| C/R2 | 31,384 | 29,849 | 17,748 | 7,075 | 82 | 1,229 | 367 | 87,734 |
| C/R3 | 17,164 | 23,851 | 3,555 | 3,056 | - | 1,057 | 748 | 49,431 |
| C/R4 | 12,417 | 14,161 | 393 | 139 | 43 | 328 | 370 | 27,851 |
| C/R5 | 5,272 | 6,509 | 97 | 4 | 1 | 112 | 234 | 12,229 |
| C/R6 | 1,037 | 1,325 | 43 | 3 | - | - | 71 | 2,479 |
| C/R7 | 697 | 591 | 14 | 11 | - | - | 32 | 1,345 |
| C/R8 | 33 | 14 | 75 | 21 | - | - | 0 | 143 |
| 合計 | 107,149 | 102,458 | 50,616 | 28,514 | 240 | 4,779 | 1,988 | 295,744 |

5日超の延滞額がある貸付

下表は、元本が延滞している貸付を示している。すべての金額は部門別に配分されている。複数の延滞期間がある貸付については、最も古い期間で全額が表示されている。

2017年末現在、貸付の99.8% (99.8%) は延滞額がなく、問題債権とはみなされなかった。当社の貸付ポートフォリオ合計335十億クローネ (296十億クローネ) のうち、延滞している元本額は482百万クローネ (379百万クローネ) であった。

一般への貸付の部門別内訳 (5日超の延滞額がある貸付)

(単位 : 百万クローネ)

| | 2017年 | | | | | | | 合計 |
|-------------------------|-------------------|---------------------|---------------------|------------|--------------------|------------|--------------------|-----|
| | 戸建住宅 および 別荘 | テナント 所有 マンション | テナント 所有者 協同組合 | 民間 集合住宅 | 地方 自治体系 集合住宅 | 商業用 不動産 | 正式な 担保の ない貸付 | |
| 5-30日の延滞 ⁽¹⁾ | 9 | 11 | 5 | - | - | - | 0 | 25 |
| 31-60日の延滞 | 137 | 122 | 3 | - | - | - | 7 | 269 |
| 61-90日の延滞 | 23 | 22 | - | - | - | - | 2 | 47 |
| 91日-180日の延滞 | 24 | 21 | 26 | - | - | - | 3 | 74 |
| 181日-365日の延滞 | 15 | 19 | - | - | - | - | 2 | 36 |
| 365日超の延滞 | 18 | 12 | - | - | - | - | 1 | 31 |
| 合計 | 226 | 207 | 34 | - | - | - | 15 | 482 |

(単位 : 百万クローネ)

| | 2016年 | | | | | | | 合計 |
|-------------------------|-------------------|---------------------|---------------------|------------|--------------------|------------|--------------------|-----|
| | 戸建住宅 および 別荘 | テナント 所有 マンション | テナント 所有者 協同組合 | 民間 集合住宅 | 地方 自治体系 集合住宅 | 商業用 不動産 | 正式な 担保の ない貸付 | |
| 5-30日の延滞 ⁽¹⁾ | 5 | 8 | 4 | - | - | - | 0 | 17 |
| 31-60日の延滞 | 110 | 108 | - | - | - | - | 6 | 224 |
| 61-90日の延滞 | 14 | 26 | - | - | - | - | 2 | 42 |
| 91日-180日の延滞 | 17 | 18 | - | - | - | - | 3 | 38 |
| 181日-365日の延滞 | 19 | 15 | - | - | - | - | 2 | 36 |
| 365日超の延滞 | 13 | 7 | - | - | - | - | 2 | 22 |
| 合計 | 178 | 182 | 4 | - | - | - | 15 | 379 |

(1)最初の延滞期間について、支払日が休日であるための支払遅延により分析の混乱が生じないことを確保するため、5日以内の延滞額は考慮に入れていない。

個別引当された貸付

個別引当された貸付とは、個別のリスク評価に従って引当がなされた未収債権をいう。かかる貸付は、当社の貸付合計額のわずか0.03% (0.05%) を占めるにすぎない。

一般への貸付の部門別内訳 (個別引当された貸付)

(単位 : 百万クローネ)

| | 2017年 | | | | | | | |
|---------------------------|-------------------|---------------------|---------------------|------------|--------------------|------------|-----------|-----------|
| | 戸建住宅 および 別荘 | テナント 所有 マンション | テナント 所有者 協同組合 | 民間 集合住宅 | 地方 自治体系 集合住宅 | 商業用 不動産 | 無担保 貸付 | 合計 |
| 個別引当された貸付 | 11 | 62 | 11 | 26 | - | - | 3 | 113 |
| 個別引当 (法人市場) | - | - | -9 | -18 | - | - | - | -27 |
| 個別引当 (個人市場) | -3 | -12 | - | - | - | - | -3 | -18 |
| 個別引当された貸付 (純額) | 8 | 50 | 2 | 8 | - | - | 0 | 68 |
| 保証の推定価値 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 保証を考慮に入れた個別引当された貸付 | 8 | 50 | 2 | 8 | - | - | 0 | 68 |

(単位 : 百万クローネ)

| | 2016年 | | | | | | | |
|---------------------------|-------------------|---------------------|---------------------|------------|--------------------|------------|-----------|-----------|
| | 戸建住宅 および 別荘 | テナント 所有 マンション | テナント 所有者 協同組合 | 民間 集合住宅 | 地方 自治体系 集合住宅 | 商業用 不動産 | 無担保 貸付 | 合計 |
| 個別引当された貸付 | 15 | 64 | 23 | 28 | - | - | 4 | 134 |
| 個別引当 (法人市場) | - | - | -21 | -18 | - | - | - | -39 |
| 個別引当 (個人市場) | -4 | -12 | - | - | - | - | -4 | -20 |
| 個別引当された貸付 (純額) | 11 | 52 | 2 | 10 | - | - | 0 | 75 |
| 保証の推定価値 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 保証を考慮に入れた個別引当された貸付 | 11 | 52 | 2 | 10 | - | - | 0 | 75 |

貸出条件緩和債権

例外的に、借手の財政状態が悪化したか、または借手が他の財務上の問題に直面したことにより、貸付債権の条件が緩和されることがある。かかる債権は、注意深く監視される。

借手が融資契約を履行できないため貸出条件が緩和された貸付は、以下を意味することがある。

- 貸付条件が通常の市場における条件とは異なった条件に修正される。
- 借手が様々な資産を提供することで借入金を一部返済する。
- 借手が貸付の一部を所有者持分に転換することに同意する。
- 借手が新たな借手に置換されるかまたはこれにより補完される。

貸出条件が緩和された貸付の簿価の部門別内訳

(単位：百万クローネ)

| | 2017年 | 2016年 |
|-------------|-----------|-----------|
| 戸建住宅および別荘 | 4 | 7 |
| テナント所有マンション | 2 | 0 |
| テナント所有者協同組合 | 16 | 38 |
| 民間不動産 | - | - |
| 地方自治体系不動産 | - | - |
| 商業用不動産 | - | - |
| 無担保貸付 | - | - |
| 合計 | 22 | 45 |

延滞貸付または減損貸付として認識され、その条件が緩和された金融資産の簿価を部門別に示したものの。

注2b. リスク管理 - 資金管理業務における信用リスク

資金管理業務において、相手方が支払義務を履行できない場合に信用リスクが発生する。信用リスクは、一部は、財務リスクを管理する目的で当社が締結したデリバティブおよびレポ契約に係る相手方リスクの形態で、ならびに一部は、流動性ポートフォリオにおける投資および余剰流動性の投資の結果として発生する。

当グループの相手方は銀行および信用機関であり、上表の潜在的なエクスポージャーには、投資、デリバティブおよびレポが含まれている。上限は、理事会が採用する格付に関連する枠組みの範囲内で、信用委員会が定める。使用された上限は、金融デリバティブ、レポおよび投資の市場価値として算出される。デリバティブおよびレポに関して、信用補充付属文書（CSA）またはレポ基本契約書（GMRA）に従って差し入れられたかまたは受領した担保の影響は上限合計に含まれる。また、デリバティブに関しては、将来のリスク関連の変化についてアドオンも計算される。融資顧客でもある相手方については、上限は与信枠と調整される。相手方ごとの上限は最長1年間について設定することができ、その後は新たに評価を実施しなければならない。信用委員会の決定は、次の理事会会議で報告される。当社の相手方はすべて、ムーディーズまたはスタンダード・アンド・プアーズのいずれかによる格付を有している。

上限の使用

(単位：百万クローネ)

| 格付区分 | グループ | | | | 親会社 | | | |
|-----------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| | 2017年 | | 2016年 | | 2017年 | | 2016年 | |
| | 使用された 上限 | 使用された 上限 | 使用された 上限 | 使用された 上限 | 使用された 上限 | 使用された 上限 | 使用された 上限 | |
| AAA | - | - | - | - | - | - | - | - |
| AA-からAA+ | 11,400 | 3,226 | 11,600 | 3,092 | 11,400 | 3,099 | 11,600 | 2,917 |
| A-からA+ | 14,500 | 3,916 | 13,910 | 3,957 | 14,500 | 3,865 | 13,910 | 3,526 |
| A-未満 | 4,800 | 330 | 4,310 | 542 | 4,800 | 311 | 4,310 | 542 |
| 格付なし | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 30,700 | 7,472 | 29,820 | 7,592 | 30,700 | 7,275 | 29,820 | 6,984 |

「上限の使用」の表は、当社のデリバティブの相手方について、それぞれ上限および使用された上限を示したものである。デリバティブの各相手方に対する上限は、理事会が採用する格付に関連する枠組みの範囲内で、当社の資金管理部門により提案され、信用委員会により採択される。上表の金額は、個々のデリバティブの相手方の総エクスポージャーと各格付区分の上限の合計からなる。

担保適格財務省短期証券、債券およびその他利付有価証券の格付別内訳

下表は、2017年12月31日現在のスタンダード・アンド・プアーズまたはこれと同等の格付に基づいて、最も低い格付に分類された担保適格財務省短期証券、債券およびその他利付有価証券の分析を示している。

(単位：百万クローネ)

| 格付区分 | 2017年 | | | | 合計 |
|----------|--------------|---------------|---------------------|---------------|--------|
| | カバード・ ボンド | 政府保証付 有価証券 | 政府機関 および 国際機関 | 非政府 公共部門機関 | |
| AAA | 35,181 | 23,553 | 2,494 | 8,628 | 69,856 |
| AA-からAA+ | 577 | 1,709 | - | 574 | 2,860 |
| A-からA+ | - | - | - | - | - |
| A-未満 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 35,758 | 25,262 | 2,494 | 9,202 | 72,716 |

(単位：百万クローネ)

| 格付区分 | 2016年 | | | | 合計 |
|----------|--------------|---------------|---------------------|---------------|--------|
| | カバード・ ボンド | 政府保証付 有価証券 | 政府機関 および 国際機関 | 非政府 公共部門機関 | |
| AAA | 37,255 | 21,297 | 1,753 | 6,323 | 66,628 |
| AA-からAA+ | - | 1,882 | - | 834 | 2,716 |
| A-からA+ | - | - | - | - | - |
| A-未満 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 37,255 | 23,179 | 1,753 | 7,157 | 69,343 |

担保適格財務省短期証券、債券およびその他利付有価証券の地理的内訳

(単位：百万クローネ)

| 有価証券 | 2017年 | | | 合計 |
|------------------|--------|---------|--------|--------|
| | スウェーデン | その他EU諸国 | その他 | |
| カバード・ボンド | 29,956 | 3,195 | 2,606 | 35,757 |
| 政府保証付有価証券 | 21,121 | 106 | 4,035 | 25,262 |
| 国際機関および政府機関 | - | - | 2,496 | 2,496 |
| 非政府公共部門機関 | 8,008 | 122 | 1,071 | 9,201 |
| 2017年12月31日現在の合計 | 59,085 | 3,423 | 10,208 | 72,716 |
| 2016年12月31日現在の合計 | 55,667 | 10,100 | 3,577 | 69,343 |

相手方リスク

相手方リスクは、当社の財務上の相手方が、締結されたデリバティブ契約およびレポ契約に基づく約定を履行できないリスクであり、主に定評のある大手銀行に対するエクスポージャーから構成される。かかるエクスポージャーの大部分は、相手方が正味エクスポージャーを低減するための担保を提供する担保契約でカバーされている。当社の信用委員会は、当社の信用指令に従って、資金管理業務におけるすべての相手方について信用リスクの上限を設定している。

(EU規則第648/2012号に準拠して) 管轄当局に認可された決済機関により決済されない非標準的なデリバティブを含むデリバティブ取引に関連する潜在的な相手方リスクを限定するために、相手方との間で包括契約が締結される。包括契約、ISDAマスター契約または最終決済条件が記載された同様の契約は、ほとんどの場合、信用補完付属文書(以下、「CSA」という。)という関連する担保契約をもって補完される。当社およびSCBCとデリバティブ契約を締結する相手方について、CSAを必ず作成しなければならない。包括契約は、支払いが不履行となった場合に債権債務を相殺する権利を両当事者に付与するものである。

相手方リスクは、すべての相手方について日次で監視される。CSAが締結された場合、CSAは日次または週次で調整される。外部の相手方と締結したデリバティブ取引は、大部分が親会社により締結され、CSAがすべての相手方について日次で調整される。CSAが存在する場合、担保は正味エクスポージャーを軽減するために差し入れられる。適切な場合には、差入担保および受領担保は、現金と所有権の移転を組み合わせた形態を取り、担保を受領した当事者が当該担保を業務上使用できる。差入担保および受領担保の影響は注35「相殺に関する開示」に詳述されている。

当社は、スウェーデン市場におけるSTIBOR(ストックホルム銀行間貸出金利)の参照金利の計算に参加している。STIBORは、スウェーデンの金融市場で業務を行う複数の銀行が、複数の期限について無担保で貸出を互いに行うことができる金利の平均を表す参照金利である。

2016年から、当社は、欧州市場インフラ規則（EMIR）に基づき、決済機関である中央清算機関を通じて金利デリバティブを清算することが義務づけられている。決済機関は、売り手および買い手のための相手方として行為すること、ならびに支払義務の確実な履行に参加することを目的としている。決済機関は、支払義務の履行に責任を負う。清算されたデリバティブは、資本所要水準の大幅な低減につながる。

資金管理業務における信用リスク・エクスポージャー最大額（グループ）

| | （単位：百万クローネ） | | | |
|----------------------------|------------------|--------|------------------|--------|
| | 受領担保またはその他の信用補強前 | | 受領担保またはその他の信用補強後 | |
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 信用機関への貸付 | 1,867 | 1,619 | 1,867 | 1,619 |
| 担保適格財務省短期証券など | 22,952 | 20,492 | 22,952 | 20,492 |
| 債券およびその他利付有価証券 | 49,764 | 48,851 | 49,764 | 48,851 |
| デリバティブ | 5,830 | 6,192 | 1,084 | 2,001 |
| 12月31日現在の信用リスク・エクスポージャー最大額 | 80,413 | 77,154 | 75,667 | 72,963 |

担保契約に基づく差入担保および受領担保

| 会社 | （単位：百万クローネ） | | | |
|------|-------------|-------|-------|-------|
| | 2017年 | | 2016年 | |
| | 差入担保 | 受領担保 | 差入担保 | 受領担保 |
| SBAB | 621 | 4,720 | 792 | 4,191 |
| SCBC | 0 | 25 | 0 | 0 |

注2c. リスク管理 - 流動性リスク

流動性リスクは、当社が、関連費用の著しい増加なしには満期日に支払義務を履行できないリスクと定義される。当グループは長年にわたって、適切に機能する積極的な流動性リスク管理の重要性を認識してきた。当社の流動性リスク管理は、以下のとおりである。

広範かつ多様な資金調達

1989年以降、当グループは国際資本市場において積極的なプレゼンスを有してきたことから、当社のブランドは広く認知されている。当グループは、SCBCを通じてスウェーデン国内外の双方においてカバード・ボンド市場にアクセスを有している。当社は、債券の発行のほかに、個人預金により資金を調達している。

流動性準備

流動性準備は、流動性ポートフォリオ内の有価証券および流動性の高いその他の短期投資の準備金としての価値と定義される。流動性準備に含まれる有価証券の準備金としての価値を算出する際、当グループは、スウェーデン中央銀行のRIX（資金決済システム）および金融政策商品のための規制枠組における担保管理に関するスウェーデン中央銀行指針に従って発表された掛け目を適用している。

流動性ポートフォリオは、ストレス状況下で流動性を確保するためにポートフォリオ内の有価証券を売却できるため、バッファとしての役割を果たす。同ポートフォリオは長期保有され、高格付の流動性の高い利付有価証券で主に構成されており、ポートフォリオの価値の100%がスウェーデン中央銀行または欧州中央銀行（以下「ECB」という。）とのレポ取引における担保として利用可能である。

流動性ポートフォリオ内の有価証券には、資産クラスおよび国ごとに上限が設定され、取得時には最高位の格付を有していなければならない。また、これらの集合的な上限のほかに、個々の発行体に対する上限も設定されている。有価証券の保有は、各発行者/相手先についての信用リスク利用合計の重要な部分を構成している。2017年12月31日現在、ポートフォリオの96%（96%）はムーディーズからAaaの格付を、またはスタンダード&プアーズからAAAの格付を付与されていた。

2017年末現在、当社の流動性準備（差入担保を除く。）は、69.4十億クローネ（66.3十億クローネ）（スウェーデン中央銀行またはECBにおける準備金としての価値）であった。市場価値は、72.7十億クローネ（69.5十億クローネ）で、平均満期は2.17年（2.2年）であった。また、カバード・ボンドの未使用の発行枠は、上記の流動性基準の計算に含まれていない追加の準備金となっている。

流動性準備の市場価値は、以下の資産区分にわたって分布している。

- 中央政府が発行する有価証券：23.2十億クローネ（20.7十億クローネ）
- 中央政府が保証する有価証券：2.3十億クローネ（2.7十億クローネ）

- 政府機関および国際機関（SSAs）が発行する有価証券：2.5十億クローネ（1.7十億クローネ）
- 公共部門機関が発行する有価証券：8.6十億クローネ（6.6十億クローネ）
- ヨーロッパ・カバード・ボンド：35.5十億クローネ（37.1十億クローネ）
- 中央銀行預け金：0.5十億クローネ（0.6十億クローネ）

流動性リスクの継続的な監視

積極的な債務管理、貸借対照表の流動性および当社の流動性準備の規模は、当社の流動性リスク管理の主要な要素である。資金調達活動を、流動性リスクの運用業務および戦略計画の双方にとって不可欠な部分と考えることで、極めて多額の資金調達の満期が集中することを避けられる。流通市場における流動性ポートフォリオの実勢流動性価値の継続的な監視および検証は、継続的な流動性リスク管理のもう一つの重要な部分である。当社の流動性リスクは、短期および構造的な流動性リスクに分けて測定される。

流動性リスクの測定 - 短期流動性リスク

当社は、スウェーデン金融監督庁および欧州委員会委任規則(EU)第2015/61号の流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）要件の対象となっている。LCRは、30日間のストレス状況における所要流動性に関連して現金に転換可能な資産の金額を測定するものである。かかる規則の規定によれば、その対象となる金融機関は、連結レベルで、ならびにユーロおよび米ドルについて、100%以上のLCRを常に有していなければならない。

2017年12月31日現在、FFFS2012:6の定義に従ったLCRは、連結レベルで226%（243%）であり、ユーロおよび米ドルについてはそれぞれ184,691%（182,704%）および141%（258%）であった。2017年に当社のLCRが166%（131%）を下回ったことはなかった。

2017年12月31日現在、欧州委員会委任規則(EU)第2015/61号に従ったLCRは、連結レベルで249%（277%）であり、ユーロおよび米ドルについてはそれぞれ16,288%（7,315%）および140%（262%）であった。2017年に当社のLCRが220%（178%）を下回ったことはなかった。欧州委員会委任規則(EU)に従い、すべての信用機関は、連結レベルで80%以上というLCR要件を満たさなければならない。かかる要件は、2018年1月1日には100%に引き上げられる予定である。当社は既に、スウェーデン金融監督庁のLCRに対する100%という要件を満たすことが求められているため、かかる導入による当社への重大な影響はない。スウェーデン金融監督庁は、FFFS2011:37およびFFFS2012:6の2つの流動性規制を廃止することを決定した。これは、2018年1月1日以降はスウェーデン金融監督庁自身のLCR指標が適用されないことを意味する。したがって、今後は欧州委員会委任規則(EU)第2015/61号に従ったLCRのみが報告される。

当グループ内では、翌日の流動性の最大予想所要額を合計することで流動性リスクを毎日測定し、ストレステストを行っている。かかる流動性リスクの指標はサバイバル・ホライズンと呼ばれている。この計算は、すべての貸付が満期日に延長される（すなわち、融資の返済による流動性の追加がなく、かつ資金調達が利用できない。）と仮定した危機シナリオに基づいている。個人預金は保守的な仮定により処理され、これによってポートフォリオからの引出しは過去の残高の変動性に基づいて時間の経過に沿って配分される。そのように、将来の所与の期間における流動性の最大所要額が特定され、必要な流動性準備を設定することができる。サバイバル・ホライズンは、流動性準備が最大流出額を賄える日数に相当し、連結レベルで最低でも180日、米ドルおよび負債が負債合計の5%を超える通貨については90日に設定されている。2017年12月31日現在のサバイバル・ホライズンは、連結レベルで330日（444日）であり、スウェーデン・クローネについては252日（188日）、ユーロについては977日（1,343日）、米ドルについては500日（375日）であった。2017年において、サバイバル・ホライズンが連結レベルで312日（244日）を下回ったことはない。

流動性準備

（単位：百万クローネ）

| グループ | 2017年12月31日 | | | | 2016年12月31日 | | | |
|------------------------------------|-------------|-------------|-------|-------|-------------|-------------|-------|-------|
| | 通貨別内訳 | | | | 通貨別内訳 | | | |
| | 合計 | スウェーデン・クローネ | ユーロ | 米ドル | 合計 | スウェーデン・クローネ | ユーロ | 米ドル |
| 現金および中央銀行預け金残高 | 500 | 500 | - | - | 632 | 632 | - | - |
| 他行預け金残高 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 政府、中央銀行または多国籍開発銀行により発行または保証された有価証券 | 28,033 | 17,926 | 7,714 | 2,393 | 25,166 | 14,343 | 7,602 | 3,221 |
| 地方自治体または公共部門機関により発行または保証された有価証券 | 8,621 | 7,003 | 176 | 1,442 | 6,596 | 5,311 | - | 1,285 |
| 他の機関により発行されたカバード・ボンド | 35,501 | 30,146 | 4,564 | 791 | 37,070 | 31,364 | 4,739 | 967 |
| 当社カバード・ボンド | - | - | - | - | - | - | - | - |

| | | | | | | | | | |
|--|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|---|
| 非金融機関により発行された 有価証券 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 金融機関により発行された有 価証券（カバード・ボンドを 除く。） | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他有価証券 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 72,655 | 55,575 | 12,454 | 4,626 | 69,464 | 51,650 | 12,341 | 5,473 | |
| 銀行および貸付供与枠 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 72,655 | 55,575 | 12,454 | 4,626 | 69,464 | 51,650 | 12,341 | 5,473 | |
| 通貨別内訳（％） | 100 | 76.5 | 17.1 | 6.4 | 100 | 74.3 | 17.8 | 7.9 | |

流動性リスクの測定 - 構造的流動性リスク

構造的流動性リスクは、満期における資産と負債のミスマッチの程度を表すもので、長期的に流動性不足につながるリスクである。当社は、多様な資金調達を行うことを目指している。当グループは、資金調達の管理に保守的なアプローチを採用している。将来満期が到来する借入のうち事前に資金調達されるものの割合が増加しており、短期資金調達に帰属する資金調達の割合は低水準に維持されている。当社は、満期日の均等な分布の確保に積極的に取り組んでおり、同時に負債の満期を延長している。今後到来する償還、買戻し、借換えおよび事前資金調達の監視は、リスクの低減を目指した実務的な管理の重要な要素となっている。

当社は、個人預金の一般への貸付に対する割合に制限を設定することにより、市場での資金調達への依存を制限している。2017年12月31日現在のかかる割合は、28%（24%）の制限に対して33%（33%）であった。カバード・ボンドによる資金へのアクセスは、（ストレス状況下を含む）いずれの時点においてもカバールールの余剰担保が常にムーディーズのAaaの格付の要件を上回ることを監視することでさらに確保される。

また、当社は、将来の様々な時点において、資産と負債の満期の関係を流動性の観点から測定する満期マッチングを用いて構造的流動性リスクも測定している。これは安定調達比率（以下「NSFR」という。）の当社の社内版とみなすことができ、預金および貸付の（流動性に関する）満期は、当社顧客の行動に関する過去のデータに基づいて当社自身の統計的モデルを用いて見積もられる。当該指標は、連結レベルで90%以上、米ドルおよび負債が負債合計の5%を超える通貨については60%を1年の時点での下限としている。2017年12月31日現在、満期マッチングは連結レベルで128%（116%）、スウェーデン・クローネについては124%（134%）、ユーロについては131%（145%）および米ドルについては106%（105%）であった。

バーゼル委員会の定義に基づくNSFRは、117%（122%）であった。

「キャッシュフロー・ヘッジにおけるヘッジ対象キャッシュフローの満期構成」および「金融資産および負債の満期構成」の表は、2017年12月31日および2016年12月31日現在の当社の将来キャッシュフローの状況を、短期・長期の双方の視点から示している。

ストレステスト

当社は、流動性リスクの分析および危機管理に関する内部要件を満たすことを目的とした、流動性リスクのストレステストのためのモデルを有している。ストレステストは、流動性リスクに関するスウェーデン金融監督庁の規則（FFFS2010：7）に沿って設計された。かかる規則は、ストレステストについての一般的な要件を課している。かかるモデルは、様々な市場シナリオにおいて必要な現金および現金同等物を確保する当社の能力を分析し、ストレスの長期化が業務遂行のための当社の資金調達能力に及ぼす影響を評価する。シナリオは、当社の具体的なリスク構成に基づいて策定され、業務遂行のための資金調達が困難にする可能性のある当社特有のシナリオおよび市場関連のシナリオの双方を対象とする。シナリオは、危機が継続的に悪化する様子を反映するためにストレスの程度の増大を捉えた複数の段階に分割されている。

ストレステストによりモデル化されたシナリオには以下が含まれる。

- 2008年 / 2009年の金融危機 - 資金調達プログラムが様々な段階で手仕舞いにされた、資金調達業務におけるストレス。
- 当社およびSCBCの信用格付が段階的に引き下げられた状態での格付関連ストレス。
- 不動産市場価格の下落 - 価格下落の様々な段階。これによってLTVが上昇し、カバード・ボンドを通じた資金調達の割合が低下する。
- 流動性準備における流動性のストレス。
- CSAによって担保を要する金額を増加させ、流動性を阻害する可能性につながる金利および為替レート的大幅な変動。

ストレステストは継続的に開発されており、様々なシナリオの基礎となる仮定は定期的に評価される。ストレステストは、四半期ごとに実施および報告され、その結果は当社で設定されたリスク許容度と比較評価され、戦略およびガイドラインを調整するために使用される。

グループ

金融資産および負債の満期構成（金額は、約定済かつ割り引かれていないキャッシュフローを示す。）

（単位：百万クローネ）

| | 2017年 | | | | | | | 2016年 | | | | | | |
|-----------------------------------|----------|-----------|--------------|---------------|------------|---------|---------|----------|-----------|--------------|---------------|------------|--------|---------|
| | 満期 なし | 3ヵ月 未満 | 3ヵ月 - 6ヵ月 | 6ヵ月 - 12ヵ月 | 1年 - 5年 | 5年超 | 合計 | 満期 なし | 3ヵ月 未満 | 3ヵ月 - 6ヵ月 | 6ヵ月 - 12ヵ月 | 1年 - 5年 | 5年超 | 合計 |
| 資産 | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金および中 央銀行預け金 | 500 | - | - | - | - | - | 500 | 632 | - | - | - | - | - | 632 |
| 担保適格財務 省短期証券な ど | - | 11,821 | 606 | 229 | 10,129 | 409 | 23,194 | - | 6,841 | 64 | 2,919 | 10,295 | 601 | 20,720 |
| 信用機関への 貸付 | - | 1,956 | - | - | - | - | 1,956 | - | 1,861 | - | - | - | - | 1,861 |
| 一般への貸付 | - | 43,751 | 65,937 | 123,535 | 105,528 | 4,739 | 343,490 | - | 42,965 | 59,147 | 105,103 | 91,041 | 5,264 | 303,520 |
| 債券およびそ の他利付有価 証券 | - | 928 | 2,784 | 4,688 | 36,912 | 5,413 | 50,725 | - | 672 | 1,103 | 3,684 | 42,899 | 1,265 | 49,623 |
| うち：貸付債 権および未収 金に分類され た資産 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| デリバティブ | - | 10,423 | 27,042 | 5,046 | 128,972 | 62,714 | 234,197 | - | 26,950 | 2,544 | 5,107 | 122,182 | 20,043 | 176,826 |
| その他資産 | 60 | - | - | - | - | - | 60 | 550 | - | - | - | - | - | 550 |
| 金融資産 | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 560 | 68,879 | 96,369 | 133,498 | 281,541 | 73,275 | 654,122 | 1,182 | 79,289 | 62,858 | 116,813 | 266,417 | 27,173 | 553,732 |
| 負債 | | | | | | | | | | | | | | |
| 信用機関に対 する負債 | - | 5,877 | - | - | - | - | 5,877 | - | 4,896 | - | - | - | - | 4,896 |
| 一般からの預 金 | 110,024 | 248 | 1,087 | 252 | 284 | - | 111,895 | 95,494 | 83 | 20 | 1,129 | 62 | - | 96,788 |
| 発行済債券な ど | - | 15,363 | 18,420 | 38,032 | 242,176 | 54,961 | 368,952 | - | 24,792 | 14,416 | 8,604 | 250,537 | 27,073 | 325,422 |
| デリバティブ | - | 10,404 | 26,309 | 4,354 | 127,002 | 63,233 | 231,302 | - | 26,314 | 2,439 | 4,652 | 120,527 | 20,094 | 174,026 |
| その他負債 | 430 | - | - | - | - | - | 430 | 348 | - | - | - | - | - | 348 |
| 劣後債務 | - | 65 | 38 | 67 | 6,868 | - | 7,038 | - | 72 | 42 | 1,082 | 7,058 | - | 8,254 |
| 貸付約定およ びその他信用 関連約定 | - | 28,323 | 9,924 | 418 | 5,093 | - | 43,758 | - | 32,560 | - | 80 | 4,189 | - | 36,829 |
| 金融負債 | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 110,454 | 60,280 | 55,778 | 43,123 | 381,423 | 118,194 | 769,252 | 95,842 | 88,717 | 16,917 | 15,547 | 382,373 | 47,167 | 646,563 |

キャッシュフロー・ヘッジにおけるヘッジ対象キャッシュフローの満期構成

（単位：百万クローネ）

| | 満期なし | 3ヵ月未 満 | 3ヵ月 - 6ヵ月 | 6ヵ月 - 12ヵ月 | 1年 - 5年 | 5年超 | 合計 |
|-----------|------|-----------|--------------|---------------|------------|---------|---------|
| 金利ヘッジ | - | 137 | 79 | 127 | 1,148 | 465 | 1,956 |
| 為替ヘッジ | - | - | -2,950 | -623 | -46,179 | -18,269 | -68,021 |
| 正味 | - | 137 | -2,871 | -496 | -45,031 | -17,804 | -66,065 |

親会社

金融資産および負債の満期構成（金額は、約定済かつ割り引かれていないキャッシュフローを示す。）

（単位：百万クローネ）

| | 2017年 | | | | | | | 2016年 | | | | | | |
|-----------------------|----------|-----------|--------------|---------------|------------|--------|---------|----------|-----------|--------------|---------------|------------|--------|---------|
| | 満期 なし | 3カ月 未満 | 3カ月 - 6カ月 | 6カ月 - 12カ月 | 1年 - 5年 | 5年超 | 合計 | 満期 なし | 3カ月 未満 | 3カ月 - 6カ月 | 6カ月 - 12カ月 | 1年 - 5年 | 5年超 | 合計 |
| 資産 | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金および中央銀行預け金 | 500 | - | - | - | - | - | 500 | 632 | - | - | - | - | - | 632 |
| 担保適格財務省短期証券など | - | 11,821 | 606 | 229 | 10,129 | 409 | 23,194 | - | 6,841 | 64 | 2,919 | 10,295 | 601 | 20,720 |
| 信用機関への貸付 | 92,593 | 1,806 | - | - | - | - | 94,399 | 55,123 | 1,743 | - | - | - | - | 56,866 |
| 一般への貸付 | - | 3,738 | 2,564 | 3,845 | 13,167 | 969 | 24,283 | - | 6,689 | 11,308 | 18,711 | 15,248 | 1,247 | 53,203 |
| 債券およびその他利付有価証券 | - | 928 | 2,784 | 4,688 | 36,912 | 5,413 | 50,725 | - | 672 | 1,103 | 3,684 | 42,899 | 1,265 | 49,623 |
| うち：貸付債権および未収金に分類された資産 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| デリバティブ | - | 9,988 | 25,772 | 3,685 | 89,804 | 41,826 | 171,075 | - | 14,207 | 1,627 | 4,431 | 90,492 | 13,173 | 123,930 |
| その他資産 | 45 | - | - | - | - | - | 45 | 179 | - | - | - | - | - | 179 |
| 金融資産 | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 93,138 | 28,281 | 31,726 | 12,447 | 150,012 | 48,617 | 364,221 | 55,934 | 30,152 | 14,102 | 29,745 | 158,934 | 16,286 | 305,153 |
| 負債 | | | | | | | | | | | | | | |
| 信用機関に対する負債 | - | 4,923 | - | - | - | - | 4,923 | - | 4,398 | - | - | - | - | 4,398 |
| 一般からの預金 | 110,024 | 248 | 1,087 | 252 | 284 | - | 111,895 | 95,494 | 83 | 20 | 1,129 | 62 | - | 96,788 |
| 発行済債券など | - | 8,831 | 15,480 | 6,786 | 40,316 | - | 71,413 | - | 12,175 | 3,186 | 6,869 | 50,304 | - | 72,534 |
| デリバティブ | - | 10,244 | 25,327 | 3,514 | 89,450 | 41,814 | 170,349 | - | 14,349 | 1,729 | 4,416 | 90,244 | 13,190 | 123,928 |
| その他負債 | 376 | - | - | - | - | - | 376 | 334 | - | - | - | - | - | 334 |
| 劣後債務 | - | 38 | 65 | 67 | 6,868 | - | 7,038 | - | 42 | 72 | 1,082 | 7,058 | - | 8,254 |
| 貸付約定およびその他信用関連約定 | - | 28,323 | 9,924 | 418 | 5,093 | - | 43,758 | - | 32,560 | - | 80 | 4,189 | - | 36,829 |
| 金融負債 | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 110,400 | 52,607 | 51,882 | 11,037 | 142,011 | 41,814 | 409,751 | 95,828 | 63,607 | 5,007 | 13,577 | 151,857 | 13,190 | 343,066 |

キャッシュフロー・ヘッジにおけるヘッジ対象キャッシュフローの満期構成

（単位：百万クローネ）

| | 満期なし | 3カ月 未満 | 3カ月 - 6カ月 | 6カ月 - 12カ月 | 1年 - 5年 | 5年超 | 合計 |
|-------|------|-----------|--------------|---------------|------------|-----|---------|
| 金利ヘッジ | - | 2 | 27 | 15 | 134 | - | 178 |
| 為替ヘッジ | - | - | -2,950 | -295 | -12,007 | - | -15,252 |
| 正味 | - | 2 | -2,923 | -280 | -11,873 | - | -15,074 |

償却された債権および負債については、償却期限は、それぞれの償却の終了日までの期間として計算されている。外貨建てのキャッシュフローは、2017年12月31日現在の為替レートの終値を使用して換算されている。変動金利を有する将来の金利キャッシュフローは、次の条件決定日まで、実際の金利ベース（通常は3カ月物STIBOR）に基づく先渡金利によって見積もられている。親会社である当社は、子会社であるSCBCの劣後債務の債権者である。流動負債は、満期日が指定されていない場合には、満期なしかつ見積金利キャッシュフローなしで認識されている。

「貸付約定およびその他信用関連約定」は、当グループについて合計43,758百万クローネ（36,829百万クローネ）であり、CCFを計算するための内部モデルを適用すると14,615百万クローネ（11,861百万クローネ）となった。この減額は上表に含まれていない。これらに相当する親会社の数値は、それぞれ43,758万クローネ（36,829百万クローネ）および14,615百万クローネ（11,861百万クローネ）であった。

流動性リスク規制の発展

流動性リスクの分野は、継続的な規制の発展の影響を受ける。近い将来に議論される規制の変更は、以下のとおりである。

新たな資本要件規則（CRR）

2016年11月、欧州委員会は新たな資本要件指令（CRD ）および資本要件規則（CRR）を公表した。これは、2014年に施行された現行の指令を置き換えることを目的としたものである。流動性リスクに関する最大の変更は、「安定調達比率」（NSFR）に関する強制要件の導入である。定量的な要件はなかったが、当社は2014年以降、バーゼル委員会の基準に基づきNSFRを定期的に計算している。CRR における提案に従って、EU内におけるNSFRの強制要件は、当該指令の採択後2年以内に開始する予定である。2017年末現在、指令は施行されていなかった。

その他の規制の変更

流動性モニタリング追加指標（以下「ALMM」という。）

欧州銀行監督機構（以下「EBA」という。）が策定した6つの流動性リスク指標は、スウェーデン金融監督庁に月次で報告され、比較および監督のために使用される。現在、ALMMに適用されている定量的要件はない。2018年3月1日に、下記の各種指標の計算および報告に一定の変更を伴う新たな技術基準が導入された。

- ・資産および負債の満期を示すマチュリティラダー
- ・市場における流動性の利用可能性の一時的な低下に対応するための当社の保有流動資産または流動性ファシリティを示す発行体 / 相手方ごとの平衡力の集中
- ・当社の流動性リスクに影響を及ぼすほど大きな割合を占めている資金調達の相手方を示す、資金調達の相手方の集中
- ・当社の流動性リスクに影響を及ぼすほど大きな割合を占めている資金調達のための商品を示す、資金調達のための商品の集中
- ・各種資金調達の満期の金額
- ・当期中に満期を迎える資金調達の延長

規制の廃止

2018年1月1日付で、100%の定量的要件を有する信用機関の流動性カバレッジ比率要件に関する欧州委員会委任規則の段階的な導入が完了した。また、資本要件規則には、拘束力があり、直接適用可能なその他の流動性規定（上記のALMMなど）に係る要件が含まれる。上記を受けて、スウェーデン金融監督庁は2017年12月に、流動性カバレッジ比率ならびに流動資産およびキャッシュフローの報告に係る要件に関するFFFS2012:6ならびに信用機関および投資会社の流動性リスクの報告要件に関するFFFS2011:37を、2018年1月1日から廃止することを決定した。

第2の柱である流動性リスク要件

2017年12月にスウェーデン金融監督庁は、第2の柱の枠組みにおける、監督区分1および2の銀行（当社を含む。）に対する流動性要件の導入に関する覚書を公表した。当該要件は、ユーロおよび米ドル通貨建ての負債が負債合計の5%以上に相当する（重要通貨）場合、当社は当該通貨で100%以上のLCRを維持しなければならないとしている。これは、上記のとおり、スウェーデンの規則に代わってEU規則が用いられる予定であり、個々の重要通貨に係るLCRの最低要件が設定されていないためである。しかしながら、スウェーデン金融監督庁は、ユーロおよび米ドルに係る従前のLCR要件の基礎となっていた評価が引き続き有効であると考えている。2017年末時点ではスウェーデン金融監督庁による提案に対する意見が求められており、決定はなされていない。

カバード・ボンドに係る規則の統一

2016年12月、EBAは、EU内においてカバード・ボンドに係る規則の統一を提唱する報告書を公表した。同報告書は、とりわけ発行者が翌180日間にわたって対象となる借入からの流出額をカバーするための流動性準備を別途維持することを提言している。現在、具体的な規制案はない。

当社は引き続き、規制の変更を継続的に監視している。

注2d . リスク管理 - 市場リスク

市場リスクは、市場変動による損失または将来の収益の低下リスクである。当社は、低いリスクテークを特徴としており、理事会は全体的なリスク許容度を決定し、リスク測定方法であるバリュアット・リスク（以下「VaR」という。）の上限を設定している。VaRだけでなく、当社の最高業務執行役員が設定した複数の補完的なリスク・ベースの測定方法にも上限が設けられている。日々の報告を通じて、リスク管理部は、現在のリスク水準と上限の遵守を監視する。市場リスクはグループ・レベルで監視され、また、それより下のレベルでも分割して監視される。

市場リスクに対する当社のエクスポージャーを規制する一般原則は、リスクテークを低水準にすることである。原則的に、金利リスクは直接資金調達またはデリバティブの利用により軽減されなければならない。2017年12月31日現在の当社の金利構成は、「金融資産および負債の固定金利期間」の表に表示されている。外貨建ての資金調達が通貨スワップまたはマッチした通貨への投資によりヘッジされるため、通貨リスクは軽減される。2017年12月31日現在、外貨建て資産および負債の合計額は、名目で85.5十億クローネの純負債（74.2十億クローネの負債）であった。残存リスクはデリバティブを用いて削減されており、名目金額は87.1十億クローネ（74.3十億クローネ）相当であった。通貨ごとの影響の合計額は、「外貨建て資産、負債およびデリバティブの名目金額」の表に示している。

バリュアット・リスク

VaRは、一定水準の蓋然性および保有期間をもって発生しうる潜在的な損失を示す包括的なポートフォリオ指標である。当社のモデルはヒストリカル・モデルであり、過去2年間の過去の市場データに複数の百分位数を適用する。

日々のVaRの監視に関する上限は、当社全体の市場リスクおよび資金管理部が管理責任を有するすべての市場リスクに対する2つのレベルで設定されている。当社全体の市場リスクの上限は、経済的資本のモデルに含まれるVaR測定方法に基づいており、99.97%の蓋然性水準および1年の保有期間が適用される一方、その他の測定方法には99%の蓋然性水準および1日の保有期間が適用される。

2017年12月31日現在、当社全体の市場リスクに対するエクスポージャーは、1,950百万クローネ（1,650百万クローネ）の上限に対して、1,029百万クローネ（1,118百万クローネ）であった。資金管理部が管理するすべての市場リスクに対するエクスポージャーは38百万クローネ（42百万クローネ）であり、上限は70百万クローネ（55百万クローネ）であった。

補完的なリスク測定方法

理事会により決定される全体でのVaR限度額に加えて、最高業務執行役員は、当社が晒される様々なリスクに対する補完的なリスク測定基準を複数設定している。金利リスクについては、イールド・カーブの1パーセンテージ・ポイントの移動による現在価値への影響が測定される場合に、平行シフトについての上限を設定している。また、カーブ・リスクは、イールド・カーブの短期部分が下方（上方）修正され、長期部分が上方（下方）修正される様々なシナリオにおける現在価値への影響が測定される。通貨リスクは、スウェーデン・クローネに対する為替レートが変動する場合の現在価値への影響を測定することにより管理され、流動性ポートフォリオにおける通貨リスクは、各通貨建ての元本のマッチングを制御することにより管理される。また、ベースス・リスク、信用スプレッド・リスクおよびベースス・スプレッドによる収益の変動性に対する上限も設定されている。

資金調達をヘッジするために使用されるデリバティブは公正価値で認識される一方、対象となる資金調達は当社が適用している会計基準に従って簿価で計上されることから、ベースス・スプレッドによる収益の変動性が生じる。これにより、当社のポートフォリオが晒されている実際のリスクに対応していない営業利益に影響が生じる。当社が2014年からキャッシュフロー・ヘッジを通じてヘッジ会計を適用しているため、今後、ベースス・スプレッドによる収益の変動性は減少すると見込まれている。すなわち、収益の変動性は、キャッシュフロー・ヘッジの対象ではないスワップ契約に関してのみ計算されることとなる。

その他の業務における金利リスク

その他の業務における金利リスクは、FFFS2007:4に従って測定され、スウェーデン金融監督庁に報告される。2017年12月31日現在、イールド・カーブが2パーセンテージ・ポイント上方に平行移動した場合の現在価値への影響は、-885.4百万クローネ（-818.2百万クローネ）であり、2パーセンテージ・ポイント下方に平行移動した場合のかかる影響は、909.3百万クローネ（834.6百万クローネ）であった。2017年12月31日現在、当社の自己資本は19.9十億クローネ（19.8十億クローネ）であったため、ストレステストの影響は、自己資本のそれぞれ-4.5%（-4.1%）および4.6%（4.2%）であった。正味受取利息効果は、損益に対する金利の変動の影響を把握するために測定される。かかる測定方法は、その他の業務における資産、負債およびデリバティブの金額と固定金利期間の相違を反映する。正味受取利息効果は、12ヶ月間のイールド・カーブの1パーセンテージ・ポイント上方および下方への瞬時の平行移動に基づいており、貸借対照表の変更は伴わない。2017年末現在、正味受取利息効果は-53百万クローネ（-97百万クローネ）であった。

トレーディング勘定のリスク

トレーディング勘定は、当社の取引ポートフォリオへの投資および「FVTPLで測定される金融資産」に分類される流動性ポートフォリオの部分からなる。流動性ポートフォリオは、限定された金利リスクに晒されている。流動性ポートフォリオのリスクは、主に信用リスクにより生じる。当社は、取引ポートフォリオによって、市場において自身のポジションを取ることで市場リスクを引き受けることが限定的に認められた。トレーディング勘定におけるすべての市場リスクは、貸借対照表の不可欠な一部としてその他の業務と共に社内管理されている。IFRS第9号に関連して当社がト

レーディング勘定からの流動性ポートフォリオ内の残りの資産を銀行勘定に再分類したため、今後、取引ポートフォリオに関する項目は財務報告から除外される。

外貨建て資産、負債およびデリバティブ、名目金額

(単位：百万クローネ)

| グループ | 資産および負債 | デリバティブ |
|------------|---------|--------|
| スイス・フラン | -1,261 | 1,261 |
| デンマーク・クローネ | 0 | 0 |
| ユーロ | -80,673 | 80,670 |
| 英ポンド | -4,716 | 4,716 |
| 日本円 | 0 | 0 |
| ノルウェー・クローネ | -1,000 | 1,001 |
| 米ドル | 2,187 | -509 |
| 合計 | -85,463 | 87,139 |

(単位：百万クローネ)

| 親会社 | 資産および負債 | デリバティブ |
|------------|---------|--------|
| スイス・フラン | -1,261 | 1,261 |
| デンマーク・クローネ | 0 | 0 |
| ユーロ | -29,239 | 29,238 |
| 英ポンド | -2,497 | 2,497 |
| 日本円 | 0 | 0 |
| ノルウェー・クローネ | 0 | 0 |
| 米ドル | 2,515 | -837 |
| 合計 | -30,482 | 32,159 |

金融資産および負債の金利期間

(単位：百万クローネ)

| グループ | 2017年 | | | | | | | 2016年 | | | | | | |
|------------------------------|---------------|----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|--------------|----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| | 金利期間 なし | 3カ月 未満 | 3カ月 - 6カ月 | 6カ月 - 12カ月 | 1年 - 5年 | 5年超 | 合計 | 金利期間 なし | 3カ月 未満 | 3カ月 - 6カ月 | 6カ月 - 12カ月 | 1年 - 5年 | 5年超 | 合計 |
| 資産 | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金および中央銀行 預け金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 担保適格財務省短期 証券など | - | 11,573 | 573 | 199 | 10,167 | 440 | 22,952 | - | 6,696 | 33 | 2,856 | 10,254 | 653 | 20,492 |
| 信用機関への貸付 | - | 1,867 | - | - | - | - | 1,867 | - | 1,619 | - | - | - | - | 1,619 |
| 一般への貸付 | - | 222,922 | 10,849 | 17,566 | 80,546 | 3,228 | 335,111 | - | 206,929 | 9,440 | 13,493 | 62,008 | 4,152 | 296,022 |
| 金利ヘッジされた貸 付債権の公正価値の 変動 | - | - | 4 | 13 | 156 | 18 | 191 | - | 91 | 49 | 8 | 122 | 126 | 396 |
| 債券およびその他利 付有価証券 | - | 7,381 | 2,222 | 2,753 | 32,132 | 5,276 | 49,764 | - | 8,040 | 448 | 2,713 | 36,363 | 1,287 | 48,851 |
| デリバティブ | - | -86 | 105 | 1,487 | 2,513 | 1,811 | 5,830 | - | -716 | 34 | 14 | 5,342 | 1,518 | 6,192 |
| その他資産 | 881 | - | - | - | - | - | 881 | 1,416 | - | - | - | - | - | 1,416 |
| 金融資産合計 | 881 | 243,657 | 13,753 | 22,018 | 125,514 | 10,773 | 416,596 | 1,416 | 222,659 | 10,004 | 19,084 | 114,089 | 7,736 | 374,988 |
| 負債 | | | | | | | | | | | | | | |
| 信用機関に対する負 債 | - | 5,674 | - | - | - | - | 5,674 | - | 4,689 | - | - | - | - | 4,689 |
| 一般からの預金 | - | 110,272 | 1,087 | 252 | 284 | - | 111,895 | - | 95,513 | 51 | 1,143 | 62 | - | 96,769 |
| 発行済債券など | - | 56,128 | 15,583 | 17,547 | 145,867 | 39,392 | 274,517 | - | 65,761 | 15,113 | 2,602 | 144,906 | 19,025 | 247,407 |
| デリバティブ | - | 1,454 | -296 | 280 | 741 | -536 | 1,643 | - | 622 | -735 | 277 | 2,424 | -113 | 2,475 |
| その他負債 | 2,126 | - | - | - | - | - | 2,126 | 2,323 | - | - | - | - | - | 2,323 |
| 劣後債務 | - | 3,943 | - | - | 999 | - | 4,942 | - | 4,741 | - | 200 | 998 | - | 5,939 |
| 金融負債合計 | 2,126 | 177,471 | 16,374 | 18,079 | 147,891 | 38,856 | 400,797 | 2,323 | 171,326 | 14,429 | 4,222 | 148,390 | 18,912 | 359,602 |
| 資産と負債の差額 | -1,245 | 66,186 | -2,621 | 3,939 | -22,377 | -28,083 | 15,799 | -907 | 51,333 | -4,425 | 14,862 | -34,301 | -11,176 | 15,386 |

| 親会社 | 2017年 | | | | | | | 2016年 | | | | | | |
|------------------------------|------------|-----------|--------------|---------------|------------|-------|---------|------------|-----------|--------------|---------------|------------|-------|---------|
| | 金利期間 なし | 3ヵ月 未満 | 3ヵ月 - 6ヵ月 | 6ヵ月 - 12ヵ月 | 1年 - 5年 | 5年超 | 合計 | 金利期間 なし | 3ヵ月 未満 | 3ヵ月 - 6ヵ月 | 6ヵ月 - 12ヵ月 | 1年 - 5年 | 5年超 | 合計 |
| 資産 | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金および中央銀行 預け金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 担保適格財務省短期 証券など | - | 11,573 | 573 | 199 | 10,167 | 440 | 22,952 | - | 6,696 | 33 | 2,856 | 10,254 | 653 | 20,492 |
| 信用機関への貸付 | - | 94,302 | - | - | - | - | 94,302 | - | 56,630 | - | - | - | - | 56,630 |
| 一般への貸付 | - | 19,281 | 435 | 290 | 2,797 | 109 | 22,912 | - | 45,458 | 754 | 1,192 | 3,875 | 298 | 51,577 |
| 金利ヘッジされた貸 付債権の公正価値の 変動 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 債券およびその他利 付有価証券 | - | 7,381 | 2,222 | 2,753 | 32,132 | 5,276 | 49,764 | - | 8,040 | 448 | 2,713 | 36,363 | 1,287 | 48,851 |
| デリバティブ | - | 2,471 | -414 | 1,451 | 2,085 | 647 | 6,240 | - | 972 | 31 | 74 | 4,316 | 828 | 6,221 |
| その他資産 | 816 | - | - | - | - | - | 816 | 940 | - | - | - | - | - | 940 |
| 金融資産合計 | 816 | 135,008 | 2,816 | 4,693 | 47,181 | 6,472 | 196,986 | 940 | 117,796 | 1,266 | 6,835 | 54,808 | 3,066 | 184,711 |
| 負債 | | | | | | | | | | | | | | |
| 信用機関に対する負 債 | - | 4,720 | - | - | - | - | 4,720 | - | 4,191 | - | - | - | - | 4,191 |
| 一般からの預金 | - | 110,272 | 1,087 | 252 | 284 | - | 111,895 | - | 95,513 | 51 | 1,143 | 62 | - | 96,769 |
| 発行済債券など | - | 33,502 | 9,265 | 3,433 | 24,163 | - | 70,363 | - | 37,569 | 3,937 | 2,602 | 27,366 | - | 71,474 |
| デリバティブ | - | 531 | -263 | 441 | 2,344 | 2,287 | 5,340 | - | 347 | -113 | 285 | 4,571 | 985 | 6,075 |
| その他負債 | 725 | - | - | - | - | - | 725 | 707 | - | - | - | - | - | 707 |
| 劣後債務 | - | 3,943 | - | - | 999 | - | 4,942 | - | 4,741 | - | 200 | 998 | - | 5,939 |
| 金融負債合計 | 725 | 152,968 | 10,089 | 4,126 | 27,790 | 2,287 | 197,985 | 707 | 142,361 | 3,875 | 4,230 | 32,997 | 985 | 185,155 |
| 資産と負債の差額 | 91 | -17,960 | -7,273 | 567 | 19,391 | 4,185 | -999 | 233 | -24,565 | -2,609 | 2,605 | 21,811 | 2,081 | -444 |

注2e . リスク管理 - オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、不適切なもしくは不首尾なプロセス、人為的ミス、システムの欠陥または外的事由に起因する損失のリスクを意味する。かかる定義には、法務リスクが含まれる。

リスク管理

オペレーショナル・リスクの管理プロセスは、継続的なリスクの特定、分析および評価ならびにその管理・監視に基づいている。リスク水準の分析は、理事会、最高業務執行役員および経営部に報告される。信用リスク部門内のオペレーショナル・リスク部門は、リスク管理プロセスに使用する手法および手続きについて全般的な責任を負う。オペレーショナル・リスクの管理は、当社のリスク許容度および業務の重要なプロセスに基づいて行われる。これは、従業員のリスクに対する意識および当社のリスク文化を強化し、プロセスおよび手続きを改善するとともに、日常のオペレーショナル・リスクを効率的に管理するための適切な手法を提供するための不断の取組みを伴う。

自己評価

自己評価プロセスには、すべての主要なプロセスにおけるオペレーショナル・リスクの特定および評価が含まれる。自己評価は、システム・サポートを含む共通の手法を用いて行われる。自己評価の結果は、理事会、最高業務執行役員および経営部に毎年報告される。

インシデントの管理

当社は、インシデントの報告および追跡を容易にすることを意図した手続きおよびシステム・サポートを有している。オペレーショナル・リスク部門は、根本原因の特定および然るべき対策の実行を確保するように報告されたインシデントを分析することにより業務を支援している。積極的なリスク管理を促進するため、インシデントによって直接的な損害または財務上の損失が引き起こされなかった場合にも報告される。

新商品の承認方針（以下「NPAP」という。）

当社は、商品、サービス、市場、プロセスおよびITシステムの新規導入または大幅な変更ならびに当社での重要な業務および組織上の変更に関するNPAPを備えている。NPAPは、変更に関連するリスクをあらかじめ特定および管理することを目的としている。

セキュリティおよび危機管理

当社では、セキュリティには顧客、個人、情報および有形資産の保護が含まれる。情報は機密保持され、信頼性がありかつ正確でなければならない。また、必要に応じて適切な人物が利用できるようにしなければならない。当社のセキュリティへの取組みには、技術面、組織面および管理面の対策が含まれており、これらは、国際情報セキュリティ規格ISO/IEC27000に基づいている。

当社は、当社の運営能力に影響を及ぼす可能性のあるセキュリティ・インシデントを防止するため、予防策を講じている。当社は、危機および大災害の管理ならびに深刻なインシデント、危機または災害の場合の伝達について責任を負う危機管理組織を設置している。

サイバーリスク

スウェーデンの金融部門に対して、広範囲かつ執拗なサイバー脅威が存在している。当社は、高水準のサイバーセキュリティを当社に提供し、これを維持することを任務とする専門家で構成されたセキュリティ専門チームを有している。これは、デジタル境界の強力な保護およびかかる保護シールド内の高水準のセキュリティを確保するための積極的な取組みを通じて達成される。同チームは、当社の顧客、システムおよび職員に対して適切な水準のセキュリティを達成することを目指して、全社的にリスクおよびセキュリティに対する意識を高めるように取り組んでいる。また、同セキュリティチームは、当社のセキュリティインシデント対応チーム（SIRT）の役割に対しても責任を負う。セキュリティインシデント対応チームは、ITセキュリティインシデントを特定、分析および解決することに責任を負う。セキュリティチームは、透明性および連携に焦点を置いて、当社全体にわたる機動的なサポートチームとして機能している。

リスクおよびコンプライアンス・コーディネーター

当社のリスク文化の強化の一環として、当社は、第一線にリスクおよびコンプライアンス・コーディネーター（以下「RCC」という。）を配置した。RCCは、リスク管理、プロセス・マッピング、内部統制、インシデント管理および規制コンプライアンスに重点を置いて業務責任者を支援する。

オペレーショナル・リスクに対する所要資本

当社は、第1の柱の枠組み内でのオペレーショナル・リスクに対する所要資本の計算に標準的手法を用いている。オペレーショナル・リスクに対する所要資本は、「所要自己資本」の表（注2i）に表示されている。

注2f．リスク管理 - 事業リスク

事業リスクは、競争の激化、不適切な戦略もしくは誤った意思決定によって収益が減少するリスクをいう。事業リスクには、戦略リスク、評判リスクおよびマージン・リスクが含まれる。マージン・リスクは、貸付と借入で金利利鞘の満期が異なる場合に発生する。

新規事業は、通常、当社が既に有している事業と比較的類似している。新商品または新市場という形での変化が当社の事業活動に占める割合は小さく、また、かかる変化は、当社が収益水準を著しく損うことのない頻度で、かつ自己資本に対する圧力を回避する可能性が高くなるように行う必要がある。

当社が使用する会計基準は、ポートフォリオの一定の構成要素を市場価値で測定する一方で、他の構成要素は簿価で認識することを求めているため、ポートフォリオが晒されている実際のリスクに対応していない営業損益、ひいては自己資本にも影響を及ぼしている。かかる影響を制限するため、収益のボラティリティが測定および制限され、ヘッジ会計の使用により軽減される。

事業リスクは、当社のストレステストの一環として、所要資本の第2の柱の計算に含まれる。

注2g．リスク管理 - 集中リスク

集中リスクは、主要なエクスポージャーまたは貸付ポートフォリオにおけるエクスポージャーが、一定の相手方、地域または業種に集中している場合に発生する。当社は、主に貸付業務において信用リスクに関連した集中リスクに晒されていると考えられている。集中リスクは、エクスポージャーの規模、業種の集中および地理的集中に基づいて計算される。当社の貸付業務は、主にスウェーデン、特に大都市圏に集中している。当社の事業モデルは、当社の貸付業務が大都市の顧客を引き付けていることを示している。当社の市場シェアは拡大しており、その結果、最大の人口と住宅市場における最大の回転率を有する地域への集中が高まっている。このこととスウェーデンの人口統計を考慮すると、当社の貸付はストックホルム地域に著しく集中している。当社は、貸付額および地域に関する地理的集中リスクを測定し、積極的に監視している。大規模な借手集中リスクが当社の複数の大規模顧客により生じているが、これは、大規模エクスポージャーに係る規制によっても対処されている。借手集中リスクが主にテナント所有者協同組合および民間集合住宅に関連する一方で、戸建住宅およびテナント所有者マンションについては、セクター集中リスクおよび地理的集

中リスクが比較的大きい。集中リスクについての所要資本は、信用リスクに対する経済的資本において定量化されている。2017年12月31日現在の計算に基づく集中リスクについての所要資本の内部計算額は898百万クローネ（669百万クローネ）となり、このうち842百万クローネ（619百万クローネ）は貸付業務における信用リスクに関連し、57百万クローネ（50百万クローネ）は資金調達業務における信用リスクに関連していた。

注2h . リスク管理 - 自己資本充実度評価

自己資本充実度評価

バーゼル規則は、その第2の柱の枠組みの中で、銀行のリスク管理・評価がその義務の履行を確保するために十分なものでなければならないという要件を課している。かかる要件を満たすため、銀行は、自らが現在または将来晒されるリスクを十分カバーする金額、種類および配分の資金を継続的に評価し、維持することを可能にする方法を有している必要がある。これは、自己資本充実度評価プロセス（以下「ICAAP」という。）と称され、当社の内部資本および流動性十分性評価プロセスの一部である。現在、流動性リスクは当社の実際の資本要件に加えられていない。流動性リスクに関する詳細な情報については、注2cを参照されたい。

ICAAPの目的は、当社が晒されているリスクを特定、評価および管理することであり、当グループが選択したリスク構成に対して十分な自己資本を保有することを確保することである。ICAAPは、当社の業績に継続的に影響する業務環境の変化ならびに規制および監督実務の変化を特定するために、毎年改正される。複数の業務を合わせたリスクを管理するために必要な自己資本の金額は、主に当社の経済的資本の計算に基づいている。しかしながら、所与の種類のリスクについて第1の柱に含まれるリスクに対する経済的資本が第1の柱に基づく所要資本に満たない場合には、第1の柱に基づく所要資本が適用される。

最後に、マクロ経済状況の悪化に関連するリスクも考慮され、これはストレステストと併せて示されている。

第2の柱の枠組みの中で、スウェーデンの住宅ローンに関してスウェーデン金融監督庁がその監督実務において採用したリスク・ウェイトのフロアが考慮される。2014年9月以降、リスク・ウェイトのフロアは25%になっている。内部所要資本は、リスク・ウェイトのフロアを考慮した場合および考慮しない場合の双方で報告される。

上記事項を合わせると、バーゼルに従って業務におけるすべてのリスクに対応するために必要な資本を構成する。自己資本充実度評価に係る追加の情報は、www.sbab.seで公表されている「2017年自己資本およびリスク管理（Capital Adequacy and Risk Management 2017）」を参照されたい。

親会社の内部評価された所要資本は、5,720百万クローネ（5,132百万クローネ）であった。

| | 2017年12月31日 | | | 2016年12月31日 | | |
|-------|--------------------------|---|--|-------------|---|--|
| | 第1の柱 | リスク・ウェイトのフロアを考慮しない場合 内部評価された 所要資本 | リスク・ウェイトのフロアを考慮した場合 内部評価された 所要資本 | 第1の柱 | リスク・ウェイトのフロアを考慮しない場合 内部評価された 所要資本 | リスク・ウェイトのフロアを考慮した場合 内部評価された 所要資本 |
| 第1の柱 | 信用リスクおよび信用評価調整 リスク | 2,920 | 2,920 | 2,920 | 2,656 | 2,656 |
| | 市場リスク | 93 | 93 | 93 | 126 | 126 |
| | オペレーショナル・リスク | 331 | 331 | 331 | 291 | 291 |
| 第2の柱 | 信用リスク ⁽¹⁾ | - | 1,119 | - | 1,019 | - |
| | 市場リスク | - | 1,002 | 1,002 | - | 1,118 |
| | オペレーショナル・リスク | - | - | - | 91 | 91 |
| | リスク・ウェイトのフロア | - | - | 7,940 | - | - |
| | 集中リスク | - | 898 | 898 | - | 669 |
| | ソブリン・リスク | - | 57 | 57 | - | 59 |
| | 年金リスク | - | - | - | - | - |
| バッファー | 資本保全バッファー | 1,045 | 1,045 | 1,045 | 960 | 960 |
| | 資本計画バッファー ⁽²⁾ | - | 1,125 | - | - | 1,000 |
| | カウンターシクリカル・バッ ファー | 829 | 829 | 829 | 571 | 571 |
| 合計 | | 5,218 | 9,419 | 15,115 | 4,604 | 8,560 |
| | | | | | | 13,073 |

(1) リスク・ウェイトのフロアを考慮しない内部所要資本においては、第2の柱において増加した信用リスクは、当社の経済資本における予想所要資本で構成される。リスク・ウェイトのフロアに対する追加的な所要資本は、経済資本に従った追加的な所要資本よりも大きい場合、リスク・ウェイトのフロアのみがリスク・ウェイトのフロアを考慮した内部所要資本に含められる。

(2) ストレストテスト・バッファーと資本保全バッファーのいずれかが大きい方が、内部評価された所要資本に含められる。リスク・ウェイトのフロアを考慮した場合、ストレストテスト・バッファーは、住宅ローン・ポートフォリオにおけるリスクの軽減を考慮せずに計算されるため、必要なバッファーは小さくなる。

注2i . リスク管理 - 自己資本比率分析

規制上の枠組み

信用機関に対する監督上の要件に係る新たな共通規則がEUにより採択されている。かかる規則の目的は、一つには新たな危機に対する金融機関の抵抗力を強化すること、もう一つには金融機関の新たな危機の管理能力に対する信頼を高めることである。この規制には、所要資本、資本の質に対する要件、非リスク・ベースの測定値（レバレッジ比率）および定量的流動性要件が含まれている。

かかる規制の枠組みの中で、スウェーデン金融監督庁は、第2の柱に含まれるスウェーデンの世帯向け住宅抵当について、リスク・ウェイトのフロアを全国的に25%とした。システム上重要とみなされる銀行は、追加の資本要件を課される。当社は、かかる要件を課されていない。

さらに、規制の枠組みの変更の度合いは依然として大きい。2017年にEBAは、透明性を高め、市場の混乱からの金融機関の復元力を強化することを目的とした追加の修正案を発表した。その施策には、PD、LGDおよびデフォルト時エクスポージャーの計算ならびに開示要件に係る新たな指針の提案が含まれている。

IFRS第9号における今後の規則は、信用リスク引当金に使用される新手法を調整するものである。注1を参照されたい。

当社の資本

当社は十分な自己資本を有しており、当社の理事会は、強固な資本基盤を維持するために資本に関する新たな方針を採用している。かかる新たな目標に従い、当社の普通株式等Tier1 (CET1) 資本比率は、正常な状況下では、スウェーデン金融監督庁が発表した普通株式等Tier1資本所要水準を1.5パーセント以上上回らなければならない。また、正常な状況下では、当社の総自己資本比率は、スウェーデン金融監督庁が発表した資本所要水準を1.5パー

センチージ・ポイント以上上回らなければならない。また、当社は他の資本所要水準も満たしていない。当社は、強固な資本基盤と適切なリスク管理により、EUが採択した監督規則を満たしている。

当社は、主として内部格付手法（IRB手法）に従って信用リスクを認識し、その他のリスクを標準的手法に従って認識している。

当グループの貸付で証券化されているものはなく、他の金融機関での証券化に対しても拠出は行っていない。

注2hには、内部所要資本の評価手法の概要が記載されている。

自己資本

当社の自己資本は、資本、その他Tier1資本、および劣後債からなるTier2資本で構成される。2017年12月31日現在の当社の自己資本は19,890百万クローネ（19,833百万クローネ）であった。

2017年には、当期純利益/損失が加算され、また、予想配当金が控除されたことで、普通株式等Tier1資本は影響を受けた。CRR規則第26条第2項に従い、当社の監査人により余剰金が確認された。

CRR規則第35条に従って、CRR規則第33条で言及された項目を除き、金融機関は、公正価値で認識される資産または負債の未実現損益を自己資本から除外する調整を行ってはならない。かかる条項に従い、189百万クローネ（662百万クローネ）が普通株式等Tier1資本に加算された。

CRR規則第33条第1項に従って、公正価値で評価されない金融商品のキャッシュフロー・ヘッジに係る損益に関連する公正価値準備金の一部（予想キャッシュフローを含む。）は、自己資本に含まれない。キャッシュフロー・ヘッジにおいて、普通株式等Tier1資本について9百万クローネ（-526百万クローネ）の調整が行われた。

第33条第1b項に従って、金融機関自身の信用力に左右され、また、デリバティブ金融商品に関連する公正価値の変動は、普通株式等Tier1資本に-17百万クローネ（-31百万クローネ）影響を及ぼした。

CRR規則の第34条および第105条を参照して、健全性評価の必要性から、62百万クローネ（67百万クローネ）が減額された。

第36条に従って、無形資産について83百万クローネ（142百万クローネ）の減額および引当金繰入額について29百万クローネ（3百万クローネ）の減額がなされた。2017年末現在、引当金繰入額はなかった。2016年は、第62条に従って、1百万クローネがTier2資本に追加された。

連結状態

当グループ内で連結状態にある会社は、以下の表に示されている。当社は、Booli Search Technologies AB (以下「Booli」という。)の株式の過半数(68%)を保有している。Booliは、従前には連結状態の一部とみなされていた。当社は、Booliの事業活動についてより詳細に検討した結果、Booliが連結状態の一部ではないと評価した。そのため、2017年12月31日以降、連結状態の範囲には、SBAB銀行AB (publ) およびAB Sveriges Säkerställda Obligationer (publ)(スウェーデン・カバード・ボンド・コーポレーション (SCBC))が含まれている。

自己資本からの資金の早期移転について、劣後債務に適用される条件(注29参照)に規定されているものまたは一般にスウェーデン会社法に規定されているものを除いては、現在進行中であるかまたは予想外の重大な障害または法的な妨げはない。

IFRS第9号の影響

業績の変動が自己資本の予想信用損失の控除額において反対の影響を及ぼすため、引当金規定の改訂が自己資本比率に及ぼす影響は限定されている。当社は、IFRS第9号の導入に当たり、経過規定も追加的な救済措置も適用しないことを決定した。

連結状態にある会社

| 会社名 | 法人登記番号 | 所有割合 | 財務書類に 用いられた 連結方法 | 自己資本比率 に用いられた 連結方法 | 事業内容 |
|---|-------------|------|------------------------|--------------------------|------|
| SBAB銀行AB (publ) | 556253-7513 | 親会社 | - | - | 金融機関 |
| AB Sveriges Säkerställda Obligationer (publ) (スウェーデン・カバード・ボンド・コーポレーション (SCBC)) | 556645-9755 | 100% | 全部連結 | 取得法 | 金融機関 |

連結状態にない会社

| 会社名 | 法人登記番号 | 所有割合 | 財務書類に 用いられた 連結方法 | 自己資本比率 に用いられた 連結方法 | 事業内容 |
|------------------------------|-------------|------|------------------------|--------------------------|------|
| Booli Search Technologies AB | 556733-0567 | 68% | 全部連結 | 連結対象外 | IT企業 |

劣後債務

劣後債務は、CRR規則の経過規定に従い一定の条件が存在し、かつスウェーデン金融監督庁が認める場合にTier1資本に含めることができる。当社は、額面金額2,000百万クローネの4本の劣後債務についてかかる許可を取得しており、これらはTier1資本に含まれている。Tier2資本は3,447百万クローネであり、2017年に1,000百万クローネの2件の債務が償還された。2017年にTier2資本に認識された新たな劣後債務はなかった。

劣後債務は親会社のその他負債に劣後し、Tier1資本に含まれる劣後債務はその他の劣後債務に劣後する。欧州委員会実施規則(EU)第1423/2013号に従った自己資本の詳細および劣後債の全条件については、sbab.se.の「自己資本比率およびリスク管理(Capital adequacy and risk management)」を参照されたい。各劣後債の全条件は、sbab.se.に明記されている。劣後債の詳細については、注29も参照されたい。

連結状態

経過期間中の自己資本の開示

欧州委員会実施規則 (EU) 第1423/2013号第5条に従った開示

CRR規則 (EU) 第575/2013号適用前の規定の対象となる金額またはCRR規則 (EU) 第575/2013号に基づく所定の残余額はな
い。

自己資本、連結状態

| | (単位：百万クローネ) | |
|--|---------------------|---------------------|
| | 2017年12月31日現在 金額 | 2016年12月31日現在 金額 |
| 普通株式等Tier1 (CET1) 資本：商品および準備金 | | |
| 資本商品および関連する資本剰余金勘定 | 1,958 | 1,958 |
| 利益剰余金 | 10,452 | 9,592 |
| その他の包括利益累計額（および適用される会計基準に基づく 未実現損益を含めるためのその他準備金） | 189 | 662 |
| その他Tier1商品 | 1,500 | 1,500 |
| 独立的に検証された当期純利益（予測可能な費用または配当金 控除後） ⁽¹⁾ | 1,026 | 942 |
| 規制上の調整前普通株式等Tier1資本 | 15,125 | 14,654 |
| 普通株式等Tier1資本：規制上の調整 | | |
| 追加評価調整額（負の金額） | -62 | -67 |
| 無形資産（関連する税金負債控除後）（負の金額） | -83 | -142 |
| キャッシュフロー・ヘッジに係る損益に関連する公正価値準備 金 | 9 | -526 |
| 予想損失額の計算により生じる負の金額 | -29 | -3 |
| 自身の信用力の変化により生じる公正価値で評価される負債に 係る損益 | -17 | -31 |
| 資本におけるその他Tier1商品 | -1,500 | -1,500 |
| 普通株式等Tier1資本の規制上の調整合計 | -1,682 | -2,269 |
| 普通株式等Tier1資本 | 13,443 | 12,385 |
| その他Tier1資本：商品 | | |
| 資本商品および関連する資本剰余金勘定 | 3,000 | 3,000 |
| うち、適用される会計基準に基づき資本に分類されるもの | 1,500 | 1,500 |
| うち、適用される会計基準に基づき負債に分類されるもの | 1,500 | 1,500 |
| 第484条(4)に示された適格項目の金額およびその他Tier1資本 の段階的適用廃止の対象となる関連する資本剰余金 | - | - |
| 規制上の調整前その他Tier1資本 | 3,000 | 3,000 |
| その他Tier1資本：規制上の調整 | | |
| その他Tier1資本の規制上の調整合計 | - | - |
| その他Tier1資本 | 3,000 | 3,000 |
| Tier1資本 (Tier1資本 = 普通株式等Tier1資本 + その他Tier1資 本) | 16,443 | 15,385 |
| Tier2資本：商品および準備金 | | |
| 資本商品および関連する資本剰余金勘定 | 3,447 | 4,447 |
| 信用リスク調整 | - | 1 |
| 規制上の調整前Tier2資本 | 3,447 | 4,448 |
| Tier2資本：規制上の調整 | | |
| Tier2資本の規制上の調整合計 | - | - |
| Tier2資本 | 3,447 | 4,448 |
| 総自己資本 (総自己資本 = Tier1資本 + Tier2資本) | 19,890 | 19,833 |

| リスク加重資産合計 | 41,797 | 38,413 |
|---|--------|--------|
| 自己資本比率および資本バッファ | | |
| 普通株式等Tier1資本比率（リスク加重エクスポージャー合計額に対する割合）（%） | 32.2 | 32.2 |
| Tier1資本比率（リスク加重エクスポージャー合計額に対する割合）（%） | 39.3 | 40.1 |
| 総自己資本比率（リスク加重エクスポージャー合計額に対する割合）（%） | 47.6 | 51.6 |
| 金融機関特有のバッファ要件（リスク加重エクスポージャー合計額に対する割合として表示される、第92条(1)(a)に基づく普通株式等Tier1資本所要水準＋資本保全バッファおよびカウンターシクリカル資本バッファ要件＋システミック・リスク・バッファ＋システム上重要な金融機関に対するバッファ[G-SIIバッファおよび0-SIIバッファ]）（%） | 9.0 | 8.5 |
| うち、普通株式等Tier1資本の最低所要水準（%） | 4.5 | 4.5 |
| うち、資本保全バッファ要件（%） | 2.5 | 2.5 |
| うち、カウンターシクリカル資本バッファ要件（%） | 2.0 | 1.5 |
| うち、システミック・リスク・バッファ要件（%） | - | - |
| うち、G-SIIバッファおよび0-SIIバッファ（%） | - | - |
| バッファを満たすために利用可能な普通株式等Tier1資本（リスク加重エクスポージャー合計額に対する割合）（%） | 27.7 | 27.7 |
| 段階的廃止の対象となる資本商品（2013年1月1日から2022年1月1日までのみ適用される。） | | |
| 段階的廃止の対象となるその他Tier1資本商品に係る現行の算入額上限 | - | - |
| 上限適用によってその他Tier1資本から控除される額（償還および満期後の上限超過額） | - | - |
| 段階的廃止の対象となるTier2資本商品に係る現行の算入額上限 | - | - |

(1) 当期純利益からは、予想配当額684百万クローネが減額された。これは、CRR規則第26条第2a項に従って、デロイトABにより検証されている。

所要自己資本、連結状態

(単位：百万クローネ)

| | リスク・エク スポージャー 額 | | リスク・エク スポージャー 額 | |
|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 2017年 12月31日 | 所要自己資本 2017年12月31日 | 2016年 12月31日 | 所要自己資本 2016年12月31日 |
| IRB手法に従って認識された信用リスク | | | | |
| 法人に対するエクスポージャー | 12,258 | 981 | 12,106 | 969 |
| 個人に対するエクスポージャー | 12,469 | 997 | 11,440 | 915 |
| うち、中小企業に対するエクスポージャー | 1,160 | 93 | 1,211 | 97 |
| うち、不動産により担保される個人に対するエク スポージャー | 11,309 | 904 | 10,229 | 818 |
| IRB手法に従って認識されたエクスポージャー合計 | 24,727 | 1,978 | 23,546 | 1,884 |
| 標準的手法に従って認識された信用リスク | | | | |
| 政府および中央銀行に対するエクスポージャー | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地方政府、地方自治体または地方機関に対するエク スポージャー | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 多国籍開発銀行に対するエクスポージャー | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金融機関に対するエクスポージャー ⁽¹⁾ | 2,593 | 207 | 1,907 | 152 |
| うち、CRR規則別紙2に従ったデリバティブ | 2,583 | 206 | 1,903 | 152 |
| うち、レポ | 9 | 1 | 3 | 0 |
| うち、その他 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 法人に対するエクスポージャー | - | - | - | - |
| 個人に対するエクスポージャー | 2,193 | 175 | 1,933 | 155 |
| 不良債権に対するエクスポージャー | 11 | 1 | 12 | 1 |
| カバード・ボンドに対するエクスポージャー | 3,282 | 263 | 3,384 | 271 |
| 短期信用格付を有する金融機関および法人に対するエ クスポージャー | 21 | 2 | 19 | 1 |
| 株式エクスポージャー | 1,078 | 86 | - | - |
| その他の項目 | 331 | 27 | 561 | 44 |
| 標準的手法に従って認識されたエクスポージャー合計 | 9,509 | 761 | 7,816 | 624 |
| 市場リスク | 1,159 | 93 | 1,571 | 126 |
| うち、ポジション・リスク | 413 | 33 | 886 | 71 |
| うち、通貨リスク | 746 | 60 | 685 | 55 |
| オペレーショナル・リスク | 4,144 | 331 | 3,634 | 291 |
| 信用評価調整リスク | 2,258 | 181 | 1,846 | 148 |
| リスク・エクスポージャー額および最低所要自己資本合 計 | 41,797 | 3,344 | 38,413 | 3,073 |
| 資本保全バッファに係る所要資本額 | | 1,045 | | 960 |
| カウンターシクリカル・バッファに係る所要資本額 | | 829 | | 571 |
| 所要自己資本合計 | | 5,218 | | 4,604 |

(1)CRR規則第92条第3f項に従った相手方リスクのリスク加重エクスポージャー額は、2,592百万クローネ(1,906百万クローネ)である。

IRB手法を用いて認識された信用リスクに係る平均リスク・ウェイト、連結状態

(単位：百万クローネ)

| | 2017年 | | | | | 2016年 | | | | |
|--|-----------------------------------|------------------------|--------------------------------|--------------|---------------------------|-----------------------------------|------------------------|--------------------------------|--------------|---------------------------|
| | 信用 リスク ヘッジ前エ クスポー ジャー | CCF適用後 エキスポー ジャー | リスク・ エキスポー ジャー額 (REA) | 所要 自己資本 | 平均 リスク・ ウェイト (%) | 信用 リスク ヘッジ前エ クスポー ジャー | CCF適用後 エキスポー ジャー | リスク・ エキスポー ジャー額 (REA) | 所要 自己資本 | 平均 リスク・ ウェイト (%) |
| IRB手法によって認識 された貸付ポートフォ リオの信用リスク | | | | | | | | | | |
| 法人に対するエクス ポージャー | 43,551 | 42,133 | 12,258 | 981 | 29.1 | 42,574 | 40,801 | 12,106 | 969 | 29.7 |
| 個人に対するエクス ポージャー | 331,840 | 303,942 | 12,469 | 997 | 4.1 | 287,316 | 263,459 | 11,440 | 915 | 4.3 |
| うち、戸建住宅およ び別荘 | 141,440 | 130,472 | 5,183 | 414 | 4.0 | 118,792 | 110,205 | 4,939 | 395 | 4.5 |
| うち、テナント所有 マンション | 143,335 | 127,288 | 6,126 | 490 | 4.8 | 121,663 | 107,472 | 5,290 | 423 | 4.9 |
| うち、テナント所有 者協同組合 | 47,065 | 46,182 | 1,160 | 93 | 2.5 | 46,861 | 45,782 | 1,211 | 97 | 2.6 |
| IRB手法による信用リ スク合計 | 375,391 | 346,075 | 24,727 | 1,978 | 7.1 | 329,890 | 304,259 | 23,546 | 1,884 | 7.7 |

経過期間中の自己資本の開示

欧州委員会実施規則 (EU) 第1423/2013号第5条に従った開示

CRR規則 (EU) 第575/2013号適用前の規定の対象となる金額またはCRR規則 (EU) 第575/2013号に基づく所定の残余额はない。

自己資本、親会社

| | (単位：百万クローネ) | |
|--|---------------------|---------------------|
| | 2017年12月31日現在 金額 | 2016年12月31日現在 金額 |
| 普通株式等Tier1 (CET1) 資本：商品および準備金 | | |
| 資本商品および関連する資本剰余金勘定 | 1,958 | 1,958 |
| 利益剰余金 | 5,663 | 6,094 |
| その他の包括利益累計額（および適用される会計基準に基づく未実現損益を含めるためのその他準備金） | 157 | 118 |
| その他Tier1商品 | 1,500 | 1,500 |
| 独立的に検証された当期純利益（予測可能な費用または配当金控除後） ⁽¹⁾ | -593 | -350 |
| 規制上の調整前普通株式等Tier1資本 | 8,685 | 9,320 |
| 普通株式等Tier1資本：規制上の調整 | | |
| 追加評価調整額（負の金額） | -66 | -70 |
| 無形資産（関連する税金負債控除後）（負の金額） | -26 | -31 |
| キャッシュフロー・ヘッジに係る損益に関連する公正価値準備金 | 79 | 27 |
| 予想損失額の計算により生じる負の金額 | -28 | -7 |
| 自身の信用力の変化により生じる公正価値で評価される負債に係る損益 | -17 | -31 |
| 資本におけるその他Tier1商品 | -1,500 | -1,500 |
| 普通株式等Tier1資本の規制上の調整合計 | -1,558 | -1,612 |
| 普通株式等Tier1資本 | 7,127 | 7,708 |
| その他Tier1資本：商品 | | |
| 資本商品および関連する資本剰余金勘定 | 3,000 | 3,000 |
| うち、適用される会計基準に基づき資本に分類されるもの | 1,500 | 1,500 |
| うち、適用される会計基準に基づき負債に分類されるもの | 1,500 | 1,500 |
| 第484条(4)に示された適格項目の金額およびその他Tier1資本の段階的適用廃止の対象となる関連する資本剰余金 | - | - |
| 規制上の調整前その他Tier1資本 | 3,000 | 3,000 |
| その他Tier1資本：規制上の調整 | | |
| その他Tier1資本の規制上の調整合計 | - | - |
| その他Tier1資本 | 3,000 | 3,000 |
| Tier1資本 (Tier1資本 = 普通株式等Tier1資本 + その他Tier1資本) | 10,127 | 10,708 |
| Tier2資本：商品および準備金 | | |
| 資本商品および関連する資本剰余金勘定 | 3,447 | 4,447 |
| 信用リスク調整 | - | 2 |
| 規制上の調整前Tier2資本 | 3,447 | 4,449 |
| Tier2資本：規制上の調整 | | |
| Tier2資本の規制上の調整合計 | - | - |
| Tier2資本 | 3,447 | 4,449 |
| 総自己資本 (総自己資本 = Tier1資本 + Tier2資本) | 13,574 | 15,157 |
| リスク加重資産合計 | 31,776 | 31,484 |

自己資本比率および資本バッファ

| | | |
|--|------|------|
| 普通株式等Tier1資本比率（リスク加重エクスポージャー合計額に対する割合）（%） | 22.4 | 24.5 |
| Tier1資本比率（リスク加重エクスポージャー合計額に対する割合）（%） | 31.9 | 34.0 |
| 総自己資本比率（リスク加重エクスポージャー合計額に対する割合）（%） | 42.7 | 48.1 |
| 金融機関特有のバッファ要件（リスク加重エクスポージャー合計額に対する割合として表示される、第92条(1)(a)に基づく普通株式等Tier1資本所要水準+資本保全バッファおよびカウンターシクリカル資本バッファ要件+システミック・リスク・バッファ+システム上重要な金融機関に対するバッファ-[G-SIIバッファおよび0-SIIバッファ]）（%） | 9.0 | 8.5 |
| うち、普通株式等Tier1資本の最低所要水準（%） | 4.5 | 4.5 |
| うち、資本保全バッファ要件（%） | 2.5 | 2.5 |
| うち、カウンターシクリカル資本バッファ要件（%） | 2.0 | 1.5 |
| うち、システミック・リスク・バッファ要件（%） | - | - |
| うち、G-SIIバッファおよび0-SIIバッファ（%） | - | - |
| バッファを満たすために利用可能な普通株式等Tier1資本（リスク加重エクスポージャー合計額に対する割合）（%） | 17.9 | 20.0 |
| 段階的廃止の対象となる資本商品（2013年1月1日から2022年1月1日までのみ適用される。） | | |
| 段階的廃止の対象となるその他Tier1資本商品に係る現行の算入額上限 | - | - |
| 上限適用によってその他Tier1資本から控除される額（償還および満期後の上限超過額） | - | - |
| 段階的廃止の対象となるTier2資本商品に係る現行の算入額上限 | - | - |

(1) 当期純利益からは、予想配当額684百万クローネが減額された。これは、CRR規則第26条第2a項に従って、デロイトABにより検証されている。

所要自己資本、親会社

(単位：百万クローネ)

| | リスク・エク スポージャー 額 | | リスク・エク スポージャー 額 | |
|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 2017年 12月31日 | 所要自己資本 2017年12月31日 | 2016年 12月31日 | 所要自己資本 2016年12月31日 |
| IRB手法に従って認識された信用リスク | | | | |
| 法人に対するエクスポージャー | 6,800 | 544 | 6,474 | 518 |
| 個人に対するエクスポージャー | 1,125 | 90 | 3,172 | 254 |
| うち、中小企業に対するエクスポージャー | 244 | 20 | 351 | 28 |
| うち、不動産により担保される個人に対するエク スポージャー | 881 | 70 | 2,821 | 226 |
| IRB手法に従って認識されたエクスポージャー合計 | 7,925 | 634 | 9,646 | 772 |
| 標準的手法に従って認識された信用リスク | | | | |
| 政府および中央銀行に対するエクスポージャー | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地方政府、地方自治体または地方機関に対するエク スポージャー | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 多国籍開発銀行に対するエクスポージャー | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金融機関に対するエクスポージャー ⁽¹⁾ | 2,524 | 202 | 1,645 | 132 |
| うち、CRR規則別紙2に従ったデリバティブ | 2,523 | 202 | 1,645 | 132 |
| うち、レポ | - | - | - | - |
| うち、その他 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 法人に対するエクスポージャー | - | - | - | - |
| 個人に対するエクスポージャー | 2,193 | 175 | 1,933 | 155 |
| 不良債権に対するエクスポージャー | 11 | 1 | 12 | 1 |
| カバード・ボンドに対するエクスポージャー | 3,282 | 263 | 3,384 | 271 |
| 短期信用格付を有する金融機関および法人に対するエク スポージャー | 21 | 2 | 16 | 1 |
| 株式エクスポージャー | 11,378 | 910 | 10,386 | 831 |
| その他の項目 | 77 | 6 | 85 | 6 |
| 標準的手法に従って認識されたエクスポージャー合計 | 19,486 | 1,559 | 17,461 | 1,397 |
| 市場リスク | | | | |
| うち、ポジション・リスク | 414 | 33 | 887 | 71 |
| うち、通貨リスク | 234 | 19 | 308 | 25 |
| オペレーショナル・リスク | 1,570 | 126 | 1,478 | 118 |
| 信用評価調整リスク | 2,147 | 171 | 1,704 | 136 |
| 最低所要自己資本およびリスク・エクスポージャー額合 計 | 31,776 | 2,542 | 31,484 | 2,519 |
| 資本保全バッファに係る所要資本額 | | 794 | | 787 |
| カウンターシクリカル・バッファに係る所要資本額 | | 629 | | 467 |
| 所要自己資本合計 | | 3,965 | | 3,773 |

(1)CRR規則第92条第3f項に従った相手方リスクのリスク加重エクスポージャー額は、2,523百万クローネ(1,645百万クローネ)である。

IRB手法を用いて認識された信用リスクに係る平均リスク・ウェイト、親会社

(単位：百万クローネ)

| | 2017年 | | | | | 2016年 | | | | |
|--|-----------------------------------|------------------------|--------------------------------|------------|---------------------------|-----------------------------------|------------------------|--------------------------------|------------|---------------------------|
| | 信用 リスク ヘッジ前エ クスポー ジャー | CCF適用後 エキスポー ジャー | リスク・ エキスポー ジャー額 (REA) | 所要 自己資本 | 平均 リスク・ ウェイト (%) | 信用 リスク ヘッジ前エ クスポー ジャー | CCF適用後 エキスポー ジャー | リスク・ エキスポー ジャー額 (REA) | 所要 自己資本 | 平均 リスク・ ウェイト (%) |
| IRB手法によって認識 された貸付ポートフォ リオの信用リスク | | | | | | | | | | |
| 法人に対するエクス ポージャー | 19,988 | 18,688 | 6,800 | 544 | 36.4 | 18,990 | 17,360 | 6,474 | 518 | 37.3 |
| 個人に対するエクス ポージャー | 42,998 | 15,949 | 1,125 | 90 | 7.1 | 66,316 | 43,406 | 3,172 | 254 | 7.3 |
| うち、戸建住宅およ び別荘 | 16,777 | 5,810 | 357 | 29 | 6.2 | 25,929 | 17,344 | 1,450 | 116 | 8.4 |
| うち、テナント所有 マンション | 24,278 | 8,230 | 524 | 42 | 6.4 | 33,766 | 19,575 | 1,371 | 110 | 7.0 |
| うち、テナント所有 者協同組合 | 1,943 | 1,909 | 244 | 19 | 12.4 | 6,621 | 6,487 | 351 | 28 | 5.4 |
| IRB手法による信用リ スク合計 | 62,986 | 34,637 | 7,925 | 634 | 22.9 | 85,307 | 60,766 | 9,645 | 772 | 15.9 |

自己資本比率

(単位：百万クローネ)

| | 連結状態 | | 親会社 | | SCBC | |
|-----------------------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 普通株式等Tier 1 (CET1) 資本 | 13,443 | 12,385 | 7,127 | 7,708 | 16,710 | 15,162 |
| Tier 1 資本 | 16,443 | 15,385 | 10,127 | 10,708 | 16,710 | 15,162 |
| 総自己資本 | 19,890 | 19,833 | 13,574 | 15,157 | 16,710 | 15,165 |
| 経過規則不適用 | | | | | | |
| リスク・エクスポージャー額 | 41,797 | 38,413 | 31,776 | 31,484 | 21,422 | 18,402 |
| 普通株式等Tier 1 比率(%) | 32.2 | 32.2 | 22.4 | 24.5 | 78.0 | 82.4 |
| 普通株式等Tier 1 資本超過額 | 11,563 | 10,656 | 5,697 | 6,292 | 15,746 | 14,334 |
| Tier 1 比率(%) | 39.3 | 40.1 | 31.9 | 34.0 | 78.0 | 82.4 |
| Tier 1 資本超過額 | 13,936 | 13,080 | 8,221 | 8,819 | 15,424 | 14,058 |
| 総自己資本比率(%) | 47.6 | 51.6 | 42.7 | 48.1 | 78.0 | 82.4 |
| 総自己資本超過額 | 16,547 | 16,760 | 11,032 | 12,639 | 14,996 | 13,693 |
| 経過規則適用 | | | | | | |
| 自己資本 | 19,920 | 19,835 | 13,602 | 15,162 | 16,711 | 15,162 |
| リスク・エクスポージャー額 | 192,993 | 168,936 | 28,744 | 35,833 | 172,527 | 133,171 |
| 総自己資本比率(%) | 10.3 | 11.7 | 47.3 | 42.3 | 9.7 | 11.4 |

注3．正味受取利息

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|----------------------------|--------|--------|--------------------|-------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 受取利息 | | | | |
| 信用機関への貸付 | -31 | -24 | 411 | 508 |
| 一般への貸付 ⁽¹⁾ | 4,951 | 5,117 | 1,017 | 926 |
| 利付有価証券 | 398 | 500 | 398 | 500 |
| デリバティブ | -746 | -992 | -509 | -634 |
| 受取利息合計 | 4,572 | 4,601 | 1,317 | 1,300 |
| うち、FVTPLで測定されない金融資産からの受取利息 | 6,010 | 5,308 | 2,518 | 1,649 |
| 支払利息 | | | | |
| 信用機関に対する負債 | 45 | 47 | 33 | 34 |
| 一般からの預金 | -559 | -515 | -559 | -515 |
| 発行済債券 | -2,380 | -3,262 | -590 | -676 |
| 劣後債務 | -122 | -166 | -122 | -166 |
| デリバティブ | 1,891 | 2,261 | 364 | 420 |
| その他 | -51 | -35 | -51 | -34 |
| 破綻処理手数料 | -247 | -102 | -98 | -37 |
| 支払利息合計 | -1,423 | -1,772 | -1,023 | -974 |
| うち、FVTPLで測定されない金融負債からの支払利息 | -3,067 | -3,931 | -1,289 | 1,357 |
| 正味受取利息 | 3,149 | 2,829 | 294 | 326 |

(1) 2百万クローネ(3百万クローネ)の問題債権からの受取利息を含む。

注4．手数料

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|----------------|-------|-------|--------------------|-------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 受取手数料 | | | | |
| 貸付に係る手数料 | 33 | 27 | 25 | 17 |
| その他手数料 | 40 | 42 | 54 | 68 |
| 合計 | 73 | 69 | 79 | 85 |
| 支払手数料 | | | | |
| 有価証券に係る手数料 | -58 | -43 | -18 | -20 |
| その他手数料 | -20 | -19 | -5 | -19 |
| 合計 | -78 | -62 | -23 | -39 |
| 手数料(純額) | -5 | 7 | 56 | 46 |

注5．金融取引正味損益

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|---------------------|-------|-------|--------------------|-------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 利付金融商品に係る損益： | | | | |
| -FVTPLで測定される有価証券 | -109 | -43 | -109 | -43 |
| -ヘッジ会計上のヘッジ対象の価値の変動 | 795 | 691 | 118 | 387 |
| -金融負債による実現損益 | -318 | -489 | -70 | -30 |
| -ヘッジ会計上のデリバティブ | -764 | -464 | -101 | -351 |
| -その他のデリバティブ | 320 | 112 | 152 | 110 |
| -貸付債権 | 73 | 240 | 12 | 69 |
| 通貨換算の影響 | -9 | 1 | -9 | 1 |
| 合計 | -12 | 48 | -7 | 143 |

外貨建てで行われる資金調達に内在する通貨リスクおよび金利リスクは、通常、ベースス・スワップとして知られる通貨金利デリバティブを通じて当該資金調達の満期までの期間にわたってヘッジされる。IFRSに従い、すべてのデリバティブ商品は公正価値で認識される。

報告期間ごとに公正価値に大幅な差がある場合、簿価に大幅な変動が生じる可能性があり、よって自己資本比率にも大幅な変動が生じる可能性がある。ベースス・スワップが満期前に手仕舞われえない限り、損失／利益の形による変動は引き続き未実現となる。

当社が適用する会計方針においては、有価証券資産の一部が公正価値で測定される一方、当社の負債のかなりの部分が償却原価で測定されるため、会計上の影響が当社の有価証券保有においても発生する。

また、有価証券資産の場合、資産が満期まで保有され、発行者が支払を行うことができる場合には、損益に影響する未実現の金利関連の価値の変動は残存期間にわたって回復する。

当社の有価証券のほとんどが満期保有である。

注6．その他営業利益

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|------------------------|-------|-------|--------------------|-------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 子会社向け事務サービス | - | - | 757 | 716 |
| その他営業利益 ⁽¹⁾ | 31 | 34 | 3 | 5 |
| 合計 | 31 | 34 | 760 | 721 |

(1) その他営業利益には、主にBooliからの収益が含まれている。

注7. 人件費

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|-----------|-------------|-------------|--------------------|-------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| | 給与およびその他の報酬 | -292 | -254 | -283 |
| 年金費用 | -47 | -39 | -51 | -45 |
| その他社会保険費用 | -105 | -91 | -103 | -90 |
| その他人件費 | -35 | -28 | -35 | -26 |
| 合計 | -479 | -412 | -472 | -408 |

給与およびその他の報酬

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|----------------------|-------------|-------------|--------------------|-------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| | 最高業務執行役員 | -5 | -5 | -5 |
| 最高業務執行役員直属の上級役員 | -20 | -18 | -20 | -18 |
| その他の職員 | -267 | -231 | -258 | -224 |
| 給与およびその他の報酬合計 | -292 | -254 | -283 | -247 |

子会社であるBooli Search Technologies ABの従業員に対する給与およびその他の報酬は、当グループの「その他の職員」項目の費用に含まれている。また、変動報酬は子会社の数名の職員に支払われているが、少額である。当グループのその他の職員は、変動報酬を受け取っていない。親会社に雇用されている理事は、その雇用によって報酬および年金給付を受領している。理事会への任命について、他の追加報酬または年金給付は支払われない。子会社スウェーデン・カバード・ボンド・コーポレーション（SCBC）の最高業務執行役員に対して、報酬は支払われなかった。当年度末における最高業務執行役員直属の上級役員数は8名（8名）であった。

職員平均人数

| | グループ | | 親会社 | |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| | 女性 | 267 | 263 | 257 |
| 男性 | 242 | 239 | 226 | 227 |
| 職員平均人数合計 | 509 | 502 | 483 | 484 |

傷病休暇

| | グループ | | (単位：%) 親会社 | |
|--------------------------|---------------|------------|---------------|------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| | 傷病休暇合計 | 3.6 | 3.7 | 3.7 |
| 女性 | 2.3 | 2.2 | 2.4 | 2.3 |
| 男性 | 1.3 | 1.5 | 1.3 | 1.5 |
| 29才以下 | 2.9 | 3.6 | 3.0 | 3.7 |
| 30才 - 49才 | 3.9 | 3.6 | 3.9 | 3.6 |
| 50才以上 | 4.0 | 4.3 | 4.0 | 4.3 |
| 傷病休暇全体に対する60日超の長期傷病休暇の比率 | 34.6 | 36.7 | 46.6 | 44.1 |

上級役員の性別による内訳

| | グループ | | 親会社 | |
|------------|-------|-------|-------|-------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 理事会 | | | | |
| 女性 | 5 | 5 | 4 | 4 |
| 男性 | 12 | 13 | 5 | 7 |
| 理事合計 | 17 | 18 | 9 | 11 |

グループには、子会社であるスウェーデン・カバード・ボンド・コーポレーション（SCBC）およびBooli Search Technologies ABの理事が含まれる。

| | グループ | | 親会社 | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 経営部会 | | | | |
| 女性 | 4 | 3 | 4 | 3 |
| 男性 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 経営部会メンバー合計 | 10 | 9 | 10 | 9 |

雇用形態

| | グループ | | 親会社 | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 期末現在の職員数合計 | 530 | 510 | 506 | 485 |
| うち、女性(%) | 53.4 | 51.8 | 54.0 | 52.6 |
| うち、管理職(%) | 12.3 | 13.5 | 12.6 | 13.2 |
| うち、女性管理職(%) | 5.3 | 5.7 | 5.7 | 6.0 |
| うち、契約職員(%) | 1.9 | 2.0 | 1.6 | 1.6 |
| うち、非常勤職員(%) | 1.3 | 2.5 | 1.4 | 2.5 |

離職者数

| | グループ | | 親会社 | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 当年度中に退職した正社員数 | 80 | 65 | 74 | 62 |
| うち、女性(%) | 51.3 | 41.5 | 54.1 | 41.9 |
| うち、29才以下(%) | 26.3 | 26.2 | 23.0 | 24.2 |
| うち、30才 - 49才(%) | 57.5 | 46.2 | 59.5 | 46.8 |
| うち、50才以上(%) | 16.3 | 27.7 | 17.6 | 29.0 |

最高業務執行役員の給与、報酬および年金費用

最高業務執行役員に対して、社用車または現金以外の給付は支給されていない。当社は、最高業務執行役員の年金給付対象給与の30%に相当する確定拠出型年金保険制度への支払いを行う（ただし、65歳まで）。

給与およびその他の報酬

最高業務執行役員直属の上級役員に対して支払われた付加給付（利子補助、社用車および傷病給付）は、0.1百万クローネ（0.1百万クローネ）であった。給与およびその他の報酬の支払額は、以下のとおりである。

最高業務執行役員および最高業務執行役員直属の上級役員に対して支払われた給与、その他の報酬および年金

(単位：百万クローネ)

| 役職 | 期間 | 2017年 | | | 2016年 | | | |
|--|-----------------------------|---------------------|------|--------------------|---------------------------|------|-----|---|
| | | 給与および その他の 報酬 | 年金費用 | 退職金 | 給与および その他の 報酬 | 年金費用 | 退職金 | |
| クラス・ダニエルソン、 最高業務執行役員 | 2017年1月1日- 2017年12月31日 | 4.8 | 1.4 | - | 2016年1月1日- 2016年12月31日 | 4.7 | 1.4 | - |
| クリスティン・エーン ス・トレム、最高執行責任者 | 2017年1月1日- 2017年4月30日 | 0.8 | 0.2 | - | 2016年1月1日- 2016年12月31日 | 1.6 | 0.3 | - |
| クリスティン・エーン ス・トレム、首席法律顧問 | - | - | - | - | 2016年1月1日- 2016年5月1日 | 0.6 | 0.2 | - |
| ウルリーカ・ウィルボ ン、最高執行責任者代行 | 2017年5月1日- 2017年10月17日 | 0.7 | 0.1 | - | - | - | - | - |
| サーラ・ダヴィドゴ ード、最高執行責任者 | 2017年10月18日- 2017年12月31日 | 0.4 | 0.1 | - | - | - | - | - |
| ミーケル・イングラン デ ル、 最高財務責任者 | 2017年1月1日- 2017年12月31日 | 2.8 | 0.8 | - | 2016年1月1日- 2016年12月31日 | 2.6 | 0.8 | - |
| ベータル・スヴェンセ ン、最高リスク責任者 | 2017年1月1日- 2017年12月31日 | 2.1 | 0.5 | - | 2016年1月1日- 2016年12月31日 | 1.9 | 0.3 | - |
| エリサベト・イエンソ ン、個人向け事業部長 | 2017年1月1日- 2017年12月31日 | 2.0 | 0.5 | 3.4 ⁽¹⁾ | 2016年1月1日- 2016年12月31日 | 1.7 | 0.5 | - |
| ティム・ベッテション、 法人顧客・テナント所有 者協同組合向け事業部長 | 2017年1月1日- 2017年12月31日 | 1.6 | 0.5 | - | 2016年1月1日- 2016年12月31日 | 1.6 | 0.4 | - |
| ダニエル・ユンゲル、 協力会社・事業開発部長 | 2017年1月1日- 2017年12月31日 | 1.5 | 0.4 | - | 2016年1月1日- 2016年12月31日 | 1.5 | 0.4 | - |
| カリナ・エリクソン、 人事部長 | 2017年1月1日- 2017年12月31日 | 1.7 | 0.5 | - | 2016年1月1日- 2016年12月1日 | 1.7 | 0.5 | - |
| クラス・ユングクヴィス ト、最高情報責任者 | 2017年1月1日- 2017年12月31日 | 2.2 | 0.5 | - | 2016年2月1日- 2016年12月31日 | 2.0 | 0.4 | - |
| マーリン・ペルボーン、 サステナビリティ・戦略 的コミュニケーション部 長 | 2017年4月18日- 2017年12月31日 | 1.3 | 0.3 | - | - | - | - | - |
| プロール・ヨーラン・ ベッテション、最高執行 責任者 | - | - | - | - | 2016年1月1日- 2016年5月1日 | 0.4 | 0.1 | - |
| マリ・ユングホルム、 最高コンプライアンス責 任者 | 2017年1月1日- 2017年4月30日 | 0.5 | 0.1 | - | 2016年1月1日- 2016年12月31日 | 1.3 | 0.3 | - |
| イレネ・アクセルソ ン、最高コンプライア ンス責任者 | 2017年4月30日- 2017年12月31日 | 0.8 | 0.2 | - | - | - | - | - |
| ミーケル・スパーレス コグ、内部監査部長 | 2017年1月1日- 2017年12月31日 | 1.3 | 0.3 | - | 2016年1月1日- 2016年12月31日 | 1.3 | 0.3 | - |
| | | 24.5 | 6.4 | 3.4 | | 22.9 | 5.9 | - |

(1)かかる金額は、退職金3.1百万クローネと年金費用0.3百万クローネの合計であり、2017年に認識されているが、未払いである。新たに雇用を得るか、または他の活動からの収入がある場合には、退職金および年金の支給は全額相殺される。

2017年に当社は、企業の持続可能性に対する責任をより緊密に事業に結び付けることを決定した。これに応じて、4月にサステナビリティ部長が経営部会に加わった。サステナビリティ部長は、戦略的コミュニケーションに対しても責任を負うこととなった。

当社の報酬委員会による策定後、当社の報酬制度のリスク分析に基づき、理事会は、ポートフォリオの一任運用を行う免許を有する信用機関、投資会社および資金運用会社の報酬体系に関するスウェーデン金融監督庁の規則（FFFS 2011:1）に従って、報酬方針の更新および特別規則の適用対象となる職員の特定について2016年に決定を行った。当

社の報酬制度および報酬方針に関するリスク分析は、sbab.seにて公開されている。報酬委員会の構成および方針については、66ページ（訳注：英文版の年次報告書のページである。）に記載されている。

2017年にリスク分析が修正されたことで、職務内容が当社のリスク構成に重大な影響を及ぼす職員数が増加した。リスク特性を有する職員は、EBAの技術基準に基づいて特定されている。

特別規則の適用対象となる職員23名（14名）（最高業務執行役員直属の上級役員を除く。）に対する給与およびその他の報酬は20.0百万クローネ（10.4百万クローネ）であった。

理事会に対する報酬

(単位：千クローネ)

| 親会社 | 2017年 | | | 2016年 | | | | |
|---|----------------------------|-------|--------------|-------|----------------------------|-------|--------------|-------|
| | 期間 | 報酬 | 委員会の 出席報酬 | 合計 | 期間 | 報酬 | 委員会の 出席報酬 | 合計 |
| ポー・マグヌソン、 SBAB理事会会長 ⁽¹⁾ | 2017年1月1日- 2017年12月31日 | 444 | 79 | 523 | 2016年1月1日- 2016年12月31日 | 430 | 77 | 507 |
| カール・ヘンリック・ポー リ、理事 | 2017年1月1日- 2017年12月31日 | 215 | - | 215 | 2016年1月1日- 2016年12月31日 | 215 | - | 215 |
| ダニエル・クリスティア ンソン、理事 | 2017年1月1日- 2017年12月31日 | - | - | - | 2016年4月28日- 2016年12月31日 | - | - | - |
| エッパ・リンドセ、 理事 | 2017年1月1日- 2017年4月24日 | 72 | 7 | 79 | 2016年1月1日- 2016年12月31日 | 215 | 18 | 233 |
| エヴァ・ギドレーヴ、 理事 | 2017年4月25日 -2017年12月31日 | 143 | 22 | 165 | - | - | - | - |
| ヤコブ・グリーンバウム、 理事 ⁽²⁾ | 2017年1月1日- 2017年12月31日 | 161 | 62 | 223 | 2016年1月1日- 2016年12月31日 | 215 | 70 | 285 |
| ヤーネ・ルンドグレー ン・エリクソン、理事 ⁽³⁾ | 2017年1月1日- 2017年12月31日 | 215 | 57 | 272 | 2016年1月1日- 2016年12月31日 | 215 | 70 | 285 |
| カリン・ムーバリ、 理事 | 2017年1月1日- 2017年12月31日 | 215 | 41 | 256 | 2016年1月1日- 2016年12月31日 | 215 | 18 | 233 |
| クリスティナ・エーケン グレン、理事 | - | - | - | - | 2016年1月1日- 2016年4月27日 | - | - | - |
| ラシュ・ベリエソン、 理事 | 2017年1月1日- 2017年12月31日 | 215 | 36 | 251 | 2016年1月1日- 2016年12月31日 | 215 | 14 | 229 |
| ヨーアン・エリクソン、 職員代表 | 2017年1月1日- 2017年12月31日 | - | - | - | 2016年1月1日- 2016年12月31日 | - | - | - |
| クリスティナ・ユーン、 職員代表 | 2017年1月1日- 2017年12月31日 | - | - | - | 2016年1月1日- 2016年12月31日 | - | - | - |
| アンダーシュ・ヘデル、 職員代表 | - | - | - | - | 2016年1月1日- 2016年4月27日 | - | - | - |
| ヘレン・ヴァリン、 職員代表 | - | - | - | - | 2016年1月1日- 2016年4月27日 | - | - | - |
| | | 1,680 | 304 | 1,984 | | 1,720 | 267 | 1,987 |

(1) ポー・マグヌソン氏は、SCBCの理事報酬180千クローネ（180千クローネ）も受領している。

(2) ヤコブ・グリーンバウム氏は、SCBCの理事報酬98千クローネ（98千クローネ）も受領している。

(3) ヤーネ・ルンドグレーン・エリクソン氏は、SCBCの理事報酬33千クローネ（-）も受領している。

スウェーデンの行政機関により雇用されているかもしくは当社の職員代表である理事または当社の子会社である Booli Search Technologies ABの理事には、報酬は支払われない。

年金

2013年2月1日以降に当社に採用された職員は、確定拠出型制度である新団体年金制度BTP1の対象である。この制度には、障害および遺族年金ならびに退職年金積立金が含まれている。BTP1では、職員が掛け金の投資先をかなりの程度で自己決定できる。

2013年2月1日より前に当社に雇用された職員は、確定給付型制度である団体年金制度BTP2の対象である。従業員は、BTP2によりその最終給与に対する一定の割合に相当する終身年金を保証されており、これは主に退職年金、障害年金、遺族年金、補足年金（BTPK）および適用ある場合には家族年金で構成される。給付水準は、異なる所得基準額内の給与に左右される。所得基準額の30倍を超える給与については、BTP2のもとでは年金は支払われない。所得基準額の10倍を超える給与を稼得している職員は、掛け金の一部を代替投資に振り向けることを選択できる。

BTP2は、保険会社であるSPPとの保険契約によりカバーされた団体確定給付型制度であり、複数の使用者で構成される。SPPは、BTP2制度の年金積立金の投資について責任を負う。投資戦略は、投資者に価値の増加を保証しつつ、安定した高いリターンを獲得することを目指している。

当社の確定給付型年金のための年金費用（給与税を除く。）は、21.8百万クローネ（22.0百万クローネ）であった。当社の確定拠出型年金のための年金費用（給与税を除く。）は、23.1百万クローネ（16.7百万クローネ）であった。2017年には、確定給付型制度のための年金拠出金は、合計20.8百万クローネとなる見通しである。補足情報については、注28「引当金」を参照されたい。

上級役員に対する報酬および他の雇用条件に関して年次株主総会で採用されたガイドライン

2017年に年次株主総会により採択された、上級役員の報酬および他の雇用条件に関する年次株主総会の基本方針は、報酬および条件が合理的かつ熟慮されたものであることを定めている。報酬および他の雇用条件に関して、当社は、「2017年国有企業に対する政府の所有方針およびガイドライン」に規定される原則を引き続き採用している。

かかる報酬は、一定の上限を定め、かつ目的に応じた競争力のあるものでなければならず、また、高い倫理基準および良質な企業文化に寄与するものでなければならない。報酬は、同等の会社の中で最高の給与水準に対応するものではなく、適正であることを特徴としなければならない。また、これは他の職員の報酬合計額に関する指針ともなる。上級役員に対して、変動給与は支払われない。かかるガイドラインは、2017年には改訂されなかった。

最高業務執行役員および上級役員に対する他の条件

上級役員に対する年金の条件、告知期間および退職金については、当社は、2017年の国有企業に対する政府の所有方針およびガイドラインに規定される原則に従っている。

当社は、最高業務執行役員が65歳に達するまで、最高業務執行役員の年金給付対象給与の30%に相当する確定拠出型年金保険制度への支払いを行う。

2016年に、最高業務執行役員直属のその他の役員との間で、年金給付対象給与の30%に相当する確定拠出型年金の掛け金に関する合意がなされた。

これら以外に、銀行部門の団体協約における一般規定と異なる年金契約はない。

退職金に係る契約

最高業務執行役員および当社は、相互に6ヶ月の告知期間に服する。当社が契約解除を通知した場合、当社は、告知期間中の給与および年金に加えて18ヶ月分の給与に相当する退職金を支払う。2年の期間中に新たに雇用を得るか、または他の活動からの収入がある場合には、退職金は相応に減額される。

経営部会の他のメンバーについては、当社により解雇された場合の退職金に係る契約を締結している。当社は、告知期間中の給与および年金に加えて12ヶ月分の給与に相当する退職金を支払う。12ヶ月の期間中に新たに雇用を得るか、または他の活動からの収入がある場合には、退職金は相応に減額される。

上級役員に対する貸付

上級役員に対する貸付は、注36「関連当事者に関する開示」に表示されている。

報奨プログラム

当社は、報奨プログラムを設定していない。

注8.その他費用

| | グループ | | 親会社 | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| IT費用 | -228 | -214 | -270 | -220 |
| 賃借料 | -29 | -27 | -28 | -26 |
| 建物に関するその他費用 | -6 | -10 | -6 | -9 |
| その他管理費 | -100 | -119 | -95 | -115 |
| マーケティング | -68 | -63 | -65 | -62 |
| その他営業費用 | -18 | -17 | -15 | -17 |
| 合計 | -449 | -450 | -479 | -449 |

開発費用は153百万クローネ（97百万クローネ）であり、うち49百万クローネ（9百万クローネ）は、社内で作成された当グループの無形資産に係るものであった。開発の大部分はプロジェクト形式で進められ、企画、分析、要件定義、プログラミング、実装および品質テストなどの費用を合わせたプロジェクト全体の予算が含まれている。

監査人に対する報酬および費用

| | グループ | | （単位：百万クローネ） 親会社 | |
|------------|-------------|-------------|--------------------|-------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 監査委嘱 | -3.6 | -2.8 | -2.8 | -2.1 |
| うち、デロイト | -3.6 | -2.2 | -2.8 | -1.5 |
| うち、KPMG | - | -0.6 | - | -0.6 |
| 監査委嘱外の監査作業 | -1.7 | -1.8 | -1.0 | -1.5 |
| うち、デロイト | -1.7 | -1.6 | -1.0 | -1.3 |
| うち、KPMG | - | -0.2 | - | -0.2 |
| その他サービス | - | -0.0 | - | -0.0 |
| うち、デロイト | - | -0.0 | - | -0.0 |
| 合計 | -5.3 | -4.6 | -3.8 | -3.6 |

2017年4月24日の年次株主総会において、当社の監査人としてデロイトが任命された。監査委嘱は、年次報告書、経理の記録ならびに理事会および最高業務執行役員による経営報告書の検査を含む。監査委嘱には、かかる検査による諮問サービスおよびその他の支援も含まれる。

監査委嘱以外の監査作業とは、中間報告書 / 期末報告書の検査および各種証明書の作成といった監査人の署名によってのみ履行可能なその他職務をいう。

その他サービスとは、当社主導で要求される諮問サービスに関連する。

将来の賃借料⁽¹⁾

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|------------|------------------------------------|-------------|--------------------|-------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| | 以下の時期に支払期限が到来する合意された将来の賃借料： | | | |
| - 1年以内 | -28 | -24 | -27 | -24 |
| - 1年超 5年以内 | -99 | -95 | -98 | -95 |
| - 5年超 | -33 | -32 | -33 | -32 |
| 合計 | -160 | -151 | -158 | -151 |

(1)賃借料 = オペレーティング・リース

当社のリースはすべて、スウェーデン公共住宅供給会社連合、スウェーデン通商連合およびVisitaと協議を行った上で2008年に作成されたスウェーデン不動産連盟の標準契約書（2012年および2014年に改訂済）の12B.2項に従っている。かかる契約は、賃借料および固定資産税を対象とした指数条項により、リース費用を規制している。将来の賃借料の合計は、有期契約に関連している。

注9．有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|-----------------------|---------------|------------|--------------------|------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| | 有形固定資産 | | | |
| 減価償却費、コンピュータ・ハードウェア | -4 | -5 | -4 | -5 |
| 減価償却費、その他の機器 | -4 | -4 | -4 | -4 |
| 処分 / 売却 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無形資産 | | | | |
| 償却費、購入ソフトウェア | -5 | -7 | -4 | -6 |
| 償却費、社内で開発されたソフトウェアの部分 | -14 | -11 | - | - |
| 商標の償却 | -1 | 0 | - | - |
| 減損、ソフトウェアの社内開発部分 | -3 | 0 | - | - |
| 合計 | -31 | -27 | -12 | -15 |

注10. 貸倒損失(純額)

| | グループ | | (単位:百万クローネ) 親会社 | |
|---|-----------|------------|--------------------|------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 法人市場 | | | | |
| <i>法人市場貸付に対する個別引当金</i> | | | | |
| 確定貸倒損失の当期償却 | - | - | - | - |
| 当期決算書において確定貸倒損失として認識された 過年度予想貸倒損失引当金の戻入れ | - | - | - | - |
| 当期予想貸倒損失引当金 | -0 | -0 | -0 | - |
| 過年度の確定貸倒損失に関する回収額 | - | 0 | - | 0 |
| 不要となった過年度予想貸倒損失引当金の戻入れ | 12 | 4 | 12 | 4 |
| 保証 | - | - | - | - |
| 法人市場貸付に対する個別引当金の当期の正味費用 | 12 | 4 | 12 | 4 |
| <i>法人市場貸付に対する一括引当金</i> | | | | |
| 一括引当金の割当/戻入れ | 1 | 9 | 1 | -0 |
| 保証 | -1 | -3 | -1 | -3 |
| 法人市場貸付に対する一括引当金の当期の正味費用 | 0 | 6 | 0 | -3 |
| 個人市場 | | | | |
| <i>個人市場貸付に対する個別引当金</i> | | | | |
| 確定貸倒損失の当期償却 | -1 | -2 | -1 | -2 |
| 当期決算書において確定貸倒損失として認識された 過年度予想貸倒損失引当金の戻入れ | 1 | 2 | 1 | 2 |
| 当期予想貸倒損失引当金 | -0 | -0 | -1 | -0 |
| 不要となった過年度予想貸倒損失引当金の戻入れ | 1 | 16 | 2 | 16 |
| 保証 | - | -0 | - | -0 |
| 個人市場貸付に対する個別引当金の当期の正味費用 | 1 | 16 | 1 | 16 |
| <i>個人市場貸付に対する一括引当金</i> | | | | |
| 確定貸倒損失の当期償却 | -10 | -11 | -9 | -10 |
| 過年度の確定貸倒損失に関する回収額 | 3 | 2 | 3 | 2 |
| 一括引当金の割当/戻入れ | 11 | -13 | 4 | 4 |
| 保証 | 7 | -22 | 1 | -22 |
| 個人市場貸付に対する一括引当金の当期の正味費用 | 11 | -44 | -1 | -26 |
| 当期貸倒損失に係る正味費用 | 24 | -18 | 13 | -9 |

上記の確定貸倒損失の当期償却および償却費の戻入れは、いずれも一般に対する債権に関するものである。個別に引き当てられた貸付の正味変動は、主に、健全と宣言された1件の約定により影響を受けた。一括引当金の正味変動は、主に、2017年上半年に貸付ポートフォリオ内でより良いリスク等級への再分類がなされたこと、および2017年通年で60日を超えて延滞している貸付の未払額が減少したためであった。保証は、スウェーデン国立住宅建築計画委員会、保険会社および銀行に対する債権または条件付債権に関連する。貸倒損失に関するさらなる分析および情報については、注2a「リスク管理 - 貸付業務における信用リスク」を参照されたい。

注11．法人所得税

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|----------------------------|-------------|-------------|--------------------|------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 当期税金 | -484 | -352 | -32 | 19 |
| 一時差異の変動に係る繰延税金 | -35 | -89 | -30 | -97 |
| 合計 | -519 | -441 | -62 | -78 |
| スウェーデンの実効税率は以下の通り名目税率と異なる。 | | | | |
| 税引前利益/損失 | 2,228 | 2,011 | 152 | 355 |
| スウェーデンの名目税率22% | -490 | -442 | -33 | -78 |
| 非課税所得および損金不算入費用に関連する税金 | -29 | 1 | -29 | 0 |
| 合計 | -519 | -441 | -62 | -78 |
| 実効税率(%) | 23.3 | 21.9 | 40.5 | 22.0 |

注12．担保適格財務省短期証券など

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|------------------------|---------------|---------------|--------------------|---------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 流動資産 | | | | |
| スウェーデン政府 | 21,122 | 17,746 | 21,122 | 17,746 |
| 諸外国 | 1,830 | 2,746 | 1,830 | 2,746 |
| 担保適格財務省短期証券など合計 | 22,952 | 20,492 | 22,952 | 20,492 |

注13．信用機関への貸付

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|------------------|--------------|--------------|--------------------|---------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| スウェーデン・クローネ建ての貸付 | 1,134 | 852 | 93,568 | 55,863 |
| 外貨建ての貸付 | 733 | 767 | 734 | 767 |
| 合計 | 1,867 | 1,619 | 94,302 | 56,630 |
| うち、レボ | 150 | 118 | - | - |

親会社による信用機関への貸付のうち、92,593百万クローネ(55,123百万クローネ)は、完全所有子会社スウェーデン・カバード・ボンド・コーポレーション(SCBC)に対する債権に関連するものである。かかる債権は他の債権に劣後するため、当該子会社の他の債権者に対する支払いがなされた後にのみ支払いを受ける。

当社が購入する、事前に決定された金額での売却義務を有する利付有価証券は、貸借対照表に認識されないが、支払った購入額は、貸借対照表の信用機関への貸付項目に認識されている。当社は、かかる有価証券を受取担保とみなし、担保に差し入れるかまたは売却することができる。相手方が買戻義務を履行できない場合、当社は担保を保持する権利を得る。当グループの受取担保の公正価値は、150百万クローネ(118百万クローネ)であり、このうち担保に差し入れるかまたは売却したものはなかった。また、親会社の受取担保の公正価値は、該当なし(該当なし)であり、このうち担保に差し入れるかまたは売却したものはなかった。

注14. 一般への貸付

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|------------------|----------------|----------------|--------------------|---------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 期首残高 | 296,022 | 296,981 | 51,577 | 81,207 |
| 当期貸付額 | 82,282 | 59,648 | 82,282 | 59,648 |
| グループ会社への / からの譲渡 | - | - | -85,800 | -48,695 |
| 償却、評価減、償還など | -43,219 | -60,625 | -25,215 | -40,631 |
| 予想貸倒損失引当金の変動 | 26 | 18 | 68 | 48 |
| 期末残高 | 335,111 | 296,022 | 22,912 | 51,577 |

グループ

貸付の分布の不動産種類別内訳 (引当金を含む。)

| | 2017年 | | | (単位：百万クローネ) 2016年 | | |
|------------------------|----------------|---------------|----------------|----------------------|---------------|----------------|
| | SCBC | SBAB | 合計 | SCBC | SBAB | 合計 |
| 戸建住宅および別荘 | 124,629 | 2,009 | 126,638 | 92,858 | 14,414 | 107,272 |
| テナント所有マンション | 118,984 | 2,481 | 121,465 | 87,864 | 14,732 | 102,596 |
| テナント所有者協同組合 | 45,143 | 6,648 | 51,791 | 40,316 | 10,306 | 50,622 |
| 民間集合住宅 | 23,103 | 6,401 | 29,504 | 23,110 | 5,413 | 28,523 |
| 地方自治体系集合住宅 | 218 | 1 | 219 | 213 | 27 | 240 |
| 商業用不動産 | 122 | 3,365 | 3,487 | 84 | 4,695 | 4,779 |
| その他 | - | 2,007 | 2,007 | - | 1,990 | 1,990 |
| 合計 | 312,199 | 22,912 | 335,111 | 244,445 | 51,577 | 296,022 |
| 政府または地方自治体保証付貸付の割合 (%) | 0.2 | 0.3 | 0.3 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 平均固定金利期間 (年) | 0.7 | 0.4 | 0.7 | 0.8 | 0.4 | 0.7 |

期限前返済が固定金利期間中に行われる場合、当社は、金利の補償金を受領する権利を有する。個人向け貸付の場合の補償金額は、当該貸付の残存固定金利期間に相当する満期を有する担保付債券の金利と比較した貸付金利に1%上乘せした金利に基づいて決定される。その他の貸付については、多くの場合、同等の政府発行証券の再投資金利が適用される。その他の場合には、同等の金利が現行の貸付条件に指定される。当社は、場合によっては、借手の約定に対する担保として、担保資産に対する抵当権以外にも政府または地方自治体の保証を徴求している。この種の保証付貸付の比率は、上表に示すとおりである。

当社の貸付ポートフォリオのうち、合計45,943百万クローネ(41,431百万クローネ)(うち、親会社については665百万クローネ(5,833百万クローネ))は協力会社が仲介したものである。

貸付約定およびその他信用関連約定は、注32に記載されている。

問題債権および引当金

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|-----------------------|---------|-------|--------------------|-------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| | (a)問題債権 | 113 | 134 | 113 |
| (b)貸付債権に対する個別引当金 | 45 | 59 | 45 | 59 |
| (c)法人市場貸付に対する一括引当金 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| (d)個人市場貸付に対する一括引当金 | 163 | 175 | 23 | 78 |
| (e)貸倒損失引当金の合計(b+c+d) | 209 | 235 | 69 | 137 |
| (f)個別引当金控除後問題債権(a-b) | 68 | 75 | 68 | 75 |
| (g)個別引当金の引当比率(b/a)(%) | 40 | 44 | 40 | 44 |

問題債権および不良債権の情報についての詳細は、注2a「リスク管理 - 貸付業務における信用リスク」を参照されたい。

問題債権および引当金の不動産種類別内訳

| グループ | 2017年 | | | | | | (単位：百万クローネ) 2016年 | | | | | | | | |
|--------------|-------|-----|-----|-----|-----|------|----------------------|-----|-----|-----|-----|------|-----|---|-----|
| | テナン | | テナン | | 民間 | | テナン | | テナン | | 民間 | | | | |
| | 戸建住 | ト所有 | ト所有 | 者協同 | 集合住 | 宅 | その他 | 合計 | 戸建住 | ト所有 | ト所有 | 者協同 | 集合住 | 宅 | その他 |
| 問題債権(総額) | 11 | 62 | 11 | 26 | 3 | 113 | 15 | 64 | 23 | 28 | 4 | 134 | | | |
| 個別引当金、貸付債権 | -3 | -12 | -9 | -18 | -3 | -45 | -4 | -12 | -21 | -18 | -4 | -59 | | | |
| 一括引当金、法人市場貸付 | | | -0 | -0 | - | -0 | | | -0 | -1 | - | -1 | | | |
| 一括引当金、個人市場貸付 | -59 | -93 | | | -12 | -164 | -69 | -93 | | | -12 | -175 | | | |
| 個別引当金控除後問題債権 | | | | | | 68 | | | | | | 75 | | | |

予想貸倒損失引当金の増減

| | 2017年 | | | (単位：百万クローネ) 2016年 | | |
|-------------------|----------------------|---------------------|-------|----------------------|---------------------|-------|
| | 個別的に測定された債権に対する個別引当金 | 一括で測定された債権に対する個別引当金 | 一括引当金 | 個別的に測定された債権に対する個別引当金 | 一括で測定された債権に対する個別引当金 | 一括引当金 |
| | 期首引当金残高 | -39 | -20 | -176 | -43 | -38 |
| 当年度個別引当金 | - | -1 | | - | - | |
| 過年度の引当金の戻入れ | 12 | 3 | | 4 | 16 | |
| 確定貸倒損失に使用された個別引当金 | - | 0 | | - | 2 | |
| 一括引当金への割当/戻入れ | | | 12 | | | -4 |
| 期末引当金残高 | -27 | -18 | -164 | -39 | -20 | -176 |

注15．債券およびその他利付有価証券

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|-------------------|---------------|---------------|--------------------|---------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 保有の発行者等別内訳： | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 上場有価証券： | | | | |
| 公的機関による発行： | | | | |
| 政府、国際機関および政府機関 | 2,495 | 1,753 | 2,495 | 1,753 |
| その他の公的発行者 | 9,201 | 7,157 | 9,201 | 7,157 |
| その他の借手による発行： | | | | |
| スウェーデンの抵当機関 | 30,360 | 31,598 | 30,360 | 31,598 |
| その他の外国の発行者 | 5,397 | 5,657 | 5,397 | 5,657 |
| その他の外国の発行者（政府保証付） | 2,311 | 2,686 | 2,311 | 2,686 |
| 上場有価証券合計 | 49,764 | 48,851 | 49,764 | 48,851 |
| 合計 | 49,764 | 48,851 | 49,764 | 48,851 |

注16. デリバティブ

(単位：百万クローネ)

| | グループ | | | | | | 親会社 | | | | | |
|-------------------------------|--------------|-------------|----------------|--------------|--------------|----------------|--------------|--------------|----------------|--------------|--------------|----------------|
| | 2017年 | | | 2016年 | | | 2017年 | | | 2016年 | | |
| | 資産の 公正価値 | 負債の 公正価値 | 想定 元本 | 資産の 公正価値 | 負債の 公正価値 | 想定 元本 | 資産の 公正価値 | 負債の 公正価値 | 想定 元本 | 資産の 公正価値 | 負債の 公正価値 | 想定 元本 |
| 公正価値ヘッジにおけるデリバティブ | | | | | | | | | | | | |
| 金利関連 | | | | | | | | | | | | |
| - 金利スワップ | 1,921 | 667 | 205,918 | 3,171 | 1,014 | 169,217 | 658 | 255 | 63,167 | 887 | 422 | 53,291 |
| 通貨関連 | 511 | 57 | 9,873 | 827 | 273 | 22,981 | 474 | - | 8,174 | 372 | 38 | 8,551 |
| 合計 | 2,432 | 724 | 215,791 | 3,998 | 1,287 | 192,198 | 1,132 | 255 | 71,341 | 1,259 | 460 | 61,842 |
| キャッシュフロー・ヘッジにおけるデリバティブ | | | | | | | | | | | | |
| 金利関連 | | | | | | | | | | | | |
| - 金利スワップ | 388 | 182 | 59,737 | 610 | 17 | 36,637 | - | 96 | 9,833 | - | 17 | 4,789 |
| 通貨関連 | 2,731 | 3 | 64,959 | 1,305 | 1 | 43,865 | 699 | - | 14,498 | 369 | 1 | 12,296 |
| 合計 | 3,119 | 185 | 124,696 | 1,915 | 18 | 80,502 | 699 | 96 | 24,331 | 369 | 18 | 17,085 |
| その他のデリバティブ | | | | | | | | | | | | |
| 金利関連 | | | | | | | | | | | | |
| - 金利スワップ | 116 | 410 | 29,829 | 162 | 669 | 16,566 | 2,156 | 2,528 | 432,064 | 3,139 | 3,727 | 287,372 |
| 通貨関連 | 163 | 324 | 16,093 | 117 | 501 | 15,667 | 2,253 | 2,461 | 118,537 | 1,454 | 1,870 | 83,061 |
| 合計 | 279 | 734 | 45,922 | 279 | 1,170 | 32,233 | 4,409 | 4,989 | 550,601 | 4,593 | 5,597 | 370,433 |

通貨金利スワップは、通貨関連に分類される。

デリバティブの残存期間別内訳 (簿価)

(単位：百万クローネ)

| | グループ | | | | 親会社 | | | |
|------------|--------------|----------------|--------------|----------------|------------|----------------|------------|----------------|
| | 2017年 | | 2016年 | | 2017年 | | 2016年 | |
| | 公正価値 | 想定元本 | 公正価値 | 想定元本 | 公正価値 | 想定元本 | 公正価値 | 想定元本 |
| 3ヵ月以内 | -118 | 22,062 | 460 | 40,864 | -139 | 34,012 | -6 | 28,269 |
| 3ヵ月超12ヵ月以下 | 804 | 70,986 | -144 | 22,023 | 699 | 109,786 | -64 | 32,794 |
| 1年超5年以下 | 2,859 | 230,928 | 3,020 | 214,434 | 394 | 385,192 | 336 | 336,891 |
| 5年超 | 642 | 62,433 | 381 | 27,611 | -54 | 117,283 | -120 | 51,406 |
| 合計 | 4,187 | 386,409 | 3,717 | 304,932 | 900 | 646,273 | 146 | 449,360 |

注17. グループ会社の株式および持分参加証券

親会社

(単位：百万クローネ)

| 2017年 | | | | | |
|---|-------------|--------|---------|-------------|--------|
| | 法人登記番号 | 取得価額 | 株式数 | 持分比率 (%) | 簿価 |
| スウェーデンの信用機関 | | | | | |
| AB Sveriges Säkerställda Obligationer (publ)(スウェーデン・カバード・ボンド・コーポレーション (SCBC))、ソルナ | 556645-9755 | 10,300 | 500,000 | 100 | 10,300 |
| その他企業 | | | | | |
| Booli Search Technologies AB、ストックホルム | 556733-0567 | 86 | 222,796 | 68 | 86 |

(単位：百万クローネ)

| 2016年 | | | | | |
|---|-------------|--------|---------|-------------|--------|
| | 法人登記番号 | 取得価額 | 株式数 | 持分比率 (%) | 簿価 |
| スウェーデンの信用機関 | | | | | |
| AB Sveriges Säkerställda Obligationer (publ)(スウェーデン・カバード・ボンド・コーポレーション (SCBC))、ソルナ | 556645-9755 | 10,300 | 500,000 | 100 | 10,300 |
| その他企業 | | | | | |
| Booli Search Technologies AB、ストックホルム | 556733-0567 | 86 | 222,796 | 69 | 86 |

2016年1月14日、当社は、Booli Search Technologies ABの株式の70.92%を取得した。2016年第4四半期中に、Booliの既存の株式オプション制度が行使され、当社の持分が70.92%から69.34%に低下した。2017年、株式オプション制度の最終分が行使され、Booliに対する当社の持分はさらに低下し、67.61%となった。

注18. 無形資産

(単位：百万クローネ)

| | グループ | | | | | | | |
|------------------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|------------|------------|
| | 2017年 | | | | 2016年 | | | |
| | のれん | 商標 | ソフト ウェア | 合計 | のれん | 商標 | ソフト ウェア | 合計 |
| 期首現在取得価額 | 75 | 3 | 124 | 202 | - | - | 423 | 423 |
| 子会社の取得 | - | - | - | - | 75 | 3 | 3 | 81 |
| 当期中の取得 | - | - | 50 | 50 | - | - | 33 | 33 |
| 当期中の売却および処分 | - | - | - | - | - | - | -335 | -335 |
| 期末現在取得価額 | 75 | 3 | 174 | 252 | 75 | 3 | 124 | 202 |
| 期首現在償却額 | - | -0 | -50 | -50 | - | - | -204 | -204 |
| 計画に基づく当期中の償却 | - | -1 | -19 | -20 | - | -0 | -18 | -18 |
| 当期中の売却および処分 | - | - | - | - | - | - | 172 | 172 |
| 期末現在償却累計額 | - | -1 | -69 | -70 | - | -0 | -50 | -50 |
| 期首現在減損 | - | - | - | - | - | - | -163 | -163 |
| 当期中の減損 | - | - | -3 | -3 | - | - | - | - |
| 当期中の売却および処分 | - | - | - | - | - | - | 163 | 163 |
| 期末現在減損累計額 | - | - | -3 | -3 | - | - | - | - |
| 正味簿価 | 75 | 2 | 102 | 179 | 75 | 3 | 74 | 152 |

(単位：百万クローネ)

| | 親会社 | | | | | | | |
|------------------|----------|----------|------------|------------|----------|----------|------------|------------|
| | 2017年 | | | | 2016年 | | | |
| | のれん | 商標 | ソフト ウェア | 合計 | のれん | 商標 | ソフト ウェア | 合計 |
| 期首現在取得価額 | - | - | 54 | 54 | - | - | 81 | 81 |
| 当期中の取得 | - | - | - | - | - | - | 24 | 24 |
| 当期中の売却および処分 | - | - | -1 | -1 | - | - | -51 | -51 |
| 期末現在取得価額 | - | - | 53 | 53 | - | - | 54 | 54 |
| 期首現在償却額 | - | - | -23 | -23 | - | - | -68 | -68 |
| 計画に基づく当期中の償却 | - | - | -4 | -4 | - | - | -6 | -6 |
| 当期中の売却および処分 | - | - | - | - | - | - | 51 | 51 |
| 期末現在償却累計額 | - | - | -27 | -27 | - | - | -23 | -23 |
| 正味簿価 | - | - | 26 | 26 | - | - | 31 | 31 |

子会社であるBooli Search Technologies ABの取得によるのれん、商標およびソフトウェアに関する情報については、注39「企業結合」を参照されたい。その他のソフトウェアは、社内で創出された無形資産に関連するものであり、連結財務書類に計上される。無形資産は、毎年減損テストを行わなければならない。減損テストに当たり、使用価値は、リスクフリー金利および対象となる資産に関連するリスクを考慮した割引係数を使用して、見積将来キャッシュフローを割り引くことにより計算される。

当期におけるのれんの減損テストは、貸付額の増加および費用節減という形で今後期待される相乗効果ならびに割引率12%（12%）（税引後）（税引前の14%（14%）に相当する。）に基づいている。最初の5年間の見積将来キャッシュフローは、予想される貸付額の増加および費用節減に基づいており、それ以降は、貸付額の増加または費用節減がないと仮定している。当期の減損テストにおいて、のれんの使用価値は簿価を優に上回っていた。将来の貸付額の増加および割引率の仮定が、かかる計算の最も重要な変数であった。かかる仮定が合理的に変更された場合も、のれんの簿価は影響を受けない。

注19．有形固定資産

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|----------------------|------------|------------|--------------------|------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 期首現在取得価額 | 44 | 183 | 44 | 183 |
| 当期中の取得 | 4 | 5 | 4 | 5 |
| 当期中の売却 | 0 | -1 | 0 | -1 |
| 当期中の処分 | -1 | -143 | -1 | -143 |
| 期末現在取得価額 | 47 | 44 | 47 | 44 |
| 期首現在減価償却額 | -28 | -163 | -28 | -163 |
| 計画に基づく当期中の減価償却 | -8 | -9 | -8 | -9 |
| 当期中の売却 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 当期中の処分 | 1 | 143 | 1 | 143 |
| 計画に基づく減価償却累計額 | -35 | -28 | -35 | -28 |
| 正味簿価 | 12 | 16 | 12 | 16 |

注20．その他資産

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|--------------------------|-----------|------------|--------------------|------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 税資産 | - | 497 | - | 143 |
| その他 | 65 | 53 | 45 | 36 |
| 合計 | 65 | 550 | 45 | 179 |
| <i>その他資産の残存期間別内訳（簿価）</i> | | | | |
| 1年以下 | 65 | 550 | 45 | 179 |
| 合計 | 65 | 550 | 45 | 179 |

注21．前払費用および未収収益

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|--------------------------------|------------|------------|--------------------|------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 前払費用 | 61 | 49 | 53 | 47 |
| 未収利息 | 712 | 786 | 704 | 700 |
| 未収保証金 | 19 | 14 | 2 | 6 |
| その他未収収益 | 24 | 17 | 12 | 8 |
| 合計 | 816 | 866 | 771 | 761 |
| <i>前払費用および未収収益の残存期間別内訳（簿価）</i> | | | | |
| 1年以下 | 803 | 862 | 770 | 752 |
| 1年超 | 13 | 4 | 1 | 9 |
| 合計 | 816 | 866 | 771 | 761 |

注22．信用機関に対する負債

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|-----------------|--------------|--------------|--------------------|--------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| スウェーデン・クローネ建て負債 | 954 | 498 | - | - |
| 外貨建て負債 | 4,720 | 4,191 | 4,720 | 4,191 |
| 合計 | 5,674 | 4,689 | 4,720 | 4,191 |
| うち：レボ | 929 | 498 | - | - |

注23．一般からの預金

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|-------------|----------------|---------------|--------------------|---------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 個人顧客 | 75,122 | 65,501 | 75,122 | 65,501 |
| テナント所有者協同組合 | 7,960 | 7,548 | 7,960 | 7,548 |
| 法人 | 28,813 | 23,720 | 28,813 | 23,720 |
| 合計 | 111,895 | 96,769 | 111,895 | 96,769 |

注24．発行済債券など

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|--------------------------|----------------|----------------|--------------------|---------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| コマーシャル・ペーパー： | | | | |
| スウェーデン・クローネ建てコマーシャル・ペーパー | | | | |
| - 償却原価 | 700 | 301 | 700 | 301 |
| 外貨建てコマーシャル・ペーパー | | | | |
| - 償却原価 | 4,788 | 8,526 | 4,788 | 8,526 |
| 合計 | 5,488 | 8,827 | 5,488 | 8,827 |
| 債券： | | | | |
| スウェーデン・クローネ建て債券 | | | | |
| - 償却原価 | 76,789 | 81,752 | 18,437 | 22,664 |
| - 公正価値ヘッジ | 98,786 | 76,579 | 7,797 | 6,011 |
| 外貨建て債券 | | | | |
| - 償却原価 | 75,516 | 50,416 | 22,380 | 17,504 |
| - 公正価値ヘッジ | 17,938 | 29,833 | 16,261 | 16,468 |
| 合計 | 269,029 | 238,580 | 64,875 | 62,647 |
| 発行済債券等合計 | 274,517 | 247,407 | 70,363 | 71,474 |
| うち： | | | | |
| カバード・ボンド | 204,153 | 175,933 | - | - |

当社の長期資金調達プログラムにおける債券借入の条件には、スウェーデン王国が当社の株式の過半数を所有しなくなり、またスウェーデン王国が、かかる所有権の変更前に当該債券から生じる当社の契約義務を保証するための措置を講じていないかまたは債券の所持人が現行の契約条件の記載どおりにそれを承認する場合に、債券の所持人がかかる借入プログラムにおいて発行されたその債券について期限前償還を要求する可能性が含まれている。ただし、長期資金調達プログラムの下で発行された劣後債務およびその他Tier1資本商品は、上記の条件を含んでいない。かかるプログラムの下での償還請求権付調達資金の合計額は、2017年12月31日現在で64.5十億クローネ（61.9十億クローネ）であった。

注25．その他負債

| | グループ | (単位：百万クローネ) 親会社 |
|--|------|--------------------|
|--|------|--------------------|

| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 買掛金 | 36 | 40 | 36 | 40 |
| 職員源泉徴収税 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 職員に対する債務 | 234 | 202 | 221 | 189 |
| その他 | 150 | 96 | 110 | 96 |
| 合計 | 429 | 347 | 376 | 334 |

その他負債の残存期間別内訳（簿価）

| | | | | |
|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 1年以下 | 429 | 347 | 376 | 334 |
| 合計 | 429 | 347 | 376 | 334 |

注26．未払費用および繰延収益

| | グループ | | （単位：百万クローネ） 親会社 | |
|-----------|--------------|--------------|--------------------|------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 未払利息費用 | 1,539 | 1,842 | 236 | 274 |
| その他未払費用 | 158 | 133 | 113 | 99 |
| 合計 | 1,697 | 1,975 | 349 | 373 |

未払費用および繰延収益の残存期間別内訳
（簿価）

| | | | | |
|-----------|--------------|--------------|------------|------------|
| 1年以下 | 1,697 | 1,975 | 349 | 373 |
| 合計 | 1,697 | 1,975 | 349 | 373 |

注27．繰延税金

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|-----------------------------|------------|-------------|--------------------|------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 以下の一時差異に関する繰延税金資産(+)/負債(-)： | | | | |
| - 株式 | -93 | -65 | -80 | -50 |
| - ヘッジ手段 | 3 | -148 | 22 | 7 |
| - 無形資産 | -16 | -10 | - | - |
| - 年金積立金 | 21 | 14 | - | - |
| - その他 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 合計 | -83 | -207 | -56 | -41 |
| 繰延税金の増減： | | | | |
| 損益計算書における繰延税金 | -35 | -89 | -30 | -97 |
| その他の包括利益に直接計上された項目に帰属する繰延税金 | 159 | -71 | 15 | 4 |
| 合計 | 124 | -160 | -15 | -93 |
| 繰延税金の予想満期日別内訳（簿価） | | | | |
| 1年超 | -83 | -207 | -56 | -41 |
| 合計 | -83 | -207 | -56 | -41 |

注28．引当金

| | (単位：百万クローネ) | |
|-----------------|-------------|------------|
| | グループ | |
| | 2017年 | 2016年 |
| 年金積立金 | -78 | -52 |
| 年金に係る特別使用者拠出金積立 | -19 | -13 |
| 合計 | -97 | -65 |

年金積立金

確定給付型年金制度の概要

| | (単位：百万クローネ) | |
|----------------------------|-------------|-----------|
| | グループ | |
| | 2017年 | 2016年 |
| 債務の現在価値（期末残高） | 433 | 390 |
| 制度資産の公正価値 | -355 | -338 |
| 年金積立金（特別使用者拠出金を除く。） | 78 | 52 |

債務の現在価値の増減の調整

| | (単位：百万クローネ) | |
|-----------------------|-------------|------------|
| | グループ | |
| | 2017年 | 2016年 |
| 債務の現在価値（期首残高） | 390 | 326 |
| 当年度中の役務に関する費用 | 7 | 7 |
| 支払利息 | 11 | 12 |
| 財務上の見積りの変更起因する利益 / 損失 | 34 | 57 |
| 経験に基づく利益 / 損失 | -1 | -3 |
| 制度からの年金支払い | -11 | -9 |
| 人口統計上の仮定による利益 / 損失 | 3 | - |
| 債務の現在価値（期末残高） | 433 | 390 |

確定給付債務の加重平均期間は20.05年である。

制度資産の変動の調整

| | (単位：百万クローネ) | |
|-----------------------------------|-------------|------------|
| | グループ | |
| | 2017年 | 2016年 |
| 制度資産の公正価値（期首残高） | 338 | 314 |
| 受取利息 | 10 | 11 |
| 制度資産に係る収益（支払利息 / 受取利息に含まれる金額を除く。） | 4 | 8 |
| 雇用者による支払保険料 | 14 | 14 |
| 制度からの年金支払い | -11 | -9 |
| 制度資産の公正価値（期末残高） | 355 | 338 |

制度資産の分配

(単位：%)

| | グループ | |
|--------------|------------|------------|
| | 2017年 | 2016年 |
| スウェーデン株式 | 2 | 2 |
| 外国株式 | 7 | 2 |
| 国債および政府保証付債券 | 28 | 32 |
| 抵当機関 | 18 | 24 |
| 社債 | 34 | 32 |
| 不動産およびインフラ | 11 | 8 |
| 合計 | 100 | 100 |

確定給付型年金制度はSPP Pension och Forsakring ABの保険によりカバーされている。株式、利付金融商品および不動産への投資を通じて、保険資本は金融市場の動向に連動する。価値の増加の保証を確保しつつ安定した高いリターンを得ることを目的として管理が行われている。

財務上および人口統計上の仮定

(単位：%)

| | グループ | |
|-----------------|-------|-------|
| | 2017年 | 2016年 |
| <i>財務上の仮定</i> | | |
| 割引率 | 2.50 | 2.90 |
| 年間昇給率 | 3.00 | 3.00 |
| 年間インフレ率 | 2.00 | 2.00 |
| 所得基準額の年間増加率 | 3.00 | 3.00 |
| 年金支払額の年間増加率 | 2.00 | 2.00 |
| <i>人口統計上の仮定</i> | | |
| 退職発生率 | 8.00 | 9.00 |
| 死亡率統計表 | DUS14 | DUS14 |

仮定の感応度分析

(単位：百万クローネ)

| | グループ | |
|--------------|-------|-------|
| | 2017年 | 2016年 |
| 割引率 | | |
| 仮定(単位：%) | 3.50 | 3.90 |
| 債務の現在価値 | 355 | 321 |
| 当期中の役務に関する費用 | 6 | 6 |
| 支払利息 | 12 | 12 |
| | | |
| 仮定(単位：%) | 1.50 | 1.90 |
| 債務の現在価値 | 539 | 484 |
| 当期中の役務に関する費用 | 10 | 10 |
| 支払利息 | 8 | 9 |

上記の感応度分析は、他のすべての仮定を一定に保ったままで1つの仮定を変更した場合に基づいている。確定給付型債務の感応度の計算においては、計上された年金積立金の計算と同一の手法が適用される。

年金の詳細については、注1「会計方針」および注7「人件費」を参照されたい。

注29. 劣後債務および資本商品

親会社およびグループ

| 借入番号 | 通貨 | 額面金額 | 額面金額残高 | 当社の 最初の 償還 可能年 | 2017年 12月31日 現在利率 (%) | 満期日 | 簿価 (単位：百万 クローネ) | |
|-----------------------------------|-------------|---------------|---------------|-------------------------|--------------------------------|-------------|-----------------------|-------|
| | | | | | | | 2017年 | 2016年 |
| 劣後債 | | | | | | | | |
| 劣後債 1 ⁽¹⁾ | スウェーデン・クローネ | 800,000,000 | - | 2017 | 3ヵ月物 STIBOR+2.650 | 2022年11月16日 | - | 800 |
| 劣後債 2 ⁽¹⁾ | スウェーデン・クローネ | 200,000,000 | - | 2017 | 4.180 | 2022年11月16日 | - | 200 |
| 劣後債 3 ⁽²⁾ | スウェーデン・クローネ | 400,000,000 | 400,000,000 | 2020 | 3.825 | 無期限 | 398 | 397 |
| 劣後債 4 | スウェーデン・クローネ | 1,100,000,000 | 1,100,000,000 | 2020 | 3ヵ月物 STIBOR+3.250 | 無期限 | 1,095 | 1,093 |
| 劣後債 5 | スウェーデン・クローネ | 1,000,000,000 | 1,000,000,000 | 2020 | 3ヵ月物 STIBOR+1.300 | 2025年6月11日 | 998 | 998 |
| 劣後債 6 ⁽³⁾ | スウェーデン・クローネ | 600,000,000 | 600,000,000 | 2020 | 2.250 | 2025年11月10日 | 601 | 601 |
| 劣後債 7 | スウェーデン・クローネ | 1,850,000,000 | 1,850,000,000 | 2020 | 3ヵ月物 STIBOR+1.900 | 2025年11月10日 | 1,850 | 1,850 |
| 合計 | | | | | | | 4,942 | 5,939 |
| その他Tier1 資本商品 (資本) | | | | | | | | |
| 劣後債 8 | スウェーデン・クローネ | 725,000,000 | 725,000,000 | 2021 | 3ヵ月物 STIBOR+4.750 | 無期限 | 725 | 725 |
| 劣後債 9 ⁽⁴⁾ | スウェーデン・クローネ | 775,000,000 | 775,000,000 | 2021 | 5.052 | 無期限 | 775 | 775 |
| 合計 | | | | | | | 1,500 | 1,500 |

(1)この借入は、償還が可能となり次第、すなわち2017年11月16日に全額返済された。

- (2) 利率：2015年3月16日から2020年3月16日まで：3.825%。その後の期間：3ヵ月物STIBOR+3.250%に相当する変動利率。
- (3) 利率：2015年11月10日から2020年11月10日まで：2.250%。その後の期間：3ヵ月物STIBOR+1.900%に相当する変動利率。
- (4) 利率：2016年5月17日から2021年6月17日まで：5.052%。その後の期間：3ヵ月物STIBOR+4.750%に相当する変動利率。

劣後債は、親会社の他の債務に劣後する債務であり、他の非劣後債権者が支払いを受けた後にのみ支払いを受領する権利が付されている。劣後債スウェーデン・クローネ3、スウェーデン・クローネ4、スウェーデン・クローネ8およびスウェーデン・クローネ9は、その他の劣後債務に劣後する（その他Tier1資本商品と称される。）。より最近の規制枠組みに従い発行され、その他Tier1資本として自己資本に含まれる資本商品は、スウェーデン・クローネ3およびスウェーデン・クローネ4（劣後債務として認識される。）ならびにスウェーデン・クローネ8およびスウェーデン・クローネ9（資本として認識される。）からなっていた。劣後債務または資本としてそれぞれ認識される劣後債の決定的な違いは、劣後債務として認識される劣後債には、規制当局が一定の条件下でその他Tier1商品として自己資本に含めることを認めなくなった場合に金利を支払う義務が生じるという条件が含まれていることである。

未償還の劣後債（資本商品）は、親会社および当グループの自己資本比率を計算する際に、自己資本に含まれる。

当社の劣後債の条件に係る詳細については、www.sbab.seおよび注2i「リスク管理 - 自己資本比率分析」を参照されたい。

注30．資本

株式資本は、1,958,300,000クローネであった。2017年12月31日現在、株式数は19,583株（19,583株）であり、1株当たり100,000クローネに分割されていた。株式はすべてスウェーデン王国が所有している。配当金は、会社法の規定に従って理事会により提案され、年次株主総会で決定される。2017年には、683,740,445クローネの配当金の提案がなされた。注40を参照されたい。資本に関する詳細は、81ページ（訳注：英文版の年次報告書のページである。）の「資本変動計算書」に記載されている。

準備金 / 公正価値準備金の変動計算書

準備金

| | （単位：百万クローネ） | |
|--------------------------|-------------|-------|
| | グループ | |
| | 2017年 | 2016年 |
| 期首現在の売却可能金融資産 | 145 | -9 |
| 期中の価値の未実現変動 | 146 | 216 |
| 期中の損益への振替え | -28 | -18 |
| 変動に帰属する税金 | -26 | -44 |
| 期末現在の売却可能金融資産 | 237 | 145 |
| 期首現在のキャッシュフロー・ヘッジ | 526 | 236 |
| 期中の価値の未実現変動 | 1,424 | 793 |
| 期中の損益への振替え | -2,111 | -422 |
| 変動に帰属する税金 | 151 | -81 |
| 期末現在のキャッシュフロー・ヘッジ | -10 | 526 |
| 期首現在の確定給付型年金制度 | -9 | 37 |
| 確定給付型年金制度の再評価の影響 | -38 | -58 |
| 変動に帰属する税金 | 8 | 12 |
| 期末現在の確定給付型年金制度 | -39 | -9 |
| 合計 | 188 | 662 |

公正価値準備金

| | （単位：百万クローネ） | |
|--------------------------|-------------|-------|
| | 親会社 | |
| | 2017年 | 2016年 |
| 期首現在の売却可能金融資産 | 145 | -9 |
| 期中の価値の未実現変動 | 146 | 216 |
| 期中の損益への振替え | -28 | -18 |
| 変動に帰属する税金 | -26 | -44 |
| 期末現在の売却可能金融資産 | 237 | 145 |
| 期首現在のキャッシュフロー・ヘッジ | -27 | -5 |
| 期中の価値の未実現変動 | 353 | 58 |
| 価値の実現変動（損益に振替え） | -421 | -86 |
| 変動に帰属する税金 | 15 | 6 |
| 期末現在のキャッシュフロー・ヘッジ | -80 | -27 |
| 合計 | 157 | 118 |

準備金および公正価値準備金に係る詳細は、注1「会計方針」の「売却可能金融資産」、「キャッシュフロー・ヘッジ」および「年金」に記載されている。

注31．自己負債のために担保権が設定された資産

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|-----------|----------------|----------------|--------------------|--------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 貸付債権 | 282,026 | 240,086 | - | - |
| その他債権 | 482 | 113 | 482 | 113 |
| 有価証券 | 1,913 | 1,249 | 1,913 | 1,249 |
| 合計 | 284,421 | 241,448 | 2,395 | 1,362 |

担保権が設定された資産のうち、282.0十億クローネ（240.1十億クローネ）は、合計204.2十億クローネ（175.9十億クローネ）のカバード・ボンドに対する担保プールからなる。

担保権が設定された貸付債権は、主に、SCBCが発行したカバード・ボンドの保有者およびSCBCの担保権が設定されたデリバティブの相手方の利益となる登録担保プールからなる。当社が支払不能となった場合、カバード・ボンドの保有者および担保権が設定されたデリバティブの相手方は、カバード・ボンド発行法および優先権法に基づいて担保権が設定された資産について優先権を有する。

注32．偶発債務

| | グループ | | (単位：百万クローネ) 親会社 | |
|-----------------------|---------------|---------------|--------------------|---------------|
| | 2017年 | 2016年 | 2017年 | 2016年 |
| 将来の支払いに関する偶発債務 | | | | |
| その他偶発債務 | | | | |
| 貸付約定およびその他信用関連偶発債務 | 43,758 | 36,829 | 43,758 | 36,829 |
| その他偶発債務 | - | - | 28,331 | 17,322 |
| 合計 | 43,758 | 36,829 | 72,089 | 54,151 |
| <i>偶発債務の残存期間別内訳</i> | | | | |
| 1年以内 | 43,758 | 32,640 | 66,935 | 49,962 |
| 1年超5年以内 | - | - | 5,154 | 4,189 |
| 合計 | 43,758 | 36,829 | 72,089 | 54,151 |

建設融資5,154百万クローネ（4,275百万クローネ）を除いた当グループの貸付約定およびその他信用関連偶発債務合計38,604百万クローネ（32,554百万クローネ）は、CCFの反映後（すなわちエクスポージャーが貸付の返済につながる、統計的に計算された蓋然性を意味する。）では10,749百万クローネ（8,659百万クローネ）に減少した。

建設融資5,154百万クローネ（4,275百万クローネ）を除いた親会社の当該額は、それぞれ38,604百万クローネ（32,554百万クローネ）および10,749百万クローネ（8,659百万クローネ）であった。親会社のその他契約義務は、子会社SCBCの流動性ファシリティに関連する契約を含んでいる。当該契約によって、SCBCは、その業務のために必要に応じて親会社から資金を借り入れることができる。

注33. 金融商品の分類

グループ

金融資産

(単位：百万クローネ)

| | 2017年 | | | | | 公正価値 合計 |
|--------------------------------------|-------------------------------|---------------|----------------|---------------|----------------|----------------|
| | FVTPLで 測定される資産 (売買目的保有) | 売却可能 金融資産 | 貸付債権 | 満期保有 投資 | 合計 | |
| 現金および中央銀行預け金 残高 | | | 0 | | 0 | 0 |
| 担保適格財務省短期証券な ど | 5,386 | 7,966 | | 9,600 | 22,952 | 22,953 |
| 信用機関への貸付 | | | 1,867 | | 1,867 | 1,867 |
| 一般への貸付 | | | 335,111 | | 335,111 | 335,800 |
| マクロ・ヘッジにおける金 利リスク・ヘッジ対象の価 値の変動 | | | 191 | | 191 | - |
| 債券およびその他利付有価 証券 | 7,425 | 33,715 | | 8,624 | 49,764 | 49,822 |
| デリバティブ | 5,830 | | | | 5,830 | 5,830 |
| その他資産 | | | 65 | | 65 | 65 |
| 前払費用および未収収益 | 120 | 461 | 147 | 32 | 760 | 760 |
| 合計 | 18,761 | 42,142 | 337,381 | 18,256 | 416,540 | 417,097 |

(単位：百万クローネ)

| | 2016年 | | | | | 公正価値 合計 |
|--------------------------------------|-------------------------------|---------------|----------------|---------------|----------------|----------------|
| | FVTPLで 測定される資産 (売買目的保有) | 売却可能 金融資産 | 貸付債権 | 満期保有 投資 | 合計 | |
| 現金および中央銀行預け金 残高 | | | 0 | | 0 | 0 |
| 担保適格財務省短期証券な ど | 7,135 | 13,357 | | | 20,492 | 20,492 |
| 信用機関への貸付 | | | 1,619 | | 1,619 | 1,619 |
| 一般への貸付 | | | 296,022 | | 296,022 | 297,118 |
| マクロ・ヘッジにおける金 利リスク・ヘッジ対象の価 値の変動 | | | 396 | | 396 | - |
| 債券およびその他利付有価 証券 | 9,101 | 28,554 | | 11,196 | 48,851 | 48,913 |
| デリバティブ | 6,192 | | | | 6,192 | 6,192 |
| 株式および持分参加証券 | | | | | | |
| その他資産 | | | 52 | | 52 | 52 |
| 前払費用および未収収益 | 157 | 453 | 144 | 67 | 821 | 821 |
| 合計 | 22,585 | 42,364 | 298,233 | 11,263 | 374,445 | 375,207 |

グループ

金融負債

(単位：百万クローネ)

| | 2017年 | | | 公正価値 合計 |
|-------------|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| | FVTPLで 測定される負債 (売買目的保有) | その他 金融負債 | 合計 | |
| 信用機関への負債 | | 5,674 | 5,674 | 5,674 |
| 一般からの預金 | | 111,895 | 111,895 | 111,895 |
| 発行済債券など | | 274,517 | 274,517 | 275,352 |
| デリバティブ | 1,643 | | 1,643 | 1,643 |
| その他負債 | | 249 | 249 | 249 |
| 未払費用および繰延収益 | | 1,671 | 1,671 | 1,671 |
| 劣後債務 | | 4,942 | 4,942 | 4,960 |
| 合計 | 1,643 | 398,948 | 400,591 | 401,444 |

(単位：百万クローネ)

| | 2016年 | | | 公正価値 合計 |
|-------------|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| | FVTPLで 測定される負債 (売買目的保有) | その他 金融負債 | 合計 | |
| 信用機関への負債 | | 4,689 | 4,689 | 4,689 |
| 一般からの預金 | | 96,769 | 96,769 | 96,769 |
| 発行済債券など | | 247,407 | 247,407 | 249,331 |
| デリバティブ | 2,475 | | 2,475 | 2,475 |
| その他負債 | | 219 | 219 | 219 |
| 未払費用および繰延収益 | | 1,952 | 1,952 | 1,952 |
| 劣後債務 | | 5,939 | 5,939 | 5,967 |
| 合計 | 2,475 | 356,975 | 359,450 | 361,402 |

親会社

金融資産

(単位：百万クローネ)

| | 2017年 | | | | | 公正価値 合計 |
|--------------------------------------|-------------------------------|---------------|----------------|---------------|----------------|----------------|
| | FVTPLで 測定される資産 (売買目的保有) | 売却可能 金融資産 | 貸付債権 | 満期保有 投資 | 合計 | |
| 現金および中央銀行預け金残高 | | | 0 | | 0 | 0 |
| 担保適格財務省短期証券など | 5,386 | 7,966 | | 9,600 | 22,952 | 22,953 |
| 信用機関への貸付 | | | 94,302 | | 94,302 | 94,302 |
| 一般への貸付 | | | 22,912 | | 22,912 | 23,010 |
| マクロ・ヘッジにおける金利 リスク・ヘッジ対象の価値の 変動 | | | | | | |
| 債券およびその他利付有価証 券 | 7,425 | 33,715 | | 8,624 | 49,764 | 49,822 |
| デリバティブ | 6,240 | | | | 6,240 | 6,240 |
| 株式および持分参加証券 | | | | | | |
| その他資産 | | | 45 | | 45 | 45 |
| 前払費用および未収収益 | 120 | 461 | 105 | 32 | 718 | 718 |
| 合計 | 19,171 | 42,142 | 117,364 | 18,256 | 196,933 | 197,090 |

(単位：百万クローネ)

| | 2016年 | | | | | 公正価値 合計 |
|--------------------------------------|-------------------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| | FVTPLで 測定される資産 (売買目的保有) | 売却可能 金融資産 | 貸付債権 | 満期保有 投資 | 合計 | |
| 現金および中央銀行預け金残高 | | | 0 | | 0 | 0 |
| 担保適格財務省短期証券など | 7,135 | 13,357 | | | 20,492 | 20,492 |
| 信用機関への貸付 | | | 1,507 | | 1,507 | 1,507 |
| 一般への貸付 | | | 51,577 | | 51,577 | 51,752 |
| マクロ・ヘッジにおける金利 リスク・ヘッジ対象の価値の 変動 | | | | | | |
| 債券およびその他利付有価証 券 | 9,101 | 28,554 | | 11,196 | 48,851 | 48,913 |
| デリバティブ | 6,221 | | | | 6,221 | 6,221 |
| 株式および持分参加証券 | | | | | | |
| その他資産 | | | 36 | | 36 | 36 |
| 前払費用および未収収益 | 157 | 453 | 39 | 67 | 715 | 715 |
| 合計 | 22,614 | 42,364 | 53,159 | 11,263 | 129,399 | 129,636 |

親会社

金融負債

(単位：百万クローネ)

| | 2017年 | | | 公正価値合計 |
|-------------|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| | FVTPLで 測定される負債 (売買目的保有) | その他 金融負債 | 合計 | |
| 信用機関への負債 | | 4,720 | 4,720 | 4,720 |
| 一般からの預金 | | 111,895 | 111,895 | 111,895 |
| 発行済債券など | | 70,363 | 70,363 | 70,506 |
| デリバティブ | 5,340 | | 5,340 | 5,340 |
| その他負債 | | 228 | 228 | 228 |
| 未払費用および繰延収益 | | 323 | 323 | 323 |
| 劣後債務 | | 4,942 | 4,942 | 4,942 |
| 合計 | 5,340 | 192,471 | 197,811 | 197,954 |

(単位：百万クローネ)

| | 2016年 | | | 公正価値合計 |
|-------------|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| | FVTPLで 測定される負債 (売買目的保有) | その他 金融負債 | 合計 | |
| 信用機関への負債 | | 4,191 | 4,191 | 4,191 |
| 一般からの預金 | | 96,769 | 96,769 | 96,769 |
| 発行済債券など | | 71,474 | 71,474 | 71,657 |
| デリバティブ | 6,075 | | 6,075 | 6,075 |
| その他負債 | | 206 | 206 | 206 |
| 未払費用および繰延収益 | | 349 | 349 | 349 |
| 劣後債務 | | 5,939 | 5,939 | 5,967 |
| 合計 | 6,075 | 178,928 | 185,003 | 185,214 |

金融商品の公正価値測定

貸借対照表に公正価値で計上された金融商品の測定のための原則は、注1「会計方針」に述べられている。上記の「公正価値合計」の欄においては、貸借対照表に償却原価で計上されている金融商品の公正価値に関する情報も提供されている。流動債権および流動負債の簿価は公正価値と等しいと評価されている。満期保有投資は、相場価格で測定された（レベル1）。一般への貸付、発行済債券および劣後債務については、公正価値は、一般に認められた評価手法に基づいて設定されている。測定に関連して行われる計算は、可能な限り、観察可能な市場データに基づいている。使用された主な手法は、割引キャッシュ・フロー法に基づいたモデルである。発行済債券および劣後債務は、当グループの当期借入金利で測定される（レベル2）。「一般への貸付」については、測定時に観察可能な預貸金利差のデータがない場合には、割引率を設定するために、直近の条件変更日の預貸金利差が適用される（レベル3）。

注34．公正価値に関する開示

(単位：百万クローネ)

| グループ | 2017年 | | | 2016年 | | | 合計 |
|----------------|------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|---------------|
| | 市場に おける 相場価格 (レベル1) | その他 観察可能 な市場 データ (レベル2) | 観察 不能な 市場 データ (レベル3) | 市場に おける 相場価格 (レベル1) | その他 観察可能 な市場 データ (レベル2) | 観察 不能な 市場 データ (レベル3) | |
| 資産 | | | | | | | |
| 担保適格財務省短期証券など | 13,352 | - | - | 13,352 | 20,492 | - | 20,492 |
| 債券およびその他利付有価証券 | 41,140 | - | - | 41,140 | 37,655 | - | 37,655 |
| デリバティブ | - | 5,830 | - | 5,830 | - | 6,192 | 6,192 |
| 前払費用および未収収益 | 581 | - | - | 581 | 609 | - | 609 |
| 合計 | 55,073 | 5,830 | - | 60,903 | 58,756 | 6,192 | 64,948 |
| 負債 | | | | | | | |
| デリバティブ | - | 1,643 | - | 1,643 | - | 2,475 | 2,475 |
| 合計 | - | 1,643 | - | 1,643 | - | 2,475 | 2,475 |

(単位：百万クローネ)

| 親会社 | 2017年 | | | 2016年 | | | 合計 |
|----------------|------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|---------------|
| | 市場に おける 相場価格 (レベル1) | その他 観察可能 な市場 データ (レベル2) | 観察 不能な 市場 データ (レベル3) | 市場に おける 相場価格 (レベル1) | その他 観察可能 な市場 データ (レベル2) | 観察 不能な 市場 データ (レベル3) | |
| 資産 | | | | | | | |
| 担保適格財務省短期証券など | 13,352 | - | - | 13,352 | 20,492 | - | 20,492 |
| 債券およびその他利付有価証券 | 41,140 | - | - | 41,140 | 37,655 | - | 37,655 |
| デリバティブ | - | 6,240 | - | 6,240 | - | 6,220 | 6,220 |
| 前払費用および未収収益 | 581 | - | - | 581 | 609 | - | 609 |
| 合計 | 55,073 | 6,240 | - | 61,313 | 58,756 | 6,220 | 64,976 |
| 負債 | | | | | | | |
| デリバティブ | - | 5,340 | - | 5,340 | - | 6,075 | 6,075 |
| 合計 | - | 5,340 | - | 5,340 | - | 6,075 | 6,075 |

親会社およびグループ

上表では、貸借対照表において公正価値で認識される金融資産および負債は、利用される測定方法に基づいて区分されている。

2016年または2017年には、レベル間の振替えは行われなかった。

市場における相場価格（レベル1）

同一の資産および負債についての活発な市場における相場価格による測定。市場は、価格データを容易に入手することができ、これが実際の定期的に発生する取引に対応している場合には活発とみなされる。この測定手法は、建値される利付有価証券の保有および公開市場で建値されるデリバティブ（主に金利先物）について用いられる。

観察可能な市場データに基づく測定（レベル2）

レベル1に含まれる市場における相場価格を除く外部の市場情報に支援された測定。例えば、建値された金利または密接な関係のある商品の価格。主に使用される手法は、割引キャッシュフローに基づくモデルである。当該グループには、相場価格のないすべてのデリバティブが含まれる。

観察不能な市場データに部分的に基づく測定（レベル3）

モデルの重要な部分が直接市場に起因しない見積りまたは仮定に基づいている測定。現在、この手法はいずれの資産または負債にも使用されていない。

注35. 相殺に関する開示

グループ

ネットティングに関して法的拘束力を有する契約または類似の契約の対象となっているが、貸借対照表において相殺されていない金融資産および負債

(単位：百万クローネ)

| | 貸借対照表において相殺されていない関連する金額 | | | | |
|-----------|-------------------------|----------|--------------------------|---------------------|-----------|
| | 2017年 | | | | |
| | 貸借対照表 計上額 | 金融商品 | 提供(+)/受入(-) 担保 - 有価証券 | 提供(+)/受入(-) 現金担保 | 純額 |
| 資産 | | | | | |
| デリバティブ | 5,830 | -916 | -122 | -4,726 | 66 |
| レボ | 150 | -150 | - | - | - |
| 負債 | | | | | |
| デリバティブ | -1,643 | 916 | - | 715 | -12 |
| レボ | -929 | 150 | 774 | - | -5 |
| 合計 | 3,408 | - | 652 | -4,011 | 49 |

(単位：百万クローネ)

| | 貸借対照表において相殺されていない関連する金額 | | | | |
|-----------|-------------------------|----------|--------------------------|---------------------|------------|
| | 2016年 | | | | |
| | 貸借対照表 計上額 | 金融商品 | 提供(+)/受入(-) 担保 - 有価証券 | 提供(+)/受入(-) 現金担保 | 純額 |
| 資産 | | | | | |
| デリバティブ | 6,192 | -1,518 | - | -4,015 | 659 |
| レボ | 118 | -118 | - | - | - |
| 負債 | | | | | |
| デリバティブ | -2,475 | 1,518 | - | 784 | -173 |
| レボ | -498 | 118 | 380 | - | - |
| 合計 | 3,337 | - | 380 | -3,231 | 486 |

レボは、貸借対照表の「信用機関への貸付」および「信用機関に対する負債」にそれぞれ認識されている。相殺に関する詳細については、注2b「リスク管理 - 資金管理業務における信用リスク」の相手方リスクの項を参照されたい。

親会社

ネットティングに関して法的拘束力を有する契約または類似の契約の対象となっているが、貸借対照表において相殺されていない金融資産および負債

(単位：百万クローネ)

貸借対照表において相殺されていない関連する金額

| | 2017年 | | | | |
|-----------|--------------|----------|--------------------------|---------------------|---------------|
| | 貸借対照表 計上額 | 金融商品 | 提供(+)/受入(-) 担保 - 有価証券 | 提供(+)/受入(-) 現金担保 | 純額 |
| 資産 | | | | | |
| デリバティブ | 6,240 | -1,490 | -122 | -4,704 | 76 |
| レボ | - | - | - | - | - |
| 負債 | | | | | |
| デリバティブ | -5,340 | 1,490 | - | 715 | -3,135 |
| レボ | - | - | - | - | - |
| 合計 | 900 | - | -122 | -3,989 | -3,211 |

(単位：百万クローネ)

貸借対照表において相殺されていない関連する金額

| | 2016年 | | | | |
|-----------|--------------|----------|--------------------------|---------------------|---------------|
| | 貸借対照表 計上額 | 金融商品 | 提供(+)/受入(-) 担保 - 有価証券 | 提供(+)/受入(-) 現金担保 | 純額 |
| 資産 | | | | | |
| デリバティブ | 6,221 | -2,078 | - | -4,015 | 128 |
| レボ | - | - | - | - | - |
| 負債 | | | | | |
| デリバティブ | -6,075 | 2,078 | - | 784 | -3,213 |
| レボ | - | - | - | - | - |
| 合計 | 146 | - | - | -3,231 | -3,085 |

注36．関連当事者に関する開示

当社は、スウェーデン政府が完全に所有する公開有限責任会社である。

グループ会社

AB Sveriges Säkerställda Obligationer (publ) (スウェーデン・カバード・ボンド・コーポレーション (SCBC)) および Booli Search Technologies AB は、子会社とみなされ、取得法に従って計上されるため、社内取引はグループ・レベルで相殺消去される。関連当事者との取引は、市場条件で行われている。

| 親会社 | グループ会社 | | (単位：百万クローネ) 合計 | |
|-----------|---------------|-------------|-------------------|-------------|
| | 2017年 | | | |
| | 資産 / 負債 | 受取 / 支払利息 | 資産 / 負債 | 受取 / 支払利息 |
| 信用機関への貸付 | 92,593 | 429 | 92,593 | 429 |
| デリバティブ | 574 | 106 | 574 | 106 |
| その他資産 | 89 | - | 89 | - |
| 合計 | 93,256 | 535 | 93,256 | 535 |
| デリバティブ | 3,697 | -901 | 3,697 | -901 |
| その他負債 | - | - | - | - |
| 合計 | 3,697 | -901 | 3,697 | -901 |

| 親会社 | グループ会社 | | (単位：百万クローネ) 合計 | |
|-----------|---------------|---------------|-------------------|---------------|
| | 2016年 | | | |
| | 資産 / 負債 | 受取 / 支払利息 | 資産 / 負債 | 受取 / 支払利息 |
| 信用機関への貸付 | 55,123 | 524 | 55,123 | 524 |
| デリバティブ | 645 | 434 | 645 | 434 |
| その他資産 | 2 | - | 2 | - |
| 合計 | 55,770 | 958 | 55,770 | 958 |
| デリバティブ | 3,826 | -1,215 | 3,826 | -1,215 |
| その他負債 | 1 | - | 1 | - |
| 合計 | 3,827 | -1,215 | 3,827 | -1,215 |

親会社のその他の受取手数料のうち、14百万クローネ (26百万クローネ) は、SCBCが親会社の流動性ファシリティを利用できる可能性に関するものであった。注4を参照されたい。また、親会社がグループ企業のために実施した事務サービスの手数料は757百万クローネ (716百万クローネ) であった。注6を参照されたい。当年度中、Booliはマーケティング費用0.8百万クローネ (2百万クローネ) を当社に請求し、当社は企業管理に投じた時間に係る費用0.5百万クローネ (ゼロ) をBooliに請求した。

理事会、最高業務執行役員および他の主要上級役員への貸付

| | 2017年 | | 2016年 | |
|------------------|-----------|----------|-----------|----------|
| | 貸付 | 受取利息 | 貸付 | 受取利息 |
| 主要役職員への貸付 | | | | |
| 最高業務執行役員 | - | - | - | - |
| 理事会 | 7 | 0 | 5 | 0 |
| 他の主要上級役員 | 6 | 0 | 5 | 0 |
| 合計 | 13 | 0 | 10 | 0 |

最高業務執行役員および理事会は、親会社のものを指す。該当する場合には、「他の主要上級役員」の項目に、他のグループ会社の経営責任者および理事会が含まれる。

当社の理事または行内で主要な職位にある職員に対する貸付は、他の職員が利用できない条件で行われることはない。優遇条件による貸付額合計は、不動産のLTVが85%以内という条件で、1世帯当たり2,000,000クローネを上限とする。2,000,000クローネまでの優遇貸付については、当社の現行の表示金利に対して2パーセント・ポイント割り引かれる。優遇貸付は課税対象である。割引後の金利は0.25%未満であってはならない。

| | 2017年 | | 2016年 | |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|
| | 預金 | 支払利息 | 預金 | 支払利息 |
| 主要役職員からの預金 | | | | |
| 最高業務執行役員および他の主要上級役員 | 4 | 0 | 4 | 0 |
| 理事会 | 1 | 0 | 2 | 0 |
| 合計 | 5 | 0 | 6 | 0 |

最高業務執行役員および理事会は、親会社のものを指す。該当する場合には、「他の主要上級役員」の項目に、他のグループ会社の経営責任者および理事会が含まれる。主要役員からの預金は、当社におけるその他の預金と同一の条件でなされる。

注37. 事業セグメント

事業セグメントは、IFRS第8号「事業セグメント」に準拠して報告される。すなわち、セグメント情報は、監視および統制目的で内部で適用される方法に対応する方法で表示される。当グループは、最高業務執行役員を最高業務意思決定者として認識しており、また、資源の配分に関して監視および意思決定を行うために最高業務執行役員が使用する内部報告を、表示情報の基礎として認識している。

個人向け事業部門には、個人市場部門および協力会社市場部門が含まれる。個人市場部門には、戸建住宅、別荘およびテナント所有者マンションに対する貸付ならびにすべての個人預金業務が含まれている。法人顧客およびテナント所有者協同組合部門には、主に複数世帯住宅に対する貸付および商業不動産が含まれる。資金管理業務により生じる金融取引正味損益は配分されておらず、「その他」に含まれている。費用は、配分割当を利用して各事業分野に配分されている。

グループ

セグメント別損益計算書

(単位：百万クローネ)

| | 2017年 | | | | 2016年 | | | |
|------------------------------|--------------|--------------------|------------|--------------|--------------|--------------------|-----------|--------------|
| | 個人向け | 法人顧客およびテナント所有者協同組合 | その他 | 合計 | 個人向け | 法人顧客およびテナント所有者協同組合 | その他 | 合計 |
| 正味受取利息 | 2,431 | 718 | - | 3,149 | 2,221 | 608 | - | 2,829 |
| 受取手数料 | 52 | 21 | - | 73 | 86 | 17 | - | 103 |
| 支払手数料 | -57 | -21 | - | -78 | -47 | -15 | - | -62 |
| 金融取引正味損益 | 0 | 16 | -28 | -12 | - | 4 | 44 | 48 |
| その他営業利益 | 31 | 0 | 0 | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 営業利益合計 | 2,457 | 734 | -28 | 3,163 | 2,260 | 614 | 44 | 2,918 |
| 給与および報酬 | -230 | -62 | 0 | -292 | -198 | -59 | 3 | -254 |
| その他人件費 | -167 | -47 | 0 | -214 | -152 | -44 | 1 | -195 |
| その他費用 | -345 | -77 | 0 | -422 | -333 | -84 | 4 | -413 |
| 有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損 | -24 | -7 | - | -31 | -22 | -5 | - | -27 |
| 貸倒損失(純額) | 7 | 17 | - | 24 | -13 | -5 | - | -18 |
| 営業純利益/損失 | 1,698 | 558 | -28 | 2,228 | 1,542 | 417 | 52 | 2,011 |
| 税金 | -394 | -131 | 6 | -519 | -338 | -92 | -11 | -441 |
| 税引後当期純利益/損失 | 1,304 | 427 | -22 | 1,709 | 1,204 | 325 | 41 | 1,570 |
| 株主資本利益率 | 14.4% | 8.8% | | 12.5% | 14.7% | 8.1% | | 12.3% |

法定損益計算書に関して、27百万クローネ(37百万クローネ)の費用が「その他人件費」と「その他費用」の間で振り替えられた。かかる費用は事務コンサルタントに関するものを指しており、内部モニタリングにおける「その他人件費」に関連している。

株主資本利益率は、その他Tier1商品および資本に計上委される金融商品の価値変動を調整後の平均資本に対する税引後利益の割合として計算される。2016年の比較数値は修正再表示されていない。

当グループには、単一で収益合計の10%超を占める顧客はいない。

注38．5年間の概観

親会社

(単位：百万クローネ)

| | 2017年 | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 |
|-----------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 受取利息 | 1,317 | 1,300 | 1,419 | 2,758 | 3,243 |
| 支払利息 | -1,023 | -974 | -1,258 | -2,423 | -2,960 |
| 正味受取利息 | 294 | 326 | 161 | 335 | 283 |
| その他営業利益 | 809 | 910 | 552 | 1,124 | 778 |
| 営業利益合計 | 1,103 | 1,236 | 713 | 1,459 | 1,061 |
| 有形固定資産の減価償却費および無形 資産の償却費 | -12 | -15 | -22 | -22 | -20 |
| その他営業費用 | -951 | -857 | -788 | -878 | -851 |
| 営業費用合計 | -963 | -872 | -810 | -900 | -871 |
| 貸倒損失前損益 | 140 | 364 | -97 | 559 | 190 |
| 貸倒損失(純額) | 13 | -9 | -51 | 1 | -14 |
| 営業純利益/損失 | 153 | 355 | -148 | 560 | 176 |
| 貸付ポートフォリオ ⁽¹⁾ | 22,912 | 51,577 | 81,207 | 43,866 | 48,758 |
| その他資産 | 184,498 | 143,567 | 99,466 | 113,069 | 112,937 |
| 資産合計 | 207,410 | 195,144 | 180,673 | 156,935 | 161,695 |
| 一般からの預金 | 111,895 | 96,769 | 76,639 | 60,610 | 45,869 |
| 発行済債券など | 70,363 | 71,474 | 76,925 | 68,182 | 91,316 |
| その他負債 | 10,785 | 10,973 | 11,093 | 13,495 | 10,310 |
| 繰延税金負債 | 56 | 41 | - | - | 133 |
| 劣後債務 | 4,942 | 5,939 | 7,943 | 5,946 | 5,791 |
| 株主資本 | 9,369 | 9,948 | 8,073 | 8,702 | 8,276 |
| 負債および資本合計 | 207,410 | 195,144 | 180,673 | 156,935 | 161,695 |
| 普通株式等Tier1資本比率(%) | 22.4 | 24.5 | 22.4 | 28.4 | 35.3 |

(1)親会社は、子会社スウェーデン・カバード・ボンド・コーポレーション(SCBC)に継続的に債権を譲渡している。

注39．企業結合

2016年の買収

2015年12月、当社は、Booli Search Technologies ABおよびその関連会社(以下「Booli」という。)の株式の71%を取得することに合意した。買収日は2016年1月14日であり、同日付で支配権を獲得した。残りの株式および発行済の新株予約権については、プット・オプションおよびコール・オプションの双方が付されている。プット・オプション債務は、当該契約のオプション条項に基づき権利行使価格の現在価値で計算されているため、Booliの買収については、買収日現在、非支配持分を認識していない。

Booliは、住宅市場に焦点を当てた製品およびサービスを開発している。同社のサービスには、毎週約270,000人のユニークユーザーを抱えるスウェーデン最大の不動産検索サービスの1つであるwww.booli.seが含まれている。当社は、かかる買収によって競争力、住宅ローン市場における地位および顧客への提供サービスが強化されるであろうと考えている。Booli Search Technologies ABは当社の子会社であり、個人向け事業分野の一部となる。Booliは、独立した事業部門として、Booliの商標の下で業務を行っている。

買収日付で取得した純資産

| | (単位：百万クローネ) 買収時に認識した公正価値 |
|-----------------|-----------------------------|
| 有形固定資産 | 0 |
| 無形資産、うち | 80 |
| -データベース/ソフトウェア | 3 |
| -商標 | 3 |
| -繰延税金 | -1 |
| -のれん | 75 |
| 売掛金およびその他未収金 | 3 |
| 現金および現金同等物 | 7 |
| 買掛金およびその他未払金 | -4 |
| 純資産および対価 | 86 |

対価の内訳

| | (単位：百万クローネ) 取得時の公正価値 |
|-------------------------|-------------------------|
| 現金 | 59 |
| 残りの株式および新株予約権の所有者に対する債務 | 27 |

買収時に、主に商標/ドメイン名およびソフトウェア/データベースからなる無形資産が認識された。また、買収によって、シナジー効果に起因するのれん項目も創設された。買収関連の取引費用は、損益計算書の「その他費用」の項目に計上された。

連結キャッシュ・フローに対する買収の影響の分析

| | (単位：百万クローネ) 買収時に認識した公正価値 |
|-----------------------|-----------------------------|
| 対価 | 59 |
| 決済済み： | |
| 現金および現金同等物(取得済) | 7 |
| 正味キャッシュ・アウトフロー | 52 |

注40 . 利益処分案

当社は、90,541,036クローネの税引後当期純利益を計上した。当社の貸借対照表によれば、7,019,314,418クローネが年次株主総会による処分に付された。

| | (単位 : クローネ) |
|------------|----------------------|
| 公正価値準備金 | 157,278,128 |
| その他Tier1商品 | 1,500,000,000 |
| 利益剰余金 | 5,271,495,254 |
| 当期純利益 | 90,541,036 |
| 合計 | 7,019,314,418 |

理事会が提案した利益処分案は以下のとおりである。

| | (単位 : 百万クローネ) |
|--------------------------|----------------------|
| 1株当たり34,915クローネの支払配当金、合計 | 683,740,445 |
| 翌年度繰越 | 6,335,573,973 |
| 合計 | 7,019,314,418 |

注41 . 後発事象

2018年2月15日に開催された臨時株主総会において、翌年次株主総会の終了までを任期として、ヨーン・シンクレア氏が理事に選任された。

(6) 【その他】

特になし。

(7)【スウェーデン王国の概況】

(1)概要

1)位置、面積、地形および人口

スウェーデンの国土面積は約45万平方キロメートルであり、スカンジナビア諸国中最大の国である。西側の国境はノルウェーに、北東部はフィンランドにそれぞれ接しており、東側の海岸線はバルト海に面している。スウェーデンの国土面積の半分（領海を除く。）は森林であり、耕地面積は全体の約8%、3%のみが住宅地および工業地帯で、湖沼、河川および領海がスウェーデン全域の約23%を占めている。スウェーデンはアラスカとほぼ同じ緯度上にあるが、メキシコ湾流の影響を受けて気候は一般に温暖である。

2017年末におけるスウェーデンの人口は約10百万人であり、人口密度は1平方キロメートルにつき25人であった。全人口の90%以上は国の南半分に居住している。スウェーデンの年間人口増加率は低く、1970年から平均年間人口増加率は約0.5%であった。ただし、直近の6年間においては、人口増加率は1.0%と加速している。

首都ストックホルムは東海岸にあり首都圏を含めると約2.3百万人の人口を有するスウェーデン最大の都市である。その他の大都市としては西海岸にあるヨーテボリ（人口約1.0百万人）および国の南端部近くのマルメ（人口約0.7百万人）がある。

2)政治および外交

(a)国家組織および政党

スウェーデンは議会制度に立脚した立憲君主国家である。1975年1月1日から完全施行された現行憲法の下では、国会が立法権を有し、最高の行政権執行者である首相を任命する。国王が国家元首である。

スウェーデンは三審制の裁判所組織を持つ。すなわち、民事および刑事事件について第一審を受けもつ一般管轄権を有する裁判所たる地方裁判所（Tingsrätter）。その裁判管轄権は地域によって分けられている。高等裁判所（Hovrätter）、および最高裁判所（Högsta Domstolen）である。地方裁判所の判決に対する控訴は一般的に高等裁判所に対して行うことができる。高等裁判所の判決に対する上告は、ある種の訴訟については、最高裁判所に対して行うことができる。

通常、行政官庁の処分に対する不服申立ては上級の官庁に対してなされる。行政事件は行政裁判所（Förvaltningsrätter）に提訴することができる。行政裁判所の判決に対する訴訟は行政訴訟裁判所（Kammarrätter）に対しなされる。最上級の行政裁判所は最高行政裁判所（Högsta förvaltningsdomstolen）である。さらに、労働市場に関する紛争もしくは独占禁止法に関する訴訟などの特殊な事件を扱う特別裁判所がある。

現行憲法の下では国会は一院制となっており、議員定数は349名である。国会議員は18才以上の全スウェーデン国民が選挙権を有する直接選挙によって選出される。国会議員の任期は4年である。直近の国会議員の総選挙は2014年9月に行われた。

現在、国会に議席を有している政党の過去4回の総選挙における勢力分布は次の通りである。

議席数

| | 2002年 - 2006年 | 2006年 - 2010年 | 2010年 - 2014年 | 2014年 - 2018年 |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 社民党 | 144 | 130 | 112 | 113 |
| 穏健党 | 55 | 97 | 107 | 84 |
| 中央党 | 22 | 29 | 23 | 22 |
| 自由党 | 48 | 28 | 24 | 19 |
| 左翼党 | 30 | 22 | 19 | 21 |
| 環境党 | 17 | 19 | 25 | 25 |
| キリスト教民主党 | 33 | 24 | 19 | 16 |
| スウェーデン民主党 | - | - | 20 | 49 |
| | 349 | 349 | 349 | 349 |

前回の総選挙では、社会民主党および緑の党による少数与党政権が発足した。社会民主党のステファン・ロベーン氏が現首相である。次の総選挙は2018年9月に予定されている。

(b) 国際協力と外交政策

スウェーデンの欧州連合加盟

スウェーデンは、1995年1月1日以降、欧州連合（EU）に加盟しており、EUが協力し合うすべての分野において完全かつ積極的に参加する。スウェーデンは通貨としてユーロを採用していない。そのため、通貨は現在もスウェーデン・クローネ（SEK）である。

スウェーデンの国際機関およびその他の組織への加盟

スウェーデンはEUに加盟している。スウェーデンの加盟しているその他の国際機関には、国際連合（UN）およびその関係機関、国際通貨基金（IMF）、国際復興開発銀行（IBRD）、欧州復興開発銀行（EBRD）、欧州投資銀行（EIB）、経済協力開発機構（OECD）および世界貿易機関（WTO）がある。

北欧諸国（スウェーデン、デンマーク、フィンランド、アイスランドおよびノルウェー）は、ほとんどの分野で緊密に協同する伝統が長く続いている。その基礎となる機関は北欧会議、北欧閣僚会議および北欧投資銀行（NIB）である。

さらにスウェーデンは、米州開発銀行（IDB）、アフリカ開発基金（AfDF）、アフリカ開発銀行（AfDB）、アジア開発基金（AsDF）およびアジア開発銀行（AsDB）のメンバーでもある。

スウェーデンが加盟している主な条約

スウェーデンは数多くの多国間および二国間条約に加盟している。そのうち主要なものは以下のとおりである。

- 国際コーヒー協定（2000年）
- 世界貿易機関設立条約（1994年）
- 国際酪農協定（1994年）
- 国際牛肉協定（1994年）
- 政府調達に関する協定（1994年）
- 国際熱帯木材協定（2006年、1994年）
- 一次産品共通基金設立の為の協定（1980年）
- 通関手続の簡易化および調和に関する国際規約（1973年）
- 宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約（1972年）
- 国際電気通信衛星機構（INTELSAT）に関する条約（1971年）
- 核兵器および他の大量破壊兵器の海底における設置の禁止に関する条約（1971年）
- 国際特許分類に関する3月24日のストラスブール協定（1971年）

農業における労働監査に関する協定129号（1969年）
核拡散防止条約（1968年）
国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（1965年）
大気圏内、宇宙空間および水中における核兵器実験を禁止する条約（1963年）
原子力エネルギーの分野の第三者に対する責任に関する条約（1960年）
南極条約（1959年）
油による海洋汚染防止に関する国際条約（1954年）
国際民間航空条約（1944年）

スウェーデンが加盟している国際金融機関

スウェーデンが加盟している主要な国際金融機関は以下のとおりである。

国際通貨基金（IMF）
国際復興開発銀行（IBRD）
国際開発協会（IDA）
国際金融公社（IFC）
多国間投資保証機構（MIGA）
アジア開発銀行（AsDB）
アジア開発基金（AsDF）
北欧投資銀行（NIB）
アフリカ開発銀行（AfDB）
アフリカ開発基金（AfDF）
米州開発銀行（IDB）
特別運用基金（FSO）
欧州復興開発銀行（EBRD）
欧州投資銀行（EIB）

(2) 経済

1) 経済動向および経済政策

最近の経済の動向および概況

近年のスウェーデンにおけるGDPの成長は、主に高い内需によるものである。2017年に、家計消費は力強い成長を遂げた。公共消費も増加を続けたが、増加率は前年より大幅に低下した。これは主に、移住関連の支出が急速に減少したためであった。近年の高いGDP成長率は、主に投資の成長率が高かったことによる。住宅投資は急増し、投資全体に占める割合は比較的小さいものの、過去3年間にはGDP成長率全体に平均0.7パーセント・ポイント貢献した。失業率は6.7%に低下し、2008年以降最低水準となった。インフレは長年にわたって低率にあったが、2017年には1.8%になった。かかる上昇は、スウェーデン経済における資源利用率の上昇が一因となっているが、その他にも、国際市場でのエネルギー価格の上昇および銀行サービスなどの一部サービスの大幅な値上げなどの一時的な性質の要因も寄与している。

スウェーデン関連の経済情報の一部を下表に示す。

主要な指標

2017年は結果、2018年から2021年については見通し。
別段の記載のない限り、前年からの変動率(%)

| | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| GDP | 2.4 | 2.8 | 2.1 | 1.9 | 1.6 |
| GDP ⁽¹⁾ | 2.7 | 2.9 | 2.1 | 1.6 | 1.5 |
| GDPギャップ ⁽²⁾ | 1.4 | 2.1 | 2.2 | 1.7 | 1.2 |
| 雇用 ⁽³⁾ | 2.3 | 1.4 | 0.7 | 0.4 | 0.3 |
| 雇用率 | 67.8 | 68.3 | 68.4 | 68.4 | 68.2 |
| 労働時間 ⁽¹⁾⁽³⁾ | 1.9 | 1.9 | 1.0 | 0.4 | 0.1 |
| 生産性 ⁽¹⁾⁽⁴⁾ | 1.5 | 1.5 | 1.5 | - | - |
| 失業率 ⁽⁵⁾ | 6.7 | 6.3 | 6.2 | 6.2 | 6.3 |
| 賃金 ⁽⁶⁾ | 2.5 | 2.8 | 3.1 | 3.5 | 3.9 |
| 消費者物価指数 ⁽⁷⁾ | 1.8 | 1.7 | 2.0 | 2.7 | 2.7 |

注(1)年間日数を調整済。

(2)現実GDPと潜在GDPの差額で潜在GDPに対する割合で示している。

(3)15歳から74歳を対象とする。

(4)企業および金融の生産性。2018年および2019年に係る見通し情報のみ入手可能。

(5)15歳から74歳の年齢層の労働力に対する割合。

(6)短期賃金統計に基づき測定。

(7)年間平均。

出所：国立経済調査研究所、2018年3月

2)最近5年間の経済動向

(a)国内総生産と国民所得

以下の表は各年におけるスウェーデンの国内総生産、国内支出に供された財貨およびサービス（純輸入分を含む。）および国内総支出の推移を示したものである。

国内総生産

| | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 |
|---------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 国内総生産（現行価格） ⁽¹⁾ | 3,769,909 | 3,936,840 | 4,199,860 | 4,404,802 | 4,604,205 |
| 国内総生産（不変価格） ⁽²⁾ | 3,978,564 | 4,082,179 | 4,266,774 | 4,404,802 | 4,510,687 |
| 実質成長率（不変価格） ⁽³⁾ | 1.2 | 2.6 | 4.5 | 3.2 | 2.4 |
| 国民1人当りの国内総生産 （現行価格） ⁽⁴⁾ | 393 | 406 | 429 | 444 | 458 |

注(1)百万クローネ

(2)2016年価格、百万クローネ

(3)パーセント

(4)千クローネ

国内総支出

| (単位：百万クローネ) | 2016年価格を基準にした価格表示 ⁽¹⁾ | | | | | 現行価格 による表 示 2017年 | GDPに対する 割合(%) (2016年価格) ⁽¹⁾ | |
|--------------------------------|----------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------------------|--|-------|
| | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | | 2013年 | 2017年 |
| 国内支出に供された財貨 およびサービス | | | | | | | | |
| 国内総生産 ⁽²⁾ | 3,978,564 | 4,082,179 | 4,266,774 | 4,404,802 | 4,510,687 | 4,604,205 | 100.0 | 100.0 |
| 財貨およびサービスの輸入 | 1,502,375 | 1,596,736 | 1,680,461 | 1,737,007 | 1,823,701 | 1,893,691 | 37.8 | 40.4 |
| 財貨およびサービスの 総供給量 | 5,480,939 | 5,678,915 | 5,947,235 | 6,141,809 | 6,334,388 | 6,497,896 | 137.8 | 140.4 |
| 財貨およびサービスの輸出 (控除) | 1,697,469 | 1,786,709 | 1,888,278 | 1,950,148 | 2,021,731 | 2,085,859 | 42.7 | 44.8 |
| 国内支出に供された財貨 およびサービスの合計 | 3,783,470 | 3,892,206 | 4,058,957 | 4,191,661 | 4,312,657 | 4,412,037 | 95.1 | 95.6 |
| 国内支出 | | | | | | | | |
| <i>消費</i> | | | | | | | | |
| 民間部門消費 | 1,812,098 | 1,850,654 | 1,908,376 | 1,949,753 | 1,996,240 | 2,029,987 | 45.5 | 44.3 |
| 公的部門消費 | 1,075,092 | 1,091,342 | 1,117,638 | 1,151,745 | 1,156,198 | 1,198,192 | 27.0 | 25.6 |
| 消費合計 | 2,887,190 | 2,941,996 | 3,026,014 | 3,101,498 | 3,152,438 | 3,228,179 | 72.6 | 69.9 |
| <i>総固定資本形成：</i> | | | | | | | | |
| 建物および建設 | 353,412 | 386,777 | 419,898 | 458,036 | 499,010 | 512,931 | 8.9 | 11.1 |
| その他 | 353,917 | 563,644 | 612,783 | 632,127 | 661,209 | 739,518 | 13.5 | 14.7 |
| 総固定資本形成合計 | 889,329 | 937,909 | 1,003,043 | 1,059,545 | 1,123,523 | 1,148,622 | 22.4 | 24.9 |
| 在庫変動 ⁽³⁾ | 7,058 | 12,512 | 29,638 | 30,618 | 36,696 | 35,236 | 0.2 | 0.8 |
| 国内総支出 | 3,783,577 | 3,892,417 | 4,058,695 | 4,191,661 | 4,312,657 | 4,412,037 | 95.1 | 95.6 |

注(1)時系列連鎖により、各項目の合計額は算出されない。

(2)市場価格。

(3)貴重品を含む。

(b)産業構造および主要産業の最近の状況

産業別国内総生産

| | 現行価格表示(単位：百万クローネ) | | | | | GVAに対する割合(%) | |
|--------------------------------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------|-------|
| | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2013年 | 2017年 |
| 農業・林業・漁業 | 46,230 | 46,804 | 50,509 | 50,590 | 51,093 | 1.4 | 1.3 |
| 鉱業・採石業 | 18,448 | 17,227 | 15,697 | 16,976 | 21,815 | 0.6 | 0.5 |
| 製造業 | 560,002 | 575,210 | 574,766 | 595,108 | 625,662 | 16.8 | 15.4 |
| 電力・ガス・水道業 | 109,042 | 111,403 | 105,664 | 110,954 | 117,666 | 3.3 | 2.9 |
| 建設業 | 181,899 | 193,821 | 214,481 | 232,674 | 254,744 | 5.5 | 6.3 |
| 卸売・小売業 | 355,757 | 379,740 | 401,513 | 421,254 | 436,127 | 10.7 | 10.7 |
| 宿泊・飲食業 | 57,524 | 60,659 | 67,390 | 70,731 | 72,320 | 1.7 | 1.8 |
| 運輸・倉庫業 | 151,012 | 153,698 | 165,611 | 165,110 | 169,305 | 4.5 | 4.2 |
| 情報・通信業 | 186,801 | 198,966 | 285,633 | 288,928 | 294,109 | 5.6 | 7.2 |
| 金融・保険業 | 151,616 | 160,900 | 172,071 | 166,848 | 164,256 | 4.5 | 4.0 |
| 不動産業 | 290,418 | 308,744 | 310,603 | 333,099 | 347,978 | 8.7 | 8.5 |
| ビジネス・サービス業 | 313,705 | 332,433 | 360,930 | 389,805 | 418,031 | 9.4 | 10.3 |
| 社会サービスおよび その他サービス業 ⁽¹⁾ | 864,514 | 898,799 | 944,614 | 999,955 | 1,044,798 | 25.9 | 25.7 |
| その他製造業 ⁽²⁾ | 46,468 | 48,477 | 50,275 | 52,229 | 53,993 | 1.4 | 1.3 |
| 誤差 ⁽³⁾ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 基準価格表示によるGVA (粗付加価値) | 3,333,436 | 3,486,881 | 3,719,757 | 3,894,261 | 4,071,897 | 100.0 | 100.0 |
| 間接税(補助金を除く。) ⁽⁴⁾ | 436,473 | 449,959 | 480,103 | 510,541 | 532,308 | | |
| 市場価格表示によるGDP | 3,769,909 | 3,936,840 | 4,199,860 | 4,404,802 | 4,604,205 | | |

注(1)公共サービスの付加価値合計を含むNACE P85-T98。

(2)付加価値、NPISH。

(3)生産業者から入手した統計資料に基づいて計算したGDPと消費支出に関する統計に基づいて計算したGDPとの間の誤差。

(4)商品に対する間接税および補助金のみ。

製造業の推移

| | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 鉱工業生産指数 | | | | | |
| 製造業 (2015年 = 100) | 96.8 | 95.7 | 100.0 | 103.6 | 108.8 |
| 製造業変化率 (%) ⁽¹⁾ | -4.9 | -1.1 | 4.4 | 3.7 | 4.9 |

注(1)前期からの比率の増減

(c)物価の動向

各期間における物価指数、賃金および国民1人当りの可処分所得を下表に示す。

物価、賃金および国民1人当りの可処分所得指数 - スウェーデン統計局

| | 消費者物価指数 | | 卸売物価指数 ⁽¹⁾ | | 鉱工業賃金指数 ⁽²⁾ | | 国民1人当りの可処分所得 ⁽³⁾ | |
|-------|---------------|----------------------|-----------------------|----------------------|------------------------|----------------------|-----------------------------|----------------------|
| | (1980年 = 100) | 前年(期)比 上昇率 (%) | (2015年 = 100) | 前年(期)比 上昇率 (%) | (2008年1月 = 100) | 前年(期)比 上昇率 (%) | | 前年(期)比 上昇率 (%) |
| 2013年 | 314.1 | 0.0 | 100.6 | -2.4 | 116.7 | 2.1 | 206,400 | 1.5 |
| 2014年 | 313.5 | -0.2 | 101.3 | 0.7 | 119.5 | 2.4 | 210,100 | 1.8 |
| 2015年 | 313.4 | 0.0 | 100.0 | -1.3 | 122.5 | 2.6 | 213,100 | 1.4 |
| 2016年 | 316.4 | 1.0 | 98.6 | -1.4 | 124.8 | 1.9 | 217,900 | 2.3 |
| 2017年 | 322.1 | 1.8 | 103.9 | 5.4 | 126.9 | 1.7 | 219,700 | 0.8 |

注(1)スウェーデン政府刊行の国内物価指数。

(2)スウェーデン政府刊行の民間部門、製造業、鉱工業、採石業、エネルギーおよび環境部門の会社の給与制従業員の直接賃金に関する指数。社会保障拠出、給与税および一定の非経常項目を除く。年間平均。2017年については暫定値。

(3)単位：スウェーデン・クローネ。2016年を基準にした可処分所得、実質価値。

(d)雇用と労働

実労働者数

| | 実労働者数 | | 被雇用者 | | 失業者 (実労働者に 占める割合) (%) |
|-------|---------------|-------------------------|---------------|-------------------------|--------------------------------|
| | 全体 (単位：千人) | 男性 (全体に占める 割合)(%) | 全体 (単位：千人) | 男性 (全体に占める 割合)(%) | |
| 2013年 | 5,116 | 52.5 | 4,705 | 52.4 | 8.0 |
| 2014年 | 5,183 | 52.6 | 4,772 | 52.4 | 7.9 |
| 2015年 | 5,223 | 52.4 | 4,837 | 52.3 | 7.4 |
| 2016年 | 5,277 | 52.4 | 4,910 | 52.2 | 6.9 |
| 2017年 | 5,380 | 52.5 | 5,022 | 52.4 | 6.7 |

出所：スウェーデン統計局「労働力調査（15才-74才対象（失業者についての国際的な定義による。））」およびスウェーデン国立労働市場委員会

(e)社会保障制度

スウェーデンには、国民健康保険、児童および住宅手当ならびにいくつかの社会保障制度を含む包括的な社会福祉システムがある。社会福祉は、中央政府と地方自治体が責任を分担している。中央政府は予算を通して、基本的な年金制度、児童および住宅手当の資金を供給する。種々の形態の社会保険は、雇用者からの保険料で、その全部あるいは一部がまかなわれるが、被雇用者の分担額は増加している。地方議会（直接選挙により選出され、独立した徴税権を持つ地方自治体）は、健康保険を管理している。

(3) 貿易及び国際収支

1) 概要

スウェーデンの経済は貿易に大きく依存している。2013年から2017年までの間における財貨およびサービスの輸入および輸出は、平均してGDPのそれぞれ40%および45%相当を占めていた。

2) 貿易および国際収支 (2013年 - 2017年)

貿易収支

| | 輸出 (f . o . b .) | | 輸入 (c . i . f .) | | 貿易収支 (単位 : 百万クローネ) | 輸入に対する 輸出の割合 (%) |
|-------|--------------------|-----------------|--------------------|-----------------|----------------------------|--------------------------|
| | (単位 : 百万クローネ) | 前年比増加率 (%) | (単位 : 百万クローネ) | 前年比増加率 (%) | | |
| 2013年 | 1,647,200 | -2 | 1,460,300 | -2 | 186,900 | 113 |
| 2014年 | 1,758,000 | 7 | 1,585,600 | 9 | 172,300 | 111 |
| 2015年 | 1,897,800 | 8 | 1,688,400 | 6 | 209,400 | 112 |
| 2016年 | 1,926,400 | 2 | 1,729,800 | 2 | 196,600 | 111 |
| 2017年 | 2,046,300 | 6 | 1,891,200 | 9 | 155,000 | 108 |

(a) 品目別および地域別の輸出入

主要品目別貿易

輸出 (f . o . b .)

(単位 : 百万クローネ)

| | 12月31日に終了した年 | | | | | | | | | |
|-------------|------------------|------------|------------------|------------|------------------|------------|------------------|------------|------------------|------------|
| | 2013年 | % | 2014年 | % | 2015年 | % | 2016年 | % | 2017年 | % |
| 食品・飲料およびタバコ | 61,806 | 6 | 66,718 | 6 | 73,294 | 6 | 80,649 | 7 | 81,107 | 6 |
| 木製品 | 23,596 | 2 | 25,959 | 2 | 26,652 | 2 | 26,525 | 2 | 28,981 | 2 |
| パルプ | 17,415 | 2 | 18,701 | 2 | 19,491 | 2 | 18,194 | 2 | 19,395 | 1 |
| 紙および厚紙 | 73,288 | 7 | 73,327 | 7 | 74,500 | 6 | 74,591 | 6 | 77,369 | 6 |
| 石油製品 | 84,178 | 8 | 90,040 | 8 | 70,787 | 6 | 64,617 | 5 | 80,909 | 6 |
| 石炭および電力 | 7,951 | 1 | 8,563 | 1 | 6,891 | 1 | 7,417 | 1 | 9,801 | 1 |
| 鉄鋼 | 46,834 | 4 | 49,994 | 4 | 50,926 | 4 | 50,819 | 4 | 60,274 | 5 |
| 鉄鉱石および屑鉄 | 28,165 | 3 | 29,996 | 3 | 23,348 | 2 | 24,515 | 2 | 33,668 | 3 |
| 非鉄金属 | 22,079 | 2 | 22,072 | 2 | 22,866 | 2 | 22,249 | 2 | 27,649 | 2 |
| その他鉱物および原料 | 2,491 | 0 | 2,298 | 0 | 2,739 | 0 | 2,665 | 0 | 3,006 | 0 |
| 金属製品 | 32,102 | 3 | 33,425 | 3 | 34,695 | 3 | 34,698 | 3 | 35,780 | 3 |
| 機械および機器 | 305,142 | 28 | 315,785 | 28 | 331,235 | 28 | 323,693 | 27 | 343,309 | 26 |
| 自動車および部品 | 126,222 | 12 | 122,687 | 11 | 146,444 | 12 | 165,303 | 14 | 191,527 | 15 |
| 化学製品および合成樹脂 | 131,187 | 12 | 136,313 | 12 | 152,910 | 13 | 151,185 | 13 | 162,498 | 12 |
| 衣料品・履物および皮革 | 16,221 | 1 | 17,423 | 2 | 20,221 | 2 | 20,020 | 2 | 21,064 | 2 |
| その他工業製品 | 105,910 | 10 | 108,153 | 10 | 117,181 | 10 | 117,905 | 10 | 122,859 | 9 |
| その他生産物 | 6,211 | 1 | 5,508 | 0 | 6,310 | 1 | 7,510 | 1 | 7,295 | 1 |
| 輸出合計 | 1,090,797 | 100 | 1,126,965 | 100 | 1,180,491 | 100 | 1,192,556 | 100 | 1,306,489 | 100 |

輸入 (c . i . f)

(単位 : 百万クローネ)

12月31日に終了した年

| | 2013年 | | 2014年 | | 2015年 | | 2016年 | | 2017年 | |
|-------------|------------------|------------|------------------|------------|------------------|------------|------------------|------------|------------------|------------|
| | | % | | % | | % | | % | | % |
| 食品・飲料およびタバコ | 106,027 | 10 | 112,846 | 10 | 125,243 | 11 | 135,997 | 11 | 138,261 | 11 |
| 木製品 | 7,101 | 1 | 7,085 | 1 | 6,265 | 1 | 6,453 | 1 | 6,972 | 1 |
| パルプ | 2,682 | 0 | 2,579 | 0 | 2,840 | 0 | 3,362 | 0 | 3,742 | 0 |
| 紙および厚紙 | 13,115 | 1 | 13,916 | 1 | 14,278 | 1 | 15,027 | 1 | 15,980 | 1 |
| 石油製品 | 142,317 | 14 | 143,360 | 13 | 108,301 | 9 | 99,989 | 8 | 124,148 | 9 |
| 石炭および電力 | 7,609 | 1 | 7,321 | 1 | 5,291 | 0 | 7,648 | 1 | 8,240 | 1 |
| 鉄鋼 | 33,292 | 3 | 34,044 | 3 | 34,184 | 3 | 36,822 | 3 | 47,232 | 4 |
| 鉄鉱石および屑鉄 | 12,991 | 1 | 12,360 | 1 | 13,412 | 1 | 11,607 | 1 | 14,003 | 1 |
| 非鉄金属 | 15,597 | 1 | 16,550 | 1 | 17,157 | 1 | 16,958 | 1 | 20,052 | 2 |
| その他鉱物および原料 | 8,433 | 1 | 8,744 | 1 | 9,453 | 1 | 9,283 | 1 | 9,717 | 1 |
| 金属製品 | 30,261 | 3 | 32,607 | 3 | 36,026 | 3 | 37,175 | 3 | 41,434 | 3 |
| 機械および機器 | 271,098 | 26 | 291,523 | 26 | 317,772 | 27 | 323,219 | 27 | 344,885 | 26 |
| 自動車および部品 | 107,984 | 10 | 121,544 | 11 | 140,590 | 12 | 160,627 | 13 | 174,294 | 13 |
| 化学製品および合成樹脂 | 119,232 | 11 | 131,093 | 12 | 134,854 | 12 | 133,818 | 11 | 142,229 | 11 |
| 衣料品・履物および皮革 | 37,989 | 4 | 40,102 | 4 | 49,461 | 4 | 51,691 | 4 | 52,928 | 4 |
| その他工業製品 | 129,445 | 12 | 134,549 | 12 | 150,756 | 13 | 156,644 | 13 | 168,617 | 13 |
| その他生産物 | 851 | 0 | 741 | 0 | 1,164 | 0 | 1,249 | 0 | 1,039 | 0 |
| 輸入合計 | 1,046,025 | 100 | 1,110,965 | 100 | 1,167,047 | 100 | 1,207,569 | 100 | 1,313,773 | 100 |

地域別貿易

輸出 (f . o . b .)

(単位 : 百万クローネ)

12月31日に終了した年

| | 2013年 | % | 2014年 | % | 2015年 | % | 2016年 | % | 2017年 | % |
|--------------------------|------------------|------------|------------------|------------|------------------|------------|------------------|------------|------------------|------------|
| 欧州連合 (EU28カ国) | | | | | | | | | | |
| イギリス | 71,207 | 7 | 80,686 | 7 | 84,456 | 7 | 71,908 | 6 | 81,287 | 6 |
| ドイツ | 108,441 | 10 | 113,029 | 10 | 119,826 | 10 | 125,331 | 11 | 142,950 | 11 |
| デンマーク | 74,428 | 7 | 77,601 | 7 | 81,242 | 7 | 83,322 | 7 | 89,558 | 7 |
| フィンランド | 77,066 | 7 | 78,795 | 7 | 79,740 | 7 | 80,934 | 7 | 90,331 | 7 |
| その他EU28諸国 ⁽¹⁾ | 293,630 | 27 | 304,057 | 27 | 321,721 | 27 | 340,278 | 29 | 363,850 | 28 |
| EU28カ国合計 | 624,772 | 57 | 654,169 | 58 | 686,985 | 58 | 701,772 | 59 | 767,976 | 59 |
| 欧州自由貿易連合 (EFTA) | | | | | | | | | | |
| ノルウェー | 116,679 | 11 | 118,197 | 10 | 121,727 | 10 | 123,862 | 10 | 133,326 | 10 |
| その他EFTA諸国 ⁽²⁾ | 15,129 | 1 | 13,761 | 1 | 16,168 | 1 | 17,188 | 1 | 17,527 | 1 |
| EFTA合計 | 131,808 | 12 | 131,957 | 12 | 137,895 | 12 | 141,050 | 12 | 150,854 | 12 |
| 中欧・東欧諸国 ⁽³⁾ | 1,223 | 0 | 1,439 | 0 | 1,536 | 0 | 1,405 | 0 | 1,508 | 0 |
| ロシア | 23,614 | 2 | 22,078 | 2 | 14,688 | 1 | 14,648 | 1 | 18,738 | 1 |
| アメリカ | 67,835 | 6 | 75,876 | 7 | 90,541 | 8 | 87,008 | 7 | 90,007 | 7 |
| 日本 | 14,725 | 1 | 14,031 | 1 | 15,227 | 1 | 17,918 | 2 | 19,534 | 1 |
| 中国 | 39,545 | 4 | 39,858 | 4 | 45,174 | 4 | 45,959 | 4 | 58,506 | 4 |
| OPEC諸国 ⁽⁴⁾ | 31,599 | 3 | 34,019 | 3 | 31,763 | 3 | 27,270 | 2 | 27,995 | 2 |
| その他諸国 | 155,677 | 14 | 153,538 | 14 | 156,681 | 13 | 155,526 | 13 | 171,373 | 13 |
| 輸出合計 | 1,090,797 | 100 | 1,126,965 | 100 | 1,180,491 | 100 | 1,192,556 | 100 | 1,306,489 | 100 |

注(1)オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、エストニア、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニアおよびスペイン

(2)スイス、アイスランドおよびリヒテンシュタイン

(3)ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロおよびセルビア

(4)アルジェリア、アンゴラ、エクアドル、ガボン、イラン、イラク、クウェート、リビア、ナイジェリア、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦およびベネズエラ

輸入 (c . i . f .)

(単位 : 百万クローネ)

| | 12月31日に終了した年 | | | | | | | | | |
|-----------------------|------------------|------------|------------------|------------|------------------|------------|------------------|------------|------------------|------------|
| | 2013年 | % | 2014年 | % | 2015年 | % | 2016年 | % | 2017年 | % |
| 欧州連合 (EU28カ国) | | | | | | | | | | |
| イギリス | 63,236 | 6 | 68,810 | 6 | 64,645 | 6 | 62,459 | 5 | 67,709 | 5 |
| ドイツ | 183,110 | 18 | 193,839 | 17 | 208,640 | 18 | 227,337 | 19 | 247,166 | 19 |
| デンマーク | 84,914 | 8 | 82,069 | 7 | 90,628 | 8 | 91,796 | 8 | 94,756 | 7 |
| フィンランド | 57,743 | 6 | 56,093 | 5 | 52,818 | 5 | 54,873 | 5 | 61,799 | 5 |
| その他 EU28 諸国 (1) | 337,391 | 32 | 369,492 | 33 | 406,240 | 35 | 428,799 | 36 | 468,875 | 36 |
| EU28カ国合計 | 726,394 | 69 | 770,304 | 69 | 822,971 | 71 | 865,264 | 72 | 940,306 | 72 |
| 欧州自由貿易連合 (EFTA) | | | | | | | | | | |
| ノルウェー | 92,941 | 9 | 91,597 | 8 | 95,783 | 8 | 99,812 | 8 | 106,654 | 8 |
| その他 EFTA 諸国 (2) | 7,884 | 1 | 8,355 | 1 | 9,866 | 1 | 9,861 | 1 | 10,581 | 1 |
| EFTA合計 | 100,825 | 10 | 99,952 | 9 | 105,649 | 9 | 109,672 | 9 | 117,234 | 9 |
| 中・東欧諸国 ⁽³⁾ | | | | | | | | | | |
| ロシア | 45,924 | 4 | 54,345 | 5 | 38,132 | 3 | 31,736 | 3 | 37,347 | 3 |
| アメリカ | 28,686 | 3 | 28,097 | 3 | 32,072 | 3 | 32,158 | 3 | 31,244 | 2 |
| 日本 | 8,917 | 1 | 9,966 | 1 | 9,973 | 1 | 11,421 | 1 | 10,803 | 1 |
| 中国 | 43,795 | 4 | 49,956 | 4 | 58,948 | 5 | 55,806 | 5 | 59,617 | 5 |
| OPEC諸国 ⁽⁴⁾ | 17,968 | 2 | 20,087 | 2 | 13,106 | 1 | 11,228 | 1 | 19,825 | 2 |
| その他諸国 | 72,737 | 7 | 77,364 | 7 | 85,155 | 7 | 88,933 | 7 | 95,348 | 7 |
| 輸入合計 | 1,046,025 | 100 | 1,110,965 | 100 | 1,167,047 | 100 | 1,207,569 | 100 | 1,313,773 | 100 |

注(1)オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、エストニア、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニアおよびスペイン

(2)スイス、アイスランドおよびリヒテンシュタイン

(3)ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロおよびセルビア

(4)アルジェリア、アンゴラ、エクアドル、ガボン、イラン、イラク、クウェート、リビア、ナイジェリア、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦およびベネズエラ

(b)日本との貿易

スウェーデンの日本向けの財の輸出は、2017年にも増加を続けた。スウェーデンの日本に対する主要な輸出品目は、化学製品および合成樹脂製品ならびに機械および機器であり、それぞれ輸出総額の36%および18%を占めた。スウェーデンの日本からの財の輸入は、3年ぶりに減少した。日本からの主要な輸入品目は機械および機器であり、輸入総額の44%を占めた。

(c) 国際収支

国際収支

取引(項目および年別内訳)

(単位:十億クローネ)

| | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 |
|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 1. 経常収支 | 197.3 | 179.1 | 190.3 | 187.0 | 145.4 |
| 1.1 貿易・サービス収支 | 186.9 | 172.3 | 209.4 | 196.6 | 155.0 |
| 1.1.1 貿易収支 (f.o.b. - f.o.b.) | 121.0 | 119.3 | 116.3 | 102.2 | 110.3 |
| 1.1.2 サービス収支 | 66.0 | 53.0 | 93.1 | 94.4 | 44.7 |
| 1.2 第一次所得 | 77.5 | 76.7 | 50.4 | 49.9 | 64.8 |
| 1.2.1 雇用者報酬 | 18.7 | 19.7 | 17.2 | 13.7 | 11.2 |
| 1.2.2 投資収益 | 53.8 | 52.5 | 31.3 | 34.2 | 52.1 |
| 1.2.3 その他第一次所得 | 5.1 | 4.5 | 1.9 | 2.1 | 1.5 |
| 1.3 第二次所得 | -67.2 | -70.0 | -69.5 | -59.5 | -74.5 |
| 1.3.1 EUへの/EUからの寄付等 | -33.0 | -32.6 | -33.3 | -23.1 | -27.6 |
| 1.3.2 交付金および寄付金 | -19.4 | -21.1 | -21.2 | -22.2 | -29.9 |
| 1.3.3 その他第二次所得 | -14.8 | -16.3 | -14.9 | -14.3 | -16.9 |
| 2. 資本収支(純額) | -9.4 | -5.7 | -8.3 | -3.5 | -5.1 |
| 3. 金融収支(純額) | 135.4 | 112.8 | 85.5 | -146.0 | 59.6 |
| 3.1 直接投資 | 171.7 | 35.4 | 63.2 | -53.5 | 76.1 |
| 3.1.1 海外 | 197.3 | 63.1 | 121.4 | 50.7 | 207.8 |
| 3.1.2 国内 | -25.6 | -27.7 | -58.2 | -104.3 | -131.6 |
| 3.2 証券投資 | -316.3 | 159.0 | -110.7 | 50.2 | -61.5 |
| 3.2.1 資産(海外投資の変動) | 163.5 | 197.7 | -83.7 | 28.2 | 158.8 |
| 3.2.2 債務(海外からスウェーデンへの投資の変動) | -479.8 | -38.6 | -26.9 | 22.0 | -220.2 |
| 3.3 金融派生商品 | -63.7 | -21.4 | -2.6 | -22.8 | -69.0 |
| 3.3.1 資産(海外投資の変動) | -702.1 | -660.3 | -913.1 | -932.9 | -1,446.3 |
| 3.3.2 債務(海外からスウェーデンへの投資の変動) | 638.5 | 638.9 | 910.5 | 910.1 | 1,377.3 |
| 3.4 その他投資 | 248.3 | -61.3 | 124.6 | -156.2 | 110.9 |
| 3.5 外貨準備 | 95.4 | 1.0 | 11.0 | 36.4 | 3.0 |
| 4. 誤差脱漏(純額) | -52.5 | -60.6 | -96.6 | -329.5 | -80.7 |

(d)外貨準備の推移および外国為替相場の動向

各年の各表示日現在におけるスウェーデンの公的な外貨準備に関する計数を下表に示す。

(単位：百万米ドル)

| | 12月31日現在 | | | | |
|-----------------|----------|--------|--------|--------|--------|
| | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 |
| 金 | 4,888 | 4,795 | 4,293 | 4,656 | 5,265 |
| S D R | 3,321 | 3,042 | 3,003 | 2,680 | 2,936 |
| I M F 準備ポジション合計 | 1,794 | 1,390 | 1,038 | 487 | 535 |
| 銀行および証券投資の残高 | 55,376 | 53,306 | 49,830 | 51,572 | 53,463 |
| 合計 | 65,379 | 62,533 | 58,164 | 59,395 | 62,199 |

3)外国為替管理

スウェーデン・クローネの仲値（日次）としてスウェーデン中央銀行により報告された当該期間のスウェーデン・クローネの米ドルおよびユーロに対する平均相場を下表に示す。

| 期間 | 1米ドルに相当する クローネ額 | 1ユーロに相当する クローネ額 |
|-------|--------------------|--------------------|
| 2013年 | 6.5140 | 8.6494 |
| 2014年 | 6.8577 | 9.0968 |
| 2015年 | 8.4350 | 9.3562 |
| 2016年 | 8.5613 | 9.4704 |
| 2017年 | 8.5380 | 9.6326 |

1989年7月1日、ほぼ全ての外国為替管理規制が撤廃され、1990年7月1日には外国為替管理法が公式に廃止された。